HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	低所得層の研究 II ： 札幌調査・1973年の追跡・1978年による世帯の変化と生活水準の変動に関する実証的研究
Author(s)	杉村, 宏
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 22, 1-78
Issue Date	1982-03-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88026
Type	departmental bulletin paper
File Information	vol_22.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

ＩＳＳＮ 0385―6070

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設
研究報告書　第22号

低所得層の研究 II

―札幌調査・1973年の追跡・1978年による
世帯の変化と生活水準の変動に関する実証的研究―

１９８２・３

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

低所得層の研究 II

—札幌調査・1973年の追跡・1978年による
世帯の変化と生活水準の変動に関する実証的研究—

杉村　宏

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

序

本研究報告書は，『低所得層の研究・Ⅰ』（産研・研究報告書　20号）につぐく，高山武志研究員と，同主宰研究グループ・本学部教育計画講座の杉村宏による低所得層の実態調査にもとづいた研究である。『低所得層の研究・Ⅰ』は，貧困研究の方法論的検討を，現代，英国をはじめ欧米で問題とされているDeprivation　概念を中心として，さらに現実のわが国での低所得層測定の方法についてあきらかにしたが，本研究報告書『低所得層の研究・Ⅱ』は，高山武志が1973年，札幌市で行なった分析世帯1,159にのぼる実証研究（高山武志『大都市における低所得層の調査』1976）をうけて，同一世帯を1973年調査から5年間を経過した1978年10月を調査時点として，追跡調査した諸結果の一端をとりまとめたものである。

この追跡調査は「低所得・貧困層」の形成過程の一指標としての「所得階層変動」を個々の世帯の家族構成変化，生計中心者の就業形態変化等の世帯のいかなる要因と関連しているかを，つぶさにあきらかにすることにより，とりわけ所得階層の下降とどのような相互関連があるかの実態分析を課題としたものである。

大都市の場合（札幌はすでに144万都市）住民層の地域移動が激しいため，こうした追跡調査が如何に困難であるかは周知の事実であるが，本調査の場合も938世帯を対象として1978年に第1次，第2次の調査を行ない，464世帯の分析標本を得ている。本研究報告書は，その調査のうちから「世帯構成員の年令の上昇にともなう世帯類型の変動，それがもたらす世帯の就労構造，消費構造の変化，それと世帯の所得水準を規定するところの所得階層変動との関連分析」にまとをしぼってある。その意味で，都市住民の就労構造，階層移動，地域移動の相互の関連性を個々の人間の生活をとうして観察し，労働と消費の両面から生活水準の変動をあきらかにするという課題は，『低所得層の研究・Ⅲ』以下でひきつぐいであきらかにされる予定である。

すでに1973年調査で，当時の札幌市民の1割は生活保護基準以下，全体の3割が生活保護基準の1.4倍未満の低所得水準にあることを高山武志研究員はあきらかにし，「新しい貧困化」がいわれる中で，「旧来の貧困」のもつ意味の重要性をあらためて提起したが，1973年調査との比較の中で，本研究報告書は，「低所得・貧困層」として，ある一定期間停滞する世帯類型は，未成熟の子供を養育する夫婦家族世帯，老人のみの世帯，母子世帯であること等々，多くの現在，解決されなければならない問題点を事実をもってあきらかにしている。

研究者集団によるこうした大規模な地道な実態調査にもとづく現状分析が乏しくなってきたとき，本研究報告書は関連学界の研究の進展に資するばかりではなしに，現実の社会福祉の任にたずさわる多くの方々に，その解決課題達成のための大きな指針となるであろうことを願っている。

1982年 3 月

北海道大学教育学部附属
産業教育計画研究施設
施設長　　布　施　鉄　治

目　　次

序　章　本稿の課題と範囲 …… 1

第1章　追跡調査結果の概要 …… 6
　第1節　調査の計画と手順 …… 6
　　1項　調査の計画 …… 6
　　2項　調査の実施とそこでの問題点 …… 7
　第2節　調査結果の概括 …… 8
　　1項　'78年第1次調査の概観 …… 8
　　2項　住民台帳調査の結果 …… 9
　　3項　'78年第2次調査 …… 10
　ま　と　め …… 11

第2章　追跡調査結果の分析
　　―1973年時点の状況を手がかりとして― …… 13
　第1節　調査結果の諸特徴 …… 13
　　1項　分析の目的と範囲 …… 13
　　2項　世代，家族，世帯類型 …… 13
　　3項　職業階層，所得階層 …… 17
　第2節　調査結果事由別の特徴 …… 19
　　1項　調査不能世帯 …… 19
　　2項　拒否世帯 …… 20
　　3項　市外転居世帯 …… 23
　　4項　再転居世帯 …… 26
　　5項　行方不明世帯 …… 29

第3章　調査完了世帯の諸変化 …… 33
　第1節　世帯構成 …… 33
　　1項　世帯人員 …… 33
　　2項　就労・就業人員 …… 34

3項　世帯主の年令層 …… 35
4項　世帯類型 …… 36
5項　老人の同居化と別居化 …… 37
第2節　職業と所得 …… 43
1項　世帯主の職業階層 …… 43
2項　世帯主の所得 …… 50
3項　世帯の総所得 …… 51

第4章　所得階層変動分析の方法とその前提 …… 55
第1節　所得階層の意味 …… 55
第2節　所得階層変動分析の前提 …… 56
1項　生活保護基準の時差 …… 56
2項　所得階層決定要因 …… 57
3項　分析項目 …… 57
第3節　所得階層変動の類型化 …… 57

第5章　世帯類型の変化からみた所得階層変動
—「低所得・貧困層」の分布と形成— …… 60
第1節　世帯構成の変化 …… 60
1項　世帯人員の変化と所得階層変動 …… 60
2項　就労・就業人員の変化と所得階層変動 …… 62
第2節　世帯類型の変動と所得階層変動 …… 63
1項　世帯類型に変化のなかった世帯 …… 64
2項　標準的核家族世帯における共働きの意味 …… 69
3項　世帯類型が変動した世帯 …… 71
ま　と　め …… 75

まとめにかえて …… 77

序　章　本稿の課題と範囲

1

われわれの研究室で,1973年に札幌市住民の生活実態調査をおこなった意図は，都市における「低所得・貧困層」の分布とその性格を解明することにあった。この結果はすでに，「大都市における低所得層の調査」によって公表されているが，結論をひとことで要約すれば，札幌市民のほぼ一割に相当する人々は，当時の生活保護基準にも満たない所得で生計を維持しており，また全体の30%にのぼる人々が，生活保護基準の1.4倍未満の低所得水準にあるということであった。

1973年10月を起点としておこなわれたこの調査は，オイル・ショックという日本経済にとってドラステックな転換点の時期であったとはいえ，当時の札幌市住民の生活の基調は，「狂乱物価」にたいする生活防衛のための大幅な賃金引上げによって支えられていた，「高度経済成長」最末期の状況下の生活を対象としていたのである。以上の点を想起するならば,1973年調査の結果は，高度経済成長政策による国民生活の現状に対してきわめて重要な問題を提起したと言える。

一般に高度経済成長政策は，国民の所得を引上げ，それは消費水準の拡大をまねき，生活水準は確実に高まったと信じられていた。少くとも生活水準の向上には疑問があるとしても，所得水準は間違いなく引きあげられていた。また公認の貧困層である生活保護受給者は減少の一途をたどり，彼らの大部分は傷病や心身に障害をもっていたり，高令者や生計中心者を欠く母子世帯などのいわば「ハンディキャップ」世帯であり，すくなくとも稼働能力を有し現に就労・就業していれば，貧困や「低所得」とは無縁であると信じられていた。Working Poorは，高度経済成長政策のおかげでこの国からは一掃されたと考えられるようになった。

社会福祉や貧困を研究対象とする人々の間でも，経済的貧困に対する関心は薄れ，都市化や過疎化にともなう社会的共同消費手段の欠除，たちおくれに着目した「新しい貧困化」が大いに論じられるところとなった。

1973年札幌調査は，まさにそのような経済情勢と社会動向のなかで実施され，「低所得・貧困層」の量的測定とその存在形態を世帯類型の特質や就労構造など多方面から分析したのである。この調査結果はまた，時期を同じくして東京都中野区で江口英一教授がおこなった，区民の生活水準測定結果とも，きわめてよく一致しており，単に札幌市住民の生活にあらわれた特殊な現象ではなくて，すくなくとも都市住民の生活水準にあらわれる一般的傾向であることも明らかになった。

当時の生活保護基準による消費水準は，一般勤労者世帯の消費水準の57～８％と，６割にも満たない低水準であったし，国民全体に占める被保護者の割合は全国平均で1.3％であったから,この2つの調査結果は，社会福祉研究者の注目を集めたが，それはごく一部を除いて，たかだか経済的貧困,「旧来の貧困」に対するあらたな関心が生まれ，他方では，調査方法に関する批判があった程度にとどまっている。まだ社会福祉や社会政策の課題としての貧困に関するとりくみが全面的に展開しているとは言い難い状況なのである。

われわれは以上のような現状であるからこそ，このテーマに関する実証研究をより強めなければならないと考えている。

そこで本稿の課題をのべる前に,1973年調査の方法にかかわる批判に関してひとこと触れておくこととする。

札幌調査に関するおもなものは，方法論や内容にかかわるというよりはむしろ技術的なものである。

批判の第１点は調査対象地域の選定に関するものであり，第２点目は所得の把握のしかたに関するものであった。すなわち，1973年札幌調査の対象世帯を抽出した地域は，地区（国勢調査統計区）別住民の世帯所得水準マップによれば，行政的諸指標の尺度でみても低所得世帯の多い地域に属しており調査結果は札幌市全体からみれば「低所得」の側に偏よりすぎるのではないかという疑問と，世帯所得の把握を聴きとり調査でおこなうと，その結果は不完全である上に，どうしても実際の所得に比して少な目な回答になりがちで，「低所得」の方に偏よる傾向が強いのではないかという疑問であった。

いずれももっともな批判ではあるが，われわれの関心は，都市の「低所得・貧困層」がいかなる存在形態をとりその形成過程はどのようなものであるのかにあるのであって，都市住民一般の性格規定をするのではないから，統計区別の所得水準マップ作成というきわめて煩雑な方法をまず試みたのである。たしかに住民の生活水準，とりわけ所得水準が都市内部の小地域毎に異なることは認めるが，都市それも大都市になればなるほど，その特徴はさまざまな生活水準や生活様式の異なった階層が混在して地域を形成しているところにあるのであって，例えば生活保護率の高い地域はそれをもってただちにその地域住民の生活水準が他の地域のそれと比べて低いといった単純なものではないのである。しかも73年調査における「低所得層」の測定では，当時生活保護を受給していた世帯は除外した一般世帯を対象にしており，この点からも調査結果のもつ意味は大きいと考えられる。

なお行政的指標により分類された地域別の生活水準の格差に，そこの地域住民の所得や消費の水準における格差がどのように反映しているかという課題は，今後解明すべき点であることに異論はない。

次に，所得の把握のしかたにかかわる問題であるが，たしかに聴きとり調査によって万全であるかどうかは疑しい。しかし正確な所得額を把握する方法があるのであれば，それにこしたことはないが，

なんの権限もない研究機関の調査にあっては，対象世帯の協力によって聴きとり調査をおこなう以外に方法がないのが現状である。給与の明細書や所得税，住民税の申告書(写)をみせてもらうということも，相手方の協力の度合による事柄である。だからある世帯の所得が，その世帯の最低生活を満しうるものであるかどうかを測定する尺度を，最低生活費からすればきわめて限定された内容のものにすることによって，所得の把握の甘くなった分を補うしかない。73年調査における測定尺度は，勤労控除分を含まない生活保護基準――すなわち非稼働世帯の最低生活費をもって貧困線としたのである。実際には調査対象世帯のうち非稼働世帯は2.8%にすぎず，その他の97%余の世帯には，１人以上の就労者がいたからこれらの世帯では現実の保護基準より14～５%低い貧困線で測定されたことになる。

ともあれ，Working Poor が高度成長期を通じて消滅するどころか，分厚い層として堆積していたという事実こそ吟味されなければならず，そのことに関する実証的批判はいまだ提起されてはいない。

2

われわれはかねてから，いわゆる「低成長」経済下で国民生活がどのように変化したかという点に大きな関心を払ってきた。このことを解明する手がかりは，さしあたり２つの道すじで考えることができる。

第１には，1973年調査と同様の方法で，再度札幌市住民の生活実態調査をおこなうという考え方である。この方法によって得られた結果は，1973年調査結果と直接比較検討することが可能となる。２時点間の「低所得・貧困層」の量的比較，およびその要因等にかかわる質的差異の検討などが可能となるであろう。いわば，札幌市という都市をフィールドにした，住民生活の定点観測的な意味をもつ方法である。絶えまなく流動する大都市住民の生活の断面を規則的に分析することによって，時間的

経過にともなう社会的・経済的変動の住民生活に与える影響を映し出すことができると考えられる。しかしこの方法は，大量観察をおこなう場合に一層有効性を発揮するという性格をもっているから，われわれの手にあまるという技術的難点もあるが，それにもまして，時間的経過のなかで，個別の生活単位である世帯の労働と消費生活が，具体的にどのように変化していくのかといった生活研究にとって重要な点について必ずしも明確にしえないという方法上の弱点をもっている。

そこでこの点に着目するならば，第２の方法として，同一対象世帯を一定期間経過後に再度調査をおこなうという考え方が成立する。具体的には1973年調査対象世帯に関して追跡調査をおこない，その間の個別世帯の生活の変化を分析するということになる。

いったい，札幌市といった大都市住民の生活を対象にして追跡調査をおこなうということが可能であるのか，先にも触れたが，流入流出のはげしい都市住民を追跡して再調査をおこなうには，多くの困難をともなうであろうし，転出した世帯に関してはある程度わかるかもしれないが，1973 年以後新しく流入してきた人々については，この方法によってはなにもわからないという不利な側面もある。つまり，第１の方法は，都市における「低所得・貧困層」の量や存在形態の解明という部分に力点をおいた考え方であるのに比して，第２の方法は，ある期間における家族構成の変化や階層移動，地域移動を通じて，「低所得・貧困層」の形成過程の分析に力点をおいた考え方であると言うことができる。

だから「低所得・貧困層」の存在形態と形成過程分析を課題とする限り，少くともこれら２つの方法を用いた調査が必要であり，相互の弱点を補いながら，都市住民の生活変動とりわけ「低所得・貧困層」の創出メカニズムの解明が必要なのであろう。

もちろん，第１の方法と第２のそれを統一した方法として，ある地域を設定し，その地域住民の悉皆調査を一定期間毎におこなうというやり方も考えられるが，大都市にあっては，そのようなやり方が膨大な作業を要するわりに適切な方法であるかどうかは今後慎重に検討する必要があるであろう。

そこで本研究ではさしあたり第２の方法による調査を先行させ，その結果を分析したが，この方法を優先させた理由は，おおよそ次の点にあった。

第１には，「低所得・貧困層」の形成過程の一指標としての「所得階層変動」が，個々の世帯のいかなる要因と連関しているのかを解明することを課題にしている。

一定の期間内に家族構成が変化したり，生計中心者の就労形態の変化にともなう階層移動が予測されるが，それが世帯の消費を規定する所得階層の変動，とりわけ所得階層の下降とどのような相互の関連性があるのかをさぐるために追跡調査という方法を試みた。

第２には，やや調査技術上の理由であるが第１の方法は，調査を実施する側の条件さえあれば，任意の時点で実施することができるし，またそれはいつおこなっても，1973年調査結果との比較検討が可能であるのに対して，第２の方法による調査の実施は，対象世帯の地域移動の可能性を考慮すると，時期を長くおけばおくほど，追跡調査によって補そくできる世帯の割合いが低くなると予想され，なるべく早い機会に実施することが望ましいためである。

このような理由から，われわれは，1973年調査から５年間経過した1978年10月を調査時点として，同一対象世帯の再調査を計画したのである。したがって「低成長」下での住民生活という面はややうすれるが，個別世帯の諸変動の具体的に解明し，「低所得・貧困層」の形成過程にせまりたいと考えている。

3

ところで，調査の意図と課題は以上のべたとうりであるが，調査を実施した結果個々の世帯のこの5年間の変化は当初予想したものをはるかにこえて複雑多岐に渡っており，それを総合的に分析するためには，調査そのものがなお不十分であったり，検討すべき事項が多方面にわたり，現段階ではその主なものだけの分析にとどまっている。

そこで，本稿でとりあつかう範囲であるが，主として所得階層変動を家族構成の変化との関連でとらえることとし，前記の課題解明の第1歩にしたいと考えている。この5年間に，1973年調査対象世帯すべてに共通した変化は，いうまでもなく，世帯構成員が5才づつ年令が上昇したということである。それ以外のたとえば所得水準や就労形態，住居形態などは，変動したものもあれば，変化のないものもあるであろうし，またこれらの変動の原因によるものか結果であるのかは別にしても地域移動をしたものもあるだろう。そしてこれらの諸変動は，世帯構成員の年令が上昇したことにともなう，世帯内部の諸変化に比較すれば，はるかに複雑な要因がからまりあって変動しているものであり，それらのすべてを生活水準の変動――ここでは所得水準の変動に単純化してとらえているが，それでもなおその相互の関連を説得的に解明するためには，追跡調査によって得られた情報だけでは全く不十分である。

したがって，世帯構成員の年令の上昇にともないある程度法則的に変化の予測しうる世帯類型の変動が，世帯の就労構造や消費構造をどのように変化させ，それとの比較でのその世帯の所得水準を規定する「所得階層」の変動とどのように関連するかを，主な分析対象としたい。もちろん可能な限り，住居形態の変化などに関しても触れたいと考えているが，このことと深くかかわる地域移動に関しては，本稿では市内転居のみをとりあつかっているので，ほとんど触れられていない。

しかしわれわれは，いずれ北海道における札幌市という特異な性格をもつ大都市における，住民の就労構造，階層移動，地域移動の相互の関連性を，個々の人間の生活をとうして観察し，労働と消費の両面から生活水準の変動を解きあかしたいと考えている。

「低所得層の研究」というテーマ全体のなかでの本稿の役割は，追跡調査が完了した世帯の所得階層変動の要因を，世帯類型の変化という側面から明らかにすること，とりわけ「低所得・貧困層」とのかかわりに視点をおいて検討することである。

したがって本稿の構成は次のとおりである。

第1章では，1973年調査の対象となった938世帯の，追跡調査をおこなった結果判明した事実に関してのべる。この章の主な役割は，追跡調査の実施手順を吟味すること，および面接調査可能世帯を確定することである。

第2章は，938世帯の調査結果を，1973年に実施した調査によって得られた情報をもとに分析することにあてている。したがって第1章と第2章は，追跡調査結果の意味，とりわけ1978年には面接調査のできなかった世帯の性格を検討するという，いわば本論の前提をなすものである。

第3章では1978年に面接調査が完了し，1973年調査結果と比較検討が可能であった464世帯について，この5年間に個々の世帯にあらわれた諸変動を概観し，あわせてこれらの世帯のプロフィールを提示する。

個々の世帯における諸変動をどのような方法で分析するかという点に関しては，第4章で考察される。

第5章では，所得階層変動の類型化を規準として，その世帯構成の変化との関連についてのべる。とりわけ，世帯内の労働力の変動に注目して展開し，標準夫婦家族――いわゆる「核家族世帯」にお

ける共働きの意味についても考察する。

以上が本稿の構成であるが，最後に中間的なまとめと今後の課題についても触れる。

第１章　追跡調査結果の概要

第１節　調査の計画と手順

今回の札幌市民生活実態調査（以下 '78札幌調査）は，1973年におこなった調査（以下 '73札幌調査）の対象となった世帯を再調査し，世帯構成，就労状況，職業階層，住宅状況など様々な要因の変動が，その世帯の生活水準とりわけ所得階層の変動にいかなる影響をおよぼしているか，また「低所得・貧困」層を構成している世帯の特質，形成過程はいかなるものであるのかを明らかにすることである。

しかしながら，かかる課題を解明するためには，５年間という２時点の調査によって十分であるとはとても思われないし，結果の分析のなかで詳述する予定であるが　同一世帯の追跡調査には多くの困難がともない，今回の調査は，さきに述べた対象の一部が完了し，その範囲に関して考察をすすめるものであり，この限りにおいて，われわれが意図している調査全体の中間的な報告の域を脱し得ないものとなっている。追跡調査とはもともとそうした息の長さを必要とするものであるから，われわれは明らかになった事柄から順次中間報告をつみあげていくということになる。

われわれが現在試みている調査の特徴をあげれば，次の点においてである。

1）これまでの貧困層ないし「低所得」層の調査に関して，時系列的な分析の試みがないわけではないが，その多くが，調査対象者の記憶にもとづく生活歴を基本として変動を押えるという方法であったり，２ないしそれ以上の時点における社会ないし生活の横断面をとらえ，時系列的に分析をくわえるという手法をとってきている。同一対象の「定点観測」をするという方法は，変動のメカニズムを解き明かすためにはもっとも有効であると考えられる。

2）このような方法そのものが，主要な特徴であるが，札幌市という大都市圏の住民調査に適用した例もほとんどない。都市住民の変転きわまりない日々の営みを追跡することは，困難ではあるが，都市「低所得層」の実態をさぐるもっとも確実な方法であると思う。

１項　調査の計画

'78年札幌調査は，'73年対象世帯の追跡調査としての性格をもつわけであるから，大きくいって３～４の局面をもっているだろう。

第１段階は，'73年対象世帯全体の動向をつかまえること。具体的には，'73年対象世帯名簿に記載されている住所，（'73時点住所），宛に調査依頼状を発送する。なかには，住所がかわっていて依頼状が「転居先不明」「宛て先にたずねあたらない」などとスタンプされて返送されてくるものもあるだろうが，とにかく，'73年時点住所に現地調査におもむく。

住所がかわっておらず，首尾よく面接調査の完了するケースも少なからずあるだろう。それを実際にたしかめることである。

第２段階は，第１段階の結果を整理したのち，調査が完了しなかった世帯の住所をたしかめることである。'73年時点住所にいるかいないか，いないとすれば，どこに引越したか。同一区内であるのか他区に転出しているのかなどなど。これは，調査地区を管轄する区役所の住民台帳等を利用して調査することになる。

第３段階は，第２段階で確かめられた現住所をたどって第２次調査をおこなうこと。しかしこの段階では，地域移動をしている世帯が多くなるだけではなく，転出先が遠隔地のケースも当然でてくる。

そうすると今回の調査では，どの範囲まで追跡するかという問題がある。時間，費用の問題とも関連して，面接調査の範囲をきめなければならない。今回は札幌市内における地域移動世帯はすべて実施することにした。

第4段階は，第3段階で決めた範囲外の対象世帯にたいする調査をおこなうことである。

この場合，調査方法に関しても，検討が必要になる。市外に転出したケースをすべて面接調査をするとなると，おそらく全道的に対象が広がっているであろうし，ひょっとすると，日本全体にまたがるかもしれないといった事情を考慮しないわけにはいかない。郵送調査により全体をカバーするか，ある種の類型化をして，そのなかから抽出した世帯を面接調査するといった配慮が必要となるであろう。

以上が，本調査を計画したときの大まかなみちすじであり，今回は，第1段階から第3段階までを主軸にしてとりくみ，第4段階はその過程で並行して考えていくことにした。

ところで，調査を実施してみると，調査の計画の段階で一応考えてはいたが，あまり重要視していなかった問題が，きわめて大きな意味をもっていることに気がついた。「住所不明」世帯が無視しえない程の数で，浮び上ってきたのである。その概要はのちの分析にゆずるが，5年前には，たしかに'73年時点住所で調査に応じてくれた対象が，わずかの間に行方不明になってしまっているということは，貧困研究の立場からすれば，大いに興味のある対象であることはまちがいない。そうであるならば，第2段階と第3段階の間でか，あるいは第3段階の後の，いわば住所判明の困難なケースに関して特別のてだてをとる必要があるのかもしれない。

低所得層の研究を目的とした追跡調査である以上，このような事態をあらかじめ予測し，計画の段階で，特別の方法を講ずる心がまえがなければならなかった。しかし，実際にはやってみなければわからなかったのであるから，この報告においては，これまでに知りえた情報によって分析するほかなく，継続した課題として残さざるを得ない。

第2項　調査の実施とそこでの問題点

前説でのべた3段階に分けて調査を実施した。

① '78年第1次調査

'78・7・23～7・30 の8日間，面接調査をおこなった。依頼状の返送にあまりこだわらず，'73年時点住所をたよりに実施したが，その過程で明らかになったことは，札幌のまちづくりが現在進行中であり，この5年間に地名変更，地番変更がかなりおこなわれているということであった。したがって依頼状が「宛て先にたずねあたらない」として返送されてきたものでも，実地調査でさがしあてることができたりした例もかなりあった。しかし，都心部「再開発」地域であり，かつ地名変更のあった「菊水地区」（統計区71）などは，調査がきわめて困難であった。

第1次調査はわれわれの他に調査員として，当該ゼミ生と北星学園大生があたった。

② 住民台帳調査

'78・8・10～8・30 の期間，菊水，青葉地区を含む白石区役所，苗穂地区を中央区役所，豊平区役所，山口地区を西区役所で実施した。調査の順序は次のとうりである。

ⓐ '73年時点住所で住民台帳を確認する。

ⓑ ⓐで確認できなかった対象について，'73年度から'78年度調査時点直近までの住民転出台帳により「転出」先を確認する。

ⓒ 転出台帳は区外転出者のみを扱ったものであるから，ⓐⓑにより確認できなかったものについては死亡台帳により「死亡」の有無を確認したのち，'73年時点住所を含む地区以外の同区内住民

台帳によって「区内転居」先を捜す。

この調査は，予想したよりはるかに膨大な作業量を要するばかりか，市職員の協力なしにはできないものであった。市職員の協力を得て特殊な検索方法を用いたが，それも，以上の膨大な作業を前提としなければならなかったのみならず，'73年調査で判明しているのは，住所と対象者の氏名のみであるため，かりに対象者がその世帯からいなくなっている場合など，姓字だけでさがすため，発見できないという事態もあった。「住所不明」ないし行方不明のケースのなかには，このような理由によるものも一部含まれていると思われるが，推測の域を出ない。

世帯全員の氏名を把握しておくということは，追跡調査をおこなう対象世帯に関しては，重要なことのように思われる。

③ '78年第２次調査

この調査は'78・10・１からおおむね１ケ月間を費やしておこなわれた。第１次調査に比して長期間を要したのは，調査世帯が集中している地区ではなく，かつ新興住宅地が多いため，１日に２～３ケースを地図をたよりに訪問するというスタイルの調査がつづいたことによる。

札幌市内といっても，周辺部になるとかなり遠いうえに，市街地のように地番が整備されておらず，対象世帯の家をさがしあてるのに大半の時間を費やしたことになる。

以上述べたとうり調査期間は，'78，７月下旬から同10月末まで，３ケ月余りにわたっている。この時間的経過が，調査内容に重大な変化をもたらしたという事実はこれまでのところみあたらないが，所得に関しては，一応，７～８月の平均的な水準をきくこととし，石炭手当のごとき一時金が所得の月額に合併されることのないような配慮は払った。

調査員は最大時は17名，最小時10名が参加し，１調査員平均30世帯ほどの面接調査を実施したことになる。

第２節　調査結果の概括

１項　'78年第１次調査の概観

前節で触れた各段階ごとの結果は，第１－１表から第１－３表のとうりであり，今回の調査の最終的な結果をまとめたものが第１－４表である。

第１－１表　1978年第１次調査結果総括表（'73年調査地区別・調査結果事由別）

'73年居住地 / 第1次調査結果		苗穂	豊平	菊水	青葉	山口	計
対象世帯数		(100.0) 113	(100.0) 286	(100.0) 262	(100.0) 198	(100.0) 79	938 (100.0)
A 完了		(50.5) 57	(50.7) 145	(28.6) 75	(41.4) 82	(48.1) 38	397 (42.3)
B 未了		(45.1) 51	(43.7) 125	(68.3) 179	(50.5) 100	(46.8) 37	492 (52.5)
内訳	①不在	12	6	33	18	14	83 (8.8)
	②転居先不明	37	72	45	50	16	220 (23.6)
	③宛所不明	2	47	101	32	7	189 (20.1)
C 不能		(4.4) 5	(5.6) 16	(3.1) 8	(8.1) 16	(5.1) 4	49 (5.2)
内訳	①死亡等	2	3	3	3	3	14 (1.5)
	②拒否	3	13	5	13	1	35 (3.7)

'73年調査対象世帯は，第１－１表，第１－４表の表側に示したとうり938世帯であった。第１次調査では，第１－１表にみるとうり，全体の42.3％が完了し，5.2％は調査は実施できたが，拒否（3.7％）死亡等などで調査不能であることが確定したものである。残り52.5％が調査未了世帯である。このなかには訪問したが不在のため未了のケースも含まれる。また未了の内訳で，「転居先不明」と「宛所不明」の区分けをしてあるが，この実態はきわめてあいまいである。共通している点は，'73年時点住所に宛ねあたらなかったことであるが，「転居先不明」に関しては，依頼状が「転居先不明」で返送されてきたもの，実地調査の際近隣で「転居した」ということが確認できたものなど，要するに「転居」しているらしいなんらかの証拠のあったものを一まとめにし，それ以外を「宛所不明」としたものである。

第１－１表を地区別にみると，菊水地区の完了世帯の割合が28.6％と，他地区の半分強にとどまっている点が目をひく。これは，先にもふれたが，菊水地区は，地名，地番が変更されており，対象世帯が発見しにくかったという点が１つの要因であると考えられる。しかし，菊水はいうまでもなく，札幌市内では古いまちに属しており，その点を勘案すれば，対象世帯を捜す場合，たとえ地名や地番が変更になったとしても，近隣の情報網で容易に発見しうるという可能性もあるわけで，地名や地番変更が，いちがいに完了率のひくさに直結しているとはいえない。以下順次明らかになっていくが，第１次調査における未了世帯の多さは，菊水地域の特徴であり，またそれはこの地区に住んでいる対象世帯の性格に根ざす面も有しているものである。不能のうち「死亡等」という区分のなかには，単身世帯で本人が死亡したため世帯が消滅したというケースは含まれているが，世帯主が死亡しかつその世帯が転居した場合の多くは「転居先不明」にふくまれている。

２項　住民台帳調査の結果

住民台帳調査は，第１次調査結果のうち不能を除いた全ケース（492世帯）についておこなった（第１－２表）。このうち約$\frac{1}{3}$にあたる33.9％が，'73年時点住所にも，転出台帳にも該当者に捜し当てることができなかったが，残り$\frac{2}{3}$は判明したことになる。全体の約20％が同一住所におり，市内転居世帯が32％，市外転出者が13.8％であった。

これを地区別にみると次の点に気づく。苗穂，および山口地区の判明率は90％以上であるが，１つには，対象数が少ないということが有利に作用しているかもしれないという点である。しかしこれは，調査技術上の問題なのであって，たしかに有利である反面，札幌市はどの区も平均した人口を有し，対象区である，中央，白石，豊平，西はすべて20万前後の人口であることを考慮すれば，検索母体が同数で検索数が少ない方が，かえって捜しにくいということもありうる。じっさい，同じ20万人の母集団から，37世帯（山口）捜すのも，179世帯（菊水）を捜すのも，有意の差をうみだすほど，困難さに差異があるわけではない。次に菊水地区の不明率がとびぬけて高い点について考えてみると，幾度もふれたが，地名，地番変更が関連しているように思える。しかし，菊水地区も青葉地区も白石区内に属し，その意味では両地区を中心にして，少なくとも他区での調査に比較して２重のフィルターにかけたことになる。しかも住民台帳の調査は一義的には氏名と生年（月日）を指標にして検索するのであって，住所は，おおよそどこの地区ということがわかればよいので，地名変更もさして影響がないことが，この調査の過程でわかった。また，同一区内の青葉地区の判明率が苗穂や山口地区ほどでないにしても，豊平地区とほぼ一致している点からすると，以上のべた調査技術上の問題というよりは，そもそも対象世帯の性格にかかわっていると考える方が妥当である。

判明したもののうち，「現住所にいるもの」の数は，第１－１表の「不在」未了数とだいたい一致している。転居，転出先がわかったもののうちおおよそ$\frac{3}{4}$は市内移動であり，残り$\frac{1}{4}$が市外である。

第１－２表 1978年住民台帳調査結果総括表（'73年調査地区別・調査結果事由別）

'73年居住地 / 住民台帳調査結果		苗穂	豊平	菊水	青葉	山口	計
第１次調査未了世帯総数		(100.0) 51	(100.0) 125	(100.0) 179	(100.0) 100	(100.0) 37	(100.0) 492
①現住所にいるもの		(23.5) 12	(16.0) 20	(18.4) 33	(19.0) 19	(37.8) 14	(19.9) 98
②転居先がわからないもの		(9.8) 5	(28.0) 35	(54.2) 97	(28.0) 28	(5.4) 2	(33.9) 167
③市内で転居先が判明したもの		(54.9) 28	(42.4) 53	(15.1) 27	(35.0) 35	(43.3) 16	(32.3) 159
内訳	中央区	6	5	4	1	0	16
	東区	3	6	3	1	1	14
	西区	4	5	1	3	12	25
	南区	1	4	0	2	0	7
	北区	0	4	8	7	0	19
	豊平区	4	18	5	16	1	44
	白石区	10	11	6	5	2	34
④市外へ転出したもの		(11.8) 6	(13.6) 17	(12.3) 22	(18.0) 18	(13.5) 5	(13.8) 68
内訳	札幌圏	0	5	6	5	1	17
	道内	4	7	10	8	2	31
	道外	2	5	6	5	2	20
D（①＋③）第２次調査可能数		40	73	60	54	30	257

まず市内転居をいちべつすると，豊平，白石，西区への移動がわりあい多く，それぞれの区の新興住宅地である市の周辺地区への移動である。この傾向は札幌市内の人口移動の傾向と一致している。

市外転出の約30%が道外へ転出しているが，70%は道内にとどまっている。この点は後に再度触れることにする。

なお第１－２表で，「転居先がわからないもの」という項目があるが，表現が正確であるか否かは疑しい。つまり「転居している」かどうかもわからないのである。'73年時点住所にも，転居，転出者にも発見できなかったので，おそらく，同一地点にはいないだろうから，転居しているはずである，という推測にもとづいていることを付言しておく。

３項　'78年第２次調査

住民台帳調査によって第２次調査の対象となった世帯数は257件である。第１－３表はこれらの世帯の調査結果を地区毎にまとめたものであるが，地区名はこれまでの表と同様 '73年時点住所による分類である。第２次調査が完了したものは $\frac{1}{3}$ にあたる85ケースであった。不能のケースを除いて，全体の約60%が，未了となった。このうち86世帯は不在もしくは，未着手などであったが，新たに65世帯の住所不明世帯が生じた。このなかには，転居先住所が住民台帳調査で判明し，そこを訪問したところ，再度転居しているというケースもかなり含まれている。

第１－３表　'78年第２次調査結果総括表

'73年居住地 / 第2次調査結果		苗　穂	豊　平	菊　水	青　葉	山　口	計
第２次調査対象数		(100.0) 40	(100.0) 73	(100.0) 60	(100.0) 54	(100.0) 30	(100.0) 257
A' 〃	完　了	(42.5) 17	(26.0) 19	(33.3) 20	(24.0) 13	(53.4) 16	(33.1) 85
B' 〃	未　了	(52.5) 21	(69.9) 51	(51.7) 31	(76.0) 41	(23.3) 7	(58.7) 151
内訳	不在等	13	20	23	27	3	86
	住所不明	8	31	8	14	4	65
C' 〃	不　能	(5.0) 2	(4.1) 3	(15.0) 9	(0) 0	(23.3) 7	(8.2) 21
内訳	死亡等	0	1	3	0	0	4
	拒　否	2	2	6	0	7	17

第２次調査の完了率が低いのは，先にも述べたとうり，大部分が転居世帯で，対象世帯が点在していることによる。一度訪問しても家がみつからず，２度目にやっと発見しても留守であるといった場合もかなりあった。このようにあまり効率的でないやり方を改善する方策として，電話帳を活用してアポイントメントをとりつけるという試みもおこなったが，その場合，訪問日を予約する割合より調査を拒否される率が高いことがわかったので，この方法は，すぐに打切った。第１－３表の「拒否」ケースのなかには，このようなケースが，数件含まれている。以上の経過から，「不在」「未着手」件数が，かなり高いのは，拒否されるより未了にしておいて継続課題にしておく方がよいという判断が働いた結果であるともいえる。なお「未着手」には，市内でも遠隔地で交通の便があまりよくない南区の藤野，簾舞地区，豊平の平岡，里塚地区などへの転居世帯が若干含まれている。

ま と め

今回の調査結果を総括したものが第１－４表である。938世帯中，第１次，第２次調査をつうじて面接調査の完了した世帯は，51.4％であった。しかし，調査票を検討したところ，所得状況についての回答を拒否されたケースが，18ケースあり，留置ケースとして再掲した。したがって所得階層の変動を中心にみる場合，これを除いた464世帯が分析対象になる。

調査不能世帯は，15.3％であるが，このうち約半分が市外転居によるもので，その意味では今回の調査における「不能」ということである。拒否されたケースは，全体の5.5％にとどまり，面接した世帯（完了＋拒否）534件の比率でも10％以下であり，追跡調査の割には，協力的であったと評価できるだろう。もっとも追跡調査であったために，対象世帯が５年前の調査時のことを記憶していて，積極的に協力してくれた例もかなりあり，拒否率に関して速断すべきではないのかもしれない。

未了世帯は9.2％であった。そのうちの$\frac{2}{3}$以上は訪問したが不在であった世帯である。住所不明世帯は全体の約$\frac{1}{4}$にあたる24.1％である。その内訳をみると，住民台帳にも転居台帳にも対象世帯がみあたらず，かつ'73年時点住所に実地調査をしたが，発見されなかった「行方不明」世帯が，133ケースあった。この分類には，第１－２表の「転出先がわからないもの」第３表の「行方不明」世帯の半数以上が含まれている。「宛所不明」世帯は，'73年時点住所もしくは，市内転居による新住所が，住民台帳に記載されていながら，実地調査の結果，その住所地に宛ねあたらなかったケースである。この分類のなかには，住民票を，そこにおいたまま転居をしているケースも，かなり含まれていると

第１－４表　'78年調査結果総括表（第１次調査，住民台帳調査，第２次調査の総括）

'73年当時居住地 / '78調査結果		苗穂		豊平		菊水		青葉		山口		計	
完了数		(65.5)	74	(57.3)	164	(36.3)	95	(50.0)	95	(68.3)	54	(51.4)	482
（うち留置）			(1)		(10)		(3)		(3)		(1)		(18)
不能数		(11.5)	13	(13.3)	38	(15.6)	41	(18.2)	36	(20.3)	16	(15.3)	144
内訳	死亡等	1.8	2	1.4	4	2.3	6	1.5	3	3.8	3	1.9	18
	拒否	4.4	5	5.3	15	4.1	11	6.6	13	10.2	8	5.5	52
	市外転居	5.3	6	6.6	19	9.2	24	10.1	20	6.3	5	7.9	74
未了数		(11.5)	13	(7.0)	20	(8.8)	23	(13.6)	27	(3.8)	3	(9.2)	86
内訳	不在	7.1	8	4.2	12	8.0	21	9.6	19	2.5	2	6.6	62
	未着手	4.4	5	2.8	8	0.8	2	4.0	8	1.3	1	2.6	24
住所不明数		(11.5)	13	(22.4)	64	(39.3)	103	(20.2)	40	(7.6)	6	(24.1)	226
内訳	行方不明	1.8	2	7.7	22	32.1	84	12.1	24	1.3	1	14.2	133
	宛所不明	5.3	6	8.7	25	4.6	12	4.6	9	6.3	5	6.1	57
	再転居	4.4	5	6.0	17	2.6	7	3.5	7		0	3.8	36
計		(100.0)	113	(100.0)	286	(100.0)	262	(100.0)	198	(100.0)	79	(100.0)	938

思う。区役所で事情聴取したところによれば，同一区内移動の場合，とくにそれが，前住地と現住地が近ければ近いほど――例えば同一校区内――転居しても住民票の異動を行わない例があるという。ついでながら補足すれば，住民票を放置したまま異動しているケースについては，国勢調査時期や国政，自治体選挙の直前に住民登録地で確認し，実在しないものに関して職権で削除するという。先の「行方不明」世帯のなかには，このようなケースが含まれていると思われるが，今回の住民台帳調査では除票簿の点検まではおこなっていない。

「再転居不明」が全体の3.8％あるが，この分類は，'73年時点住所から転居，転出し，その住所が判明したため，新住所地へ実地調査におもむいたところ，更に他所へ転居されたことが確認されたケースである。したがってこれらの世帯に関しては，再度住民台帳調査をおこなえば，再転居先が判明するケースもすくなくないと思われるが，今回はその作業をおこなっていない。なお，実地調査で，再転居先が判明し，そこへ訪問して完了させたケースも若干ある。

以上が今回の調査結果の概観であるが，今後の継続課題となるべき項目を整理すると以下のようになる。

未了ケースの継続調査，再転居不明世帯の転居先確認とその継続調査，合計122ケース（13％）をおこなうこと。

市外転居世帯74ケース（7.9％）に関しては調査方法を決定して実施すること。「行方不明」「宛所不明」についてはなお精査して，住所判明の努力をすること。

これらの課題を，当初の計画の第４段階に位置づけてとりくめば，全体のなお20～30％について完了させる見通しがもてることになる。

第２章　追跡調査結果の分析
――1973年時点の状況を手がかりとして――

第１節　調査結果の諸特徴

第１項　分析の目的と範囲

前章で概観したとうり，今回の調査で完了したケースは，'73年当時調査をおこなった世帯の約半数であった。言い換えれば，残りの半数は様々な理由によって，今回調査ができなかったもので，その理由は，拒否であったり，市外転居といったものから，行方不明，宛所不明といった曖昧な状況によるものまで含む。

ところで「低所得」層は，その実体がすでに広く知られているとうり経済的「不安定」を主な内容としているのであれば，まさにこのような曖昧さをもつ世帯，ないしは集団こそ，重視しなければならない。５年前に面接調査に応じてくれた世帯の$\frac{1}{4}$あまりが，あたかも地面に吸い込まれた水のごとくにその所在がわからなくなってしまっているということが，どうしても心にかかるのである。もちろん人間の日々の営みの場としての世帯が，それほど容易に消え去ってしまうはずはない。どこかで生活しているのであろうが，今それを明らかにすることはできない。そして，この事実は，追跡調査という手法によって明らかになったのである。

われわれは，今回の調査の結果を，その理由別に分類したが，そのそれぞれの類型のもつ性格に，なにか特徴があるのか，またそれぞれの類型に一定の意味づけができるのかということを，この章の課題としたい。

ただ，この課題を究明するためには，用いる資料に限定があるということを述べておかなければならない。つまり，'78年に知り得た事実は，完了ケースを除けば，不能，未了，および，住所不明に関する各々の事由のみであって，その他の情報は，すべて'73年調査結果によらざるを得ないということである。したがって居住地区も，世帯主の年齢層も当然'73年時点調査時の状況である。

また，未了ケースについては，不在による未了と否とを問わず一括して類型化した。

第２項　世代，家族，世帯類型

調査結果の事由別類型が，どのような特徴をもっているかを概観するため，世帯のおおまかな指標について観察する。

第２－１表は世帯主の世代別に集計したものである。73年当時の年齢別構成（合計欄）と完了世帯の構成を比較すると，20代で減少している割合の分だけ60代以上で増えている他，まことによく似た年齢構成になっていることがわかる。ほぼ似た傾向は，拒否世帯，未了世帯にもあらわれている。

これとは対照的なのは，市外転居世帯と再転居世帯である。両方の世帯類型とも20～30代で70％を超している。当然のことながら50代と60代以上をあわせても10％台にとどまっている。不能世帯は全体で18世帯しかなかったため，他との比較がむずかしいが，60代以上が40％近くを占める点で特徴的である。

行方不明世帯と宛所不明世帯は，完了，拒否，未了世帯群と，市外転居，再転居世帯群の中間類型のようにみえる。30代の比率の低い点が特徴で，50代が他に比して高い。ただ行方不明世帯は，50～60代以上が$\frac{1}{3}$を超しているが，宛所不明世帯は，20代が26％とかなり高い点で異なっている。

第２－１表　調査結果事由別・'73年段階の世帯主年令分布

調査結果＼世帯主の年令	～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60才～	計
完　了	(10.2) 49	(33.2)160	(24.9)120	(15.7) 76	(16.0) 77	(100.0)482
不　能	(11.1) 2	(22.2) 4	(22.2) 4	(5.6) 1	(38.9) 7	(100.0) 18
拒　否	(11.5) 6	(30.8) 16	(26.9) 14	(21.2) 11	(9.6) 5	(100.0) 52
市外転居	(29.8) 22	(40.5) 30	(16.2) 12	(8.1) 6	(5.4) 4	(100.0) 74
行方不明	(15.0) 20	(27.1) 36	(23.3) 31	(21.1) 28	(13.5) 18	(100.0)133
宛所不明	(26.3) 15	(26.3) 15	(22.8) 13	(19.3) 11	(5.3) 3	(100.0) 57
再転居	(36.1) 13	(41.6) 15	(11.1) 4	(5.6) 2	(5.6) 2	(100.0) 36
未　了	(15.1) 13	(30.2) 26	(29.1) 25	(15.1) 13	(10.5) 9	(100.0) 86
合　計	(14.9)140	(32.2)302	(23.8)223	(15.8)148	(13.3)125	(100.0)938

次に第２－２表により世帯人員別にみると，全体の世帯人員構成との比較で完了世帯は，１～３人までは若干下回るが，４人以上では上回っていること，しかし，きわめてよく似た人員構成になっていることがわかる。つまり３～５人までの標準的家族構成世帯が，70%に達している。拒否，未了世帯も同様の傾向をもっている。これに比して，不能，市外転居，再転居世帯は，１人世帯が20%を超えていて，対照的である。しかしすでにみたとうり，不能世帯は，60歳代以上の単身世帯の割合が多く，市外，再転居は20～30歳代の単身世帯の割合が多い点で異なるであろう。

行方不明世帯は，完了世帯に比較して１～２人世帯の割合が高いとはいえ，各人員層にまんべんなく表われている。宛所不明世帯はそれにくらべて，１～３人世帯に集中している点に特徴がある。世帯人員，世帯主の年齢，性，ライフサイクル上の位置などを加味した世帯類型毎の分類は，第２－３表である。

第２－２表　調査結果事由別・'73年段階の世帯人員分布

調査結果＼世帯人員	１人	２人	３人	４人	５人	６人	７人～	計
完　了	(4.6) 22	(15.6) 75	(22.4)108	(33.4)161	(13.1) 63	(7.6) 37	(3.3) 16	(100.0)482
不　能	(22.2) 4	(22.2) 4	(16.7) 3	(22.2) 4	(11.1) 2	(5.6) 1		(100.0) 18
拒　否	(1.9) 1	(23.1) 12	(21.1) 11	(30.7) 16	(15.4) 8	(5.8) 3	(2.0) 1	(100.0) 52
市外転居	(20.3) 15	(12.1) 9	(25.7) 19	(28.4) 21	(12.1) 9	(1.4) 1		(100.0) 74
行方不明	(9.7) 13	(18.0) 24	(23.3) 31	(31.6) 42	(8.3) 11	(6.8) 9	(2.3) 3	(100.0)133
宛所不明	(8.8) 5	(26.3) 15	(31.5) 18	(19.3) 11	(8.8) 5	(1.8) 1	(3.5) 2	(100.0) 57
再転居	(22.2) 8	(19.4) 7	(19.4) 7	(30.6) 11	(2.8) 1	(2.8) 1	(2.8) 1	(100.0) 36
未　了	(7.0) 6	(12.8) 11	(26.7) 23	(30.2) 26	(17.4) 15	(4.7) 4	(1.2) 1	(100.0) 86
合　計	(7.9) 74	(16.7)157	(23.5)220	(31.1)292	(12.2)114	(6.1) 57	(2.5) 24	(100.0)938

第２－３表　調査結果事由別・'73年段階の世帯類型分布

調査結果＼世帯類型	核家族世帯												①～⑲	⑳ ㉘	計
	単身世帯			一般核家族世帯				欠損家族世帯				その他核家族			
	1.2	3.4	5.6	7	8.9.10	11.12.13	14～20	21.22.23	24.25	26～28	29	30～32			
	単身（～39才）	単身（40～59才）	老人単身	父＋母（～39才）	父＋母＋非（～2人）	父＋母＋非（3人～）	父＋母＋非＋その他一般等生	母＋非	その他母子	父＋非	その他父子	その他核家族	二世代以上	傍系親族	
完了	(1.2) 6	(1.2) 6	(2.1) 10	(2.3) 11	(34.9) 168	(5.4) 26	(25.7) 124	(1.5) 7	(1.9) 9	(0.4) 2		(2.5) 12	(14.5) 70	(6.4) 31	(100.0) 482
不能	0	(5.6) 1	(16.6) 3	0	(22.2) 4	(5.6) 1	(33.3) 6	(5.6) 1					(11.1) 2	0	(100.0) 18
拒否	0	(1.9) 1	0	(5.8) 3	(28.8) 15	(5.8) 3	(32.7) 17	((3.8) 2	0			(3.8) 2	(15.4) 8	(1.9) 1	(100.0) 52
市外転居	(13.5) 10	(4.1) 3	(2.7) 2	(5.4) 4	(45.9) 34	(8.1) 6	(12.2) 9	(1.3) 1	(1.3) 1			0	(5.4) 4	0	(100.0) 74
行方不明	(3.8) 5	(2.3) 3	(3.8) 5	(4.5) 6	(30.0) 40	(1.5) 2	(27.1) 36	0	(3.8) 5			(2.3) 3	(15.7) 21	(5.2) 7	(100.0) 133
宛所不明	(8.8) 5	0	0	(7.0) 4	(29.8) 17	(5.2) 3	(28.1) 16	(3.5) 2	(3.5) 2	(1.8) 1	(1.8) 1	(1.8) 1	(5.2) 3	(3.5) 2	(100.0) 57
再転居	(19.4) 7	(2.8) 1	0	(13.9) 5	(38.8) 14	(2.8) 1	(8.3) 3	0	0			(2.8) 1	(5.6) 2	(5.6) 2	(100.0) 36
未了	(2.3) 2	0	(4.6) 4	(3.5) 3	(38.4) 33	(10.5) 9	(13.9) 12	(2.3) 2	(7.0) 6			(3.5) 3	(9.3) 8	(4.7) 4	(100.0) 86
計	(3.7) 35	(1.6) 15	(2.6) 24	(3.8) 36	(34.6) 325	(5.4) 51	(23.8) 223	(1.6) 15	(2.5) 23	(0.3) 3	(0.1) 1	(2.3) 22	(12.6) 118	(5.0) 47	(100.0) 938

表注）　世帯類型のなかで非と表示しているものは18才未満の非生産年令層にある子供のいることをしめし，生は18才以上の生産年令層の子供のいることを示している。

完了世帯に関してみると，'73年当時の全体の分布割合よりも，「父＋母＋非（～２人）」「その他核家族世帯」「二世代以上世帯」「傍系親族世帯」の割合が高くなっている。完了世帯全体としては，世帯主の年齢層が中壮年以上の多数世帯が多いというこれまでの結果をうらづけている。不能世帯は，「老人単身世帯」「その他一般核家族世帯」が平均より高くなっているのが特徴である。

拒否世帯は，完了世帯よりもう一段年齢層が上った状態であるが，近似した分布を示している。未了世帯は逆に完了世帯より一段若い方へかたよっているが，全体としては，完了世帯や拒否世帯に似ている。

市外転居世帯と再転居世帯は，39歳以下の単身世帯，39歳以下の夫婦のみの世帯，父＋母＋非（～２人）が圧倒的に多い。「その他核家族世帯」や「二世代以上世帯」の割合はきわめてすくない。行方不明，宛所不明世帯は，「その他の一般核家族世帯」の割合が高いが，その他とくに目立つ点がみられない。

そこで，第２－３表を組みかえて，ライフステージ別にならべ，世帯類型毎に検討する。

第２－４表がそれである。

第２－４表　’73年段階のライフ・ステージ別・調査結果事由の分布

ライフ・ステージ ＼ 調査結果	完　了	未　了	拒　否	行方不明	宛所不明	市外転居	再転居	不　能	計
①単　身（～39才）	(17.1) 6	(5.7) 2		(14.3) 5	(14.3) 5	(28.6) 10	(20.0) 7		(100.0) 35
②父＋母（～39才）	(30.6) 11	(8.3) 3	(8.3) 3	(16.7) 6	(11.1) 4	(11.1) 4	(13.9) 5		(100.0) 36
③父＋母＋非（～2人）	(51.7) 168	(10.2) 33	(4.6) 15	(12.3) 40	(5.2) 17	(10.5) 34	(4.3) 14	(1.2) 4	(100.0) 325
④父＋母＋非（3人～）	(50.9) 26	(17.6) 9	(5.9) 3	(3.9) 2	(5.9) 3	(11.8) 6	(2.0) 1	(2.0) 1	(100.0) 51
⑤その他一般	(55.7) 124	(5.4) 12	(7.6) 17	(16.1) 36	(7.2) 16	(4.0) 9	(1.3) 3	(2.7) 6	(100.0) 223
⑥母　＋　非	(46.7) 7	(13.3) 2	(13.3) 2		(13.3) 2	(6.7) 1		(6.7) 1	(100.0) 15
⑦その他母子	(39.2) 9	(26.1) 6		(21.7) 5	(8.7) 2	(4.3) 1			(100.0) 23
⑧父　＋　子	(66.7) 2				(33.3) 1				(100.0) 3
⑧その他父子家庭					(100.0) 1				(100.0) 1
⑨その他核家族	(54.6) 12	(13.6) 3	(9.1) 2	(13.6) 3	(4.5) 1		(4.5) 1		(100.0) 22
⑩単　身（40～50才）	(40.0) 6		(6.7) 1	(20.0) 3		(20.0) 3	(6.7) 1	(6.6) 1	(100.0) 15
⑪老　　単	(41.7) 10	(16.7) 4		(20.8) 5		(8.3) 2		(12.5) 3	(100.0) 24
⑫二　世　代	(59.3) 70	(6.8) 8	(6.8) 8	(17.8) 21	(2.5) 3	(3.4) 4	(1.7) 2	(1.7) 2	(100.0) 118
⑬傍系親族	(65.9) 31	(8.5) 4	(2.1) 1	(14.9) 7	(4.3) 2		(4.3) 2		(100.0) 47
計	(51.4) 482	(9.2) 86	(5.5) 52	(14.2) 133	(6.1) 57	(7.9) 74	(3.8) 36	(1.9) 18	(100.0) 938

39歳以下の単身者，もしくは夫婦のみの世帯は（①・②）「市外転居」「再転居」の割合がきわめて高いことがわかる。つまり地域異動性が高いということになる。しかし当然のことながら，単身より夫婦の方が，定着性は高まる。次に一般核家族のなかでも，「夫婦と18歳以下の子供のみで構成されている」世帯（③・④）は，全体的に分布しているが，所在のはっきりしない「行方不明」や「宛所不明」が平均値よりかなり低いことである。

所在の一つの証明である住民票について考えると，「行方不明」「不能」以外は，調査が完了したかどうかは別にしても，住民票そのものは，確認できており「宛所不明」は住民票はあるがそこにはいないケースである。同一地域にいるかどうかという側面からすれば，③・④は必ずしもその比率が最も高い世帯類型ではないが，転居する場合には，住民票を比較的きちんと異動しているということになる。これは多分，子どもの教育といったことと密接な関連があるためであろう。

④の家族類型が，行方不明と宛所不明の割合が最低であることからも了解できる。

しかしひるがえって，③や④のように18歳未満の子どもを含む核家族世帯の10％以上が５年の間に所在不明となってしまうこと自体深刻な問題をはらんでいるように思われる。

⑤の世帯類型は，「世帯主が60歳以下の夫婦と，18歳以上のいわば生産年齢段階に達した子どもを含む核家族世帯」である。ライフサイクルの上からすれば，子どもの養育から段々解放され，「比較的余裕のある生活」を営む時期にあると考えられる。ところが，’73年時点でそのような段階にあった世帯のうち，25％近くが，行方不明や宛所不明になっている。平均値にくらべても３％高い。この点に関しては推測の域を出ないが，⑤の類型は，やはり地域異動性が高くなっているのであろうと思

われる。ただその場合，転（出）居の際に世帯主が父から子へと変わることが，住民票を捜す上で障害になっていたのかもしれない。

⑥は「完全な」母子世帯である。これまでみた世帯類型のうちでは③ないし④と同様の傾向にあるが，拒否率が一番高い点で異なる。もっとも母数が少ないから速断はできないが，拒否された１ケースは，この調査中，唯一事前に電話で「絶対に調査に来て欲しくない」と断わられたケースであり，他の１ケースは，同棲中で家庭内のことに干渉されたくないという理由でことわられたものである。母子世帯のおかれた状況をかなり反映しているように思う。

⑦は，世帯の中に18歳以上の子どもがいる世帯であるが，⑤の類型と近似している。未了ケースが多いのは，総働きにより，いつでも不在であるといった事情による。

⑧の父子世帯はわずか４ケースしかなかったが，そのうち，２ケースは「宛所不明」である。つまり住民票をおきっぱなしにして転（出）居しているのである。

⑨「その他の核家族世帯」は，世帯主が60歳をこしており，かつ子どものほとんどは，18歳をすぎている世帯である。この世帯類型の特徴はきわめて定着性が高いという点である。

⑩は，①の類型ににているが，再転居世帯はずっと少ない。

⑪も同様の傾向がみとめられるが，不能世帯の割合の高い点が特徴である。⑩⑪とも，住民票をおきっぱなしにするという「宛所不明」が１ケースもない点は，若年単身者と対照的なように思われる。

⑫，⑬は，核家族世帯の⑨に似かよった傾向をもっているが，「行方不明，宛所不明」の割合は，かなり高くなっている。

第３項　職業階層・所得階層

第２－５表によると完了世帯は全ての職業階層に分布しており，かつ'73年当時の構成比とほぼ同じ割合である。不能世帯は，販売サービス層，単純労働者層，無職層に集中している。

第２－５表　調査結果事由別・'73年段階職業階層分布

調査結果＼職業階層	農民層	経営者層	専門管理者層	自営業者層		労働者層					無職	計
				有雇用自営業層	家族自営業層	給料生活者	生産労働者	販売サービス労働者	職人	単純労働者		
完了	(0.8) 4	(2.7) 13	(1.7) 8	(7.7) 37	(17.2) 83	(24.7) 119	(22.6) 109	(9.1) 44	(3.3) 16	(7.3) 35	(2.9) 14	(100.0) 482
不能				(11.1) 2	(11.1) 2	(11.1) 2	(11.1) 2	(22.2) 4		(16.7) 3	(16.7) 3	(100.0) 18
拒否			(1.9) 1	(5.7) 3	(17.3) 9	(21.2) 11	(23.1) 12	(7.7) 4	(7.7) 4	(15.4) 8		(100.0) 52
市外転居		(1.3) 1		(4.1) 3	(5.4) 4	(33.8) 25	(22.9) 17	(18.9) 14	(5.4) 4	(4.1) 3	(4.1) 3	(100.0) 74
行方不明		(2.3) 3		(10.5) 14	(15.0) 20	(23.3) 31	(23.3) 31	(9.8) 13	(4.5) 6	(9.0) 12	(2.3) 3	(100.0) 133
宛所不明		(3.5) 2	(3.5) 2	(5.3) 3	(10.5) 6	(22.8) 13	(29.8) 17	(12.3) 7	(5.3) 3	(3.5) 2	(3.5) 2	(100.0) 57
再転居		(2.8) 1	(2.8) 1	(2.8) 1	(8.3) 3	(22.2) 8	(30.5) 11	(16.7) 6	(8.3) 3		(5.6) 2	(100.0) 36
未了				(10.5) 9	(11.6) 10	(32.6) 28	(22.1) 19	(12.8) 11	(2.3) 2	(5.8) 5	(2.3) 2	(100.0) 86
合計	(0.4) 4	(2.1) 20	(1.3) 12	(7.7) 72	(14.6) 137	(25.3) 237	(23.2) 218	(11.0) 103	(4.1) 38	(7.2) 68	(3.1) 29	(100.0) 938

拒否世帯で平均値を上回るものは，家族自営層と単純日雇層である。家族自営層は，所得に関して拒否する傾向の強いことは，一般的に了解のつくところであるが，単純労働者数も比率の上からみる

と平均値の倍以上いる点は注目される。

市外転居世帯は，給与生活者層と販売サービス層に高い割合であらわれている。転居先により異なっている可能性もあり，後の検討課題とする。

行方不明世帯はどの職業階層にも分布しているが，有雇用自営層の比率の高い点がめだつ。

宛所不明世帯も同様に全職業層に分布しているが，生産労働者層の比率が高い。

再転居世帯は労働者層全体の比率が高く，給与生活者の割合が高い市外転居世帯とくいちがっている。未了世帯では，やはり給与生活者の割合が高い。

次に所得階層別に考察する。第２－６表によれば，完了世帯は第Ⅲ階層が，平均値をやや下回るが，その他の階層については，73年当時の構成比とほぼ同様である。不能世帯は第Ⅰ階層が$\frac{1}{3}$を占めている点が特徴的である。拒否世帯は階層的には，はっきりした特徴を指摘することはできない。市外転居は，第Ⅱ階層がかなり高率であるのに反し，第Ⅳ階層は極端に低くどちらかといえば，低所得層にかたよる傾向にある。これはすでにみたとうり，市外転居世帯が，20～30代にかたよっていることと関連するであろう。

行方不明世帯は全体に高い所得階層に偏っている。これは，「行方不明」という表現が示すほどこれらの世帯の実態が深刻ではないのかもしれないということを推察させる。先にも触れたが，世帯主の氏名と住所だけの追跡からはもれるということも関連しており，後に詳しく検討する。

宛所不明世帯は，行方不明世帯とは明らかに異なり，Ⅱ・Ⅲ階層の割合が高い。経済的にはやや不安定な階層にかたよっているようにみえる。

再転居世帯の過半数はⅢ階層に集中しており，Ⅰ階層やⅤ階層といった極端に所得階層の低いものも高いものもすくない点に特徴がある。異動のしやすさに所得階層の一つのパターンがあるのかもしれない。

未了世帯は，完了世帯とほぼ似た分布を示している。

第２－６表　調査結果事由別・'73年段階の所得階層分布

調査結果＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
完了	(12.0) 58	(22.0) 106	(25.9) 125	(14.1) 68	(25.9) 125	(100.0) 482
不能	(33.3) 6	(16.7) 3	(16.7) 3	(11.1) 2	(22.2) 4	(100.0) 18
拒否	(11.5) 6	(26.9) 14	(25.0) 13	(13.5) 7	(23.1) 12	(100.0) 52
市外転居	(9.5) 7	(35.1) 26	(23.0) 17	(8.1) 6	(24.3) 18	(100 0) 74
行方不明	(7.5) 10	(12.0) 16	(32.3) 43	(22.6) 30	(25.6) 34	(100.0) 133
宛所不明	(8.8) 5	(24.6) 14	(33.3) 19	(12.3) 7	(21.0) 12	(100.0) 57
再転居	(8.3) 3	(8.3) 3	(55.6) 20	(16.7) 6	(11.1) 4	(100.0) 36
未了	(11.6) 10	(26.7) 23	(29.1) 25	(12.8) 11	(19.8) 17	(100.0) 86
合計	(11.2) 105	(21.8) 205	(28.3) 265	(14.6) 137	(24.1) 226	(100.0) 938

以上が，調査結果の事由別特徴の概要である。以下，それぞれにふくまれる世帯を個別に検討する。

第2節　調査結果事由別の特徴

第1項　調査不能世帯

調査不能の世帯は，18世帯であり，近隣での聞きとりおよび住民票閲覧により確認された不能理由は，第2－7表のとうり，5つに分けられる。このうち，「該当者不明」とあるのは，対象名簿番号と世帯番号がくいちがっているため，調査世帯が前回とは別人になってしまったというような，主として調査技術上のミスにより追跡調査が不能となった世帯であり，他の理由とは質的に異なっている。世帯主の死亡により調査不能となったケースは4例であった。ただしこのことは，世帯主が死亡したケースが，この5年間で4ケースだけであるということを意味するものではない。調査完了世帯のなかにも，主が死亡しているケースが若干含まれており，不能となったケースは特殊な事例である。つまり世帯主の死亡にともなって世帯が消滅したか，分解して世帯員の所在が不明となったものに限られる。このような点からすれば，後に検討する宛所不明や行方不明世帯のなかには同じような事情によるものも含まれているかもしれないが，不能ケースとなったものは，死亡台帳で確認されたものであるという点で異なっている。

第2－7表　調査不明の理由

不能事由	実数
世帯主の死亡	4
世帯主の長期入院	3
長期不在	2
世帯主の在宅療養	3
（該当者不明）	(6)
計	18

第2－8表　不能事由別・世帯類型別集計

不能事由＼世帯類型	老人単身	その他単身	父＋母＋子（非）	父＋母＋生＋非	老夫婦	母＋非	父＋母＋非＋老	計
死亡	1			1	1	1		4
長期入院	1	1					1	3
長期不在	1				1			2
在宅療養			2				1	3
計	3	1	2	1	2	1	2	12

死亡による不能世帯のうち，単身世帯であったものは1ケース（第2－8表）であり，あとは，家族がいたものである。母＋非とあるのは，この'73年当時乳児1人をかかえた母子世帯であり，母親の死亡により，乳児が親族もしくは，施設に引きとられたものと思われる。あとの2ケースも世帯主の死亡により，世帯が分解したものと思われる。長期入院による調査不能ケースは，3ケースであり，うち2ケースは高令の単身世帯であったが，1ケースは，'73年当時5人世帯であった。近所の人の話では，主が入院中で妻がつきっきりで看病をしており，子供達はどちらかの親戚にあずけられているようだということであった。他の2ケースはいずれも単身者で入院先不明で調査不能となったものである。

「長期不能」ケースとして分類した2例は，1例は単身世帯で近隣の人の話で，長期間不在ということで，旅行の如き一時的なものか，あるいは入院しているものかも判明できなかったケースであり，他の1例は，公衆浴場に夫婦で住込み勤務をしていたものであるが，今回の調査で雇い主に面接して事情をきいたが要領を得ず，長期間不在であるとのことで，仕事をやめて転出したか否かが判明しなかったものである。住民票は'73年調査時の現住地にあるため，長期不在による不能ケースとした。

「その他」はいずれも世帯が在宅療養中のケースで，調査拒否をされたわけではないが，調査がで

きなかったケースで，１ケースは世帯主が脳溢血後遺症で言語障害があり世帯員がいるのかどうかも事情聴取できなかったケースで，他の２件は，在宅療養をしているということは，近所の聞きとりでわかったが当該ケースの応答がなく，不能理由が不明確なケースである。

不能世帯の，該当者不明世帯を別にした12ケースの'73年段階の所得階層はⅠ～Ⅱ層にあるものが過半数の７ケースあり（第２～９表）概して経済的に不安定なケースであったと推測される。このことは，世帯主の職業階層分布（第２～10表）からもうらづけられる。

第２－９表　不能事由別・所得階層別集計

不能事由＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
死亡	2	1			1	4
長期入院	1	1	1			3
長期不在	1				1	2
在宅療養		1		2		3
計	4	3	1	2	2	12

第２－10表　不能事由別・職業階層別集計

不能事由＼職業階層	自営層	給与生活者	生産労働者	販売サービス	単純労働者	無職	計
死亡	1		2			1	4
長期入院				1	1	1	3
長期不在	1				1		2
在宅療養		2		1			3
計	2	2	2	2	2	2	12

第２項　拒否世帯

調査拒否された世帯は，全体で52世帯であったが，これらの世帯群に関しては，前節ですでにみたとおり，とりたてて特徴的な傾向を指摘することはむずかしく，きわめて多種多様の世帯によって構成されているようにみえる。このことは，拒否世帯の本質の一端を示しているのかもしれない。つまり拒否世帯に関する限り，調査者と対象者との面接場面の微妙な関係を反映しているという側面を考慮しないわけにはいかない。拒否世帯のうち，いくつかのケースは，対象世帯の共通性をもつものであるかもしれない。たとえば，今回の調査の協力依頼状に「生活実態調査」と明記しておいたから，生活実態を知られたくないと思う一群の世帯は，拒否に回るといったことである。しかし，調査者毎に拒否世帯を集計すると，同一地区内で相当にバラつきがあることも事実で，対象世帯の側だけに拒否理由を求めることは，事実を見失うことにもなりかねない。その点ではのちに検討する完了世帯のうち，所得状況のみを拒否されて留置きとなった世帯とはかなりその性格を異にすると思われる。

従って一応職業階層別の所得階層分布（第２－11表）と，世帯類型分布に関するもの（第２－12表）を参考までにかかげておく。職業階層では経営管理層と家族自営層，および職人，単純労働者層の拒否率がやや高い。

この表に掲げていないが，学歴別にみると経営管理層を別にすれば中卒者の割合の高い職業層と一致する。また所得階層別でみれば，Ⅰ・Ⅱ階層での拒否率がやや高く世帯類型別では，母子世帯が実数は少ないものの拒否された割合は高く，これに象徴されるように女性が生計中心者である世帯類型に高い傾向がある。

第2－11表　拒否世帯の職業階層別・所得階層別分布

職業階層＼所得階層		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計	'73年の職業階層分布	職業階層別拒否率
農民層							0	12	0
経営者層						1	1	12	8.3
自営層	有雇用自営業者層		1		1	1	3	72	4.2
	家族自営業者層	3	1	1		4	9	137	6.6
労働者層	給与生活者層		5	2	1	3	11	237	4.6
	生産労働者層	1	2	5	2	2	12	218	5.5
	販売サービス労働者層	1	1	1	1		4	103	3.9
	職人層		1	2		1	4	38	10.5
	単純労働者層	1	3	2	2		8	68	11.8
無職層							0	29	0
計		6	14	13	7	12	52	938	5.5
'73年の所得階層分布		105	205	265	137	226	938		
所得階層別拒否率		5.7	6.8	4.9	5.1	5.3	5.5		

第2－12表　拒否世帯の職業階層別・世帯類型分布

職業階層＼世帯類型	一般核家族													母子2人～その他核世帯		二世代以上					傍	計
			子供2人以内			子供3人以上																
	4 女子単身（40～54才）	7 父＋母（母40才未満）	8 父＋母＋非（第一子6才以下）	9 父＋母＋非（第一子7～12才）	10 父＋母＋非（第一子13～18才）	11 父＋母＋非（第一子6才以下）	12 父＋母＋非（第一子7～12才）	14 父＋母＋生＋非	15 父＋母＋生	16 父＋母（母40才以上）	19 老夫婦＋生	20 老夫婦	22 母＋非（第一子7～12才）	32 女子老＋生	(2) 父＋母＋夫＋妻＋非＋老夫婦	(6) 父＋母＋生＋非＋老夫婦	(9) 父＋母＋非＋老	(11) 父＋母＋生＋老	(15) 母＋非＋老	(35) 女子老人＋その他	
(II) 経営者層																						
(4)零細企業経営者																1						1
(V) 自営業者層																						
1有(8)サービス自営業者										1									1			2
(9)医療保健 〃															1							1
2家(10)生産・運輸自営業者				1																		1
(11)商業自営業者		1							1	1	2						1					6
(12)貸間アパート 〃												1	1									2
(V) 労働者層																						
1給(16)大企業事務員								1														1
(17)中企業 〃		1																				1
(18)小企業 〃			1	2										1								4
(19)零細企業 〃				1														1				2
(20)官公庁 〃			1						1								1					3
2生(24)中企業労働者					1		1	1														3
(23)小企業 〃						1																1
(24)零細企業 〃			1							1												2
(25)運輸 〃		1			1			1														3
(27)官公庁 〃					1				1											1		3
3販(28)販売労働者	1		2								1											4
4職(31)建設職人				1			1										1					3
(32)その他									1													1
5単(33)重作業労働者			1		1					1				1			1					5
(34)軽作業 〃									1			1	1									3
計	1	3	6	5	4	1	2	3	5	4	3	2	2	2	1	1	4	1	1	1		52
'78年の拒否世帯	1	3	15			3		17					22		8					1		
'73年の世帯類型分布	15	36	325			51		223					15	23	118					47		
拒否率	(6.7)	(8.3)	(4.6)			(5.8)		(7.6)					(13.3)	(11.5)	(6.8)					(2.1)		(5.5)

第3項　市外転居世帯

転居地域を表側にあるような8地域に分類して，所得階層別にみると，第2－13表のとおりである。市外転居のうち32.4%が国勢調査に言う大都市圏としての札幌通勤圏への転出で，21.6%が道内主要都市となっている。これら道内都市部を除くと，その他の道内への転出は18.9%である。つまり全体の73%は道内への転出で，残り27%が道外であるが，このうちの60%は首都圏への転出である。東北・東海・北陸・九州等への転出も若干みられるが，そのうちのほとんどは，その地域の中心的都市及び周辺である。道内外をとわず，主要都市及びその周辺をのぞいた地域への移動は，「その他道内」の16.2%と四国・九州の 2.7 %の20%足らずである。つまり今回の調査によれば，札幌市民の市外転出の状況，道内移動の性格がつよいこと，および，主要都市とその周辺へ集中しているということがいえる。'73年所得階層でみると，件数がすくないため確定的なことはいえないが，ⅠおよびⅡ階層といった低所得層では，札幌通勤圏への転出の比率が高く，Ⅳ・Ⅴ階層といった，所得水準の比較的高い層では，首都圏への転出の比率が高い。Ⅲ階層では，30%近くが道内主要都市への転出となっている。

第2－13表　市外転居地域別，所得階層分布

転居地域別＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計	構成比
1 札幌通勤圏（小樽，石狩，江別，広島，岩見沢，恵庭）	(57.1) 4	(38.5) 10	(23.5) 4	(16.7) 1	(27.8) 5	(32.4) 24	54 73.0%
2 道内主要都市圏（函館，室蘭，苫小牧，旭川，釧路，北見，稚内）	(14.3) 1	(23.1) 6	(29.4) 5	(16.7) 1	(16.7) 3	(21.6) 16	
3 その他道内	(14.3) 1	(19.2) 5	(17.6) 3	(16.7) 1	(22.2) 4	(18.9) 14	
4 首都圏（都内，神奈川，千葉）		(11.5) 3	(11.8) 2	(33.3) 2	(27.8) 5	(16.2) 12	12 16.2%
5 東北（仙台，石巻）		(3.8) 1	(5.9) 1			(2.7) 2	8 10.8%
6 東海（春日井市，一宮）			(5.9) 1		(5.5) 1	(2.7) 2	
7 北陸（金沢，小松）		(3.8) 1	(5.9) 1			(2.7) 2	
8 四国，九州	(14.3) 1			(16.7) 1		(2.7) 2	
計	(100.0) 7	(100.0) 26	(100.0) 17	(100.0) 6	(100.0) 18	(100.0) 74	(100.0) 74

'73年当時の年令階層別にみると（第2－14表），20才では，道内主要都市へ41%，30代では，札幌通勤圏36.7%と首都圏23.3%が目立ち，40代では，道内主要都市圏へ41.7%が大きな比率を占めている。これは，世帯人員別構成（第2－15表），世帯類型別構成（第2－16表）とかかわらせてみると，単身世帯では，$\frac{1}{3}$がその他道内へ転出し，そのほとんどが女子単身であることが特徴的で，一般核家族世帯では，第1子の年令層が低いほど，市外転居世帯が多い傾向があり，第1子が13～18才になると市外への異動がにぶくなることがうかがわれる。職業階層別に市外転居世帯の状況をみると，（第2－17表）雇用労働者層では広く分布しているが，自営業層では，1世帯を除いて，すべて道内異動にとどまっている点に特徴がある。

第２－14表　市外転居地域別，世帯主の年令階級分布

転居 地域別 ＼ 年令	～19才	20～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才	70～79才	80才以上	計
1 札幌通勤圏（小樽，石狩，江別，広島，岩見沢，恵庭）		(27.3) 6	(36.7) 11	(16.7) 2	(33.3) 2	(100.0) 1	(66.7) 2		(32.4) 24
2 道内主要都市圏（函館，室蘭，苫小牧，旭川，釧路，北見，稚内）		(41.0) 9	(6.7) 2	(41.7) 5					(21.6) 16
3 そ の 他 道 内		(13.6) 3	(20.0) 6	(25.0) 3	(33.3) 2				(18.9) 14
4 首都圏（都内，神奈川，千葉）		(9.1) 2	(23.3) 7	(16.7) 2	(16.7) 1				(16.2) 12
5 東 北（仙 台，石 巻）		(4.5) 1	(3.3) 1						(2.7) 2
6 東 海（春日井市，一宮）			(3.3) 1		(16.7) 1				(2.7) 2
7 北 陸（金 沢，小 松）		(4.5) 1	(3.3) 1						(2.7) 2
8 四 国 ，九 州			(3.3) 1				(33.3) 1		(2.7) 2
計		100.0 (29.7) 22	100.0 (40.5) 30	100.0 (16.2) 12	100.0 (8.1) 6	100.0 (1.4) 1	100.0 (4.1) 3		(100.0) 74

第２－15表　市外転居地域別，世帯人員分布

転居 地域別 ＼ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人～	計
1 札幌通勤圏（小樽，石狩，江別，広島，岩見沢，恵庭）	(26.7) 4	(44.5) 4	(21.1) 4	(42.8) 9	(33.4) 3		(32.5) 24
2 道内主要都市圏（函館，室蘭，苫小牧，旭川，釧路，北見，稚内）	(20.0) 3		(31.4) 6	(23.8) 5	(22.2) 2		(21.6) 16
3 そ の 他 道 内	(33.2) 5	(33.3) 3	(10.5) 2	(19.1) 4			(18.9) 14
4 首都圏（都内，神奈川，千葉）	(6.7) 1	(22.2) 2	(21.1) 4	(14.3) 3	(11.1) 1	(100.0) 1	(16.2) 12
5 東 北（仙 台，石 巻）			(5.3) 1		(11.1) 1		(2.7) 2
6 東 海（春日井市，一宮）			(5.3) 1		(11.1) 1		(2.7) 2
7 北 陸（金 沢，小 松）	(6.7) 1				(11.1) 1		(2.7) 2
8 四 国 ，九 州	(6.7) 1		(5.3) 1				(2.7) 2
計	(100.0) 15	(100.0) 9	(100.0) 19	(100.0) 21	(100.0) 9	(100.0) 1	(100.0) 74

第2－16表　市外転居先別・世帯類型別分布

転居地域別＼世帯類型	単身者世帯					一般核家族世帯												母子家族世帯		二世代以上		計
	1 男子単身 40才未満	2 女子単身 40才未満	4 女子単身 40才～54才	5 男子老人単身	6 女子老人単身	7 父＋母 母40才未満	子供2人以内 8 父＋母＋非第一子6才以下	9 父＋母＋非第一子7～12才	10 父＋母＋非第一子13～18才	子供3人以上 11 父＋母＋非第一子6才以下	12 父＋母＋非第一子7～12才	13 父＋母＋非第一子13～18才	14 父＋母＋生＋非	15 父＋母＋生	16 父＋母 母40才以上	19 老夫婦＋生	20 老夫婦	子供2人以内 23 母＋非第一子13～18才	25 母＋生	(9) 父＋母＋非＋老	(14) 母＋非＋老夫婦	
1 札幌通勤圏(小樽, 石狩, 江別, 広島, 岩見沢, 恵庭)	1	1	1	1		2	7	4		1	1			1	1	1	1			1		24
2 道内主要都市圏(函館, 室蘭, 苫小牧, 旭川, 釧路, 北見, 稚内)	2	1					5	4	1				2							1		16
3 その他道内	1	2	2			1	3	1	1									1	1	1		14
4 首都圏(都内, 神奈川, 千葉)		1				1	4	2			1	1		1	1							12
5 東北(仙台, 石巻)							1														1	2
6 東海(春日井市, 一宮)											1			1								2
7 北陸(金沢, 小松)		1									1											2
8 四国，九州					1			1														2
計	4	6	3	1	1	4	20	12	2	1	4	1	2	3	2	1	1	1	1	3	1	74

第２－17表　市外転居地域別職業階層分布

市外転居－地域別 ＼ 職業階層	(III) 4 零細企業経営者層	(IV) (1) 6 有生産・運輸自営業者層	8 サービス〃	(2) 10 家生産・運輸自営業者	11 商業〃	12 貸間アパート〃	13 サービス〃	(V) (1) 16 給大企業事務員	17 中企業〃	18 小企業〃	19 零細企業〃	20 官公庁〃	21 医療技術者	(2) 22 中企業労働者	24 零細企業〃	25 運輸労働者	26 タクシー運転手	27 官公庁労働者	(3) 28 販売労働者	29 サービス労働者	(4) 31 職建設人	(5) 33 単重作業労働者	VI 35 無職	計
1 札幌通勤圏（小樽，石狩，江別，広島，岩見沢，恵庭）		(1)	1	(3) 1	1	1		(7) 1		3	2	1		(6) 2	1	2		1	(3) 2	1	(1) 1	(2) 2	(1) 1	24
2 道内主要都市圏（函館，室蘭，苫小牧，旭川，釧路，北見，稚内）	(1) 1							(7) 2	1	2	1	1		(3) 2				1	(4) 4		(1) 1			16
3 その他道内		(1)	1	(1)			1	(5) 1		1		2	1	(3)	2		1		(3) 2	1			(1) 1	14
4 首都圏（都内，神奈川，千葉）		(1) 1						(4) 1		2		1		(3) 1		1	1		(2) 1	1	(1) 1	(1) 1		12
5 東北（仙台，石巻）																			(1) 1		(1) 1			2
6 東海（春日井市一宮）								(1)		1				(1)		1								2
7 北陸（金沢，小松）								(1)		1				(1)			1							2
8 四国，九州																			(1)	1			(1) 1	2
計	(1) 1	(3) 1	2	(4) 1	1	1	1	(25) 5	1	10	3	5	1	(17) 5	3	4	3	2	(14) 10	4	(4) 4	(3) 3	(3) 3	14

第４項　再転居世帯

この類型は，前項の市外転居世帯が，'73年在住地から，第１回目の異動で，市外へ転出したものであるのと異なり，すくなくとも第１回目の異動は市内転居であり，さらにそこから別の地域へ異動した世帯である。つまり'73年から'78年の間にすくなくとも２回以上転居しているが，それは市内異動型という性格が強いと言える。

そこで，'73年時点の在住地別に年令段階分布をみると（第２－18表），豊平地区からの再転居型の異動が多く，年令別では，40才未満に集中していることがわかる。次に，世帯類型別，住居形態別分布をみると（第２－19表）住居形態では，間借，社宅等で高率であるという市外転居世帯と似た傾向にはあるものの，公営アパート入居者では極端に低い点がめだつ。また世帯類型でも，全体的な傾向では，市外転居世帯と同様であるが，たとえば単身世帯では，女子単身が市外転居型異動を特徴とし

ているのに，ここでは圧倒的に男子単身者であり，また子供３人以上の核家族や，母子世帯ではほとんど２回以上の転居がみられないといった特徴もある。

それは，世帯類型別所得階層分布（第２－20表）でも明らかなように，Ⅲ階層にある少規模世帯が多く　５年間に２回以上異動する世帯というのは，住宅情況等からして必ずしも安定した層ではないが，そうかといって所得階層や家族類型からして，簡単に異動できるような少規模な世帯と所得水準を維持している層であるといえるかもしれない。

職業階層的には，市外転出世帯と大差はない（第２－21表）

第２－18表　再転居世帯の73年在住地別，世帯主の年令階級分布

居住地域＼年令	～29	30～39	40～49	50～59	60～	計
苗穂	1	2		1	1	(14.0) 5
豊平	9	5	2	1		(47.2) 17
菊水	2	3	1		1	(19.4) 7
青葉	1	5	1			(19.4) 7
山口						0
計	(36.1) 13	(41.6) 15	(11.1) 4	(5.6) 2	(5.6) 2	(100.0) (100.0) 36

第２－19表　再転居世帯の世帯類型別，住居形態別集計

世帯類型＼住居形態			1 自宅	2 民借家	3 公借家	4 間借	5 民アパート	6 公アパート	7 社宅 公宅	8 その他 マンション	計	
単身者世帯	1	男子単身（40才未満）	1			2	1		寮 2		6	(19.3) 7
	2	女子単身（40才未満）				1					1	
	4	女子単身（40～45才）				1					1	(2.8) 1
一般核家族世帯	7	父＋母（母40才未満）		1		1	2		1		5	(13.9) 5
	子供2人以内	8 父＋母＋非（第1子6才以下）	1	1			1	2	3		8	(38.9) 14
		9 父＋母＋非（第1子7～12才）					1	2	3		6	
	子供3人以上	13 父＋母＋非（第1子13～18才）					1				1	(2.8) 1
		15 父＋母＋生		1							1	
		16 父＋母（母40才以上）		1							1	(8.3) 3
		19 老夫婦＋生		1							1	
その他核家族世帯	32	女子老＋生		1							1	(2.8) 1
一世代以上の既婚者のいる世帯	(5)	父＋母＋非＋老夫婦	1								1	(5.6) 2
	(19)	母＋夫＋妻＋非		1							1	
傍系親族のいる世帯	(23)	父＋母＋非＋老＋その他		1							1	(5.6) 2
	(29)	母＋非＋老＋その他	1								1	
	'78年	再転居世帯	(11.1) 4	(22.2) 8	0	(13.9) 5	(16.7) 6	(11.1) 4	(25.0) 9	0	(100.0) 36	(100.0) 36
	'73年	住居形態分布	396	138	1	49	92	212	45	2	983	
		再転居率	(1.0)	(5.9)	(0)	(10.2)	(6.5)	(1.2)	(20.0)	0		

第２－20表　再転居世帯の世帯類型別，所得階層別集計

世帯類型＼学歴			I	II	III	IV	V	計
単身者世帯	1 男子単身 (40才未満)			1	3		2	(16.7) 6
	2 女子単身 (40才未満)				1			(2.8) 1
	4 女子単身 (40～45才)		1					(2.8) 1
一般核家族世帯	7 父＋母 (母40才未満)				4		1	(13.9) 5
	子供2人以内	8 父+母+非 (第1子6才以下)		2	3	3		(21.9) 8
		9 父+母+非 (第1子7～12才)	1		3	2		(16.7) 6
	子供3人以上	13 父+母+非 (第1子13～18才)			1			(2.8) 1
		15 父＋母＋生			1			(2.8) 1
		16 父+母 (母40才以上)			1			(2.8) 1
		19 老夫婦＋生			1			(2.8) 1
その他核家族世帯	32 女子老＋生		1					(2.8) 1
二世代以上の世帯	(5) 父＋母＋非＋老夫婦					1		(2.8) 1
	(19) 母＋夫＋妻＋非				1			(2.8) 1
傍系親族のいる世帯	(23) 父＋母＋非＋老＋その他						1	(2.8) 1
	(29) 母＋非＋老＋その他				1			(2.8) 1
計			(8.3) 3	(8.3) 3	(55.6) 20	(16.7) 6	(11.1) 4	(100.0) (100.0) 36

第２－21表　再転居世帯の世帯類型別，職業階層別集計

世帯類型 ＼ 職業階層		(II) 4 零細企業経営者 経営者層	(III) 専門管理者層	(IV) (1) 有 8 サービス自営業者 自営業者層	(2) 家 10 生産・運輸自営業者	11 商業 〃	13 サービス 〃	(V) (1) 給 16 大企業事務員 労働者層	17 中企業 〃	18 小企業 〃	19 零細企業 〃	20 官公庁 〃	(2) 生 22 中企業労働者	23 小企業 〃	24 零細企業 〃	25 運輸労働者	26 タクシー運転手	(3) 販 28 販売労働者	29 サービス 〃	(4) 職 32 その他職人	(VI) 35 無職	計
単身者世帯	1 男子単身 (40才未満)					1			1			1		1				1		1		6
	2 女子単身 (40才未満)									1												1
	4 女子単身 (40～45才)																				1	1
一般核家族世帯	7 父＋母 (母40才未満)		1												1			2		1		5
	子供2人以上 8 父＋母＋非 (第1子6才以下)						1		1				2		1			2		1		8
	子供2人以上 9 父＋母＋非 (第1子7～12才)				1			3								1	1					6
	子供3人以上 13 父＋母＋非 (第1子13～18才)	1																				1
	15 父＋母＋生														1							1
	16 父＋母 (母40才以上)														1							1
	19 老夫婦＋生										1										1	1
核家族世帯 その他	32 女子老＋生																				1	1
一世代以上の既婚者のいる世帯	(5) 父＋母＋非＋老夫婦			1																		1
	(19) 父＋母＋妻＋非														1							1
傍系親族のいる世帯	(23) 父＋母＋非＋老＋その他															1						1
	(29) 母＋非＋老＋その他																		1			1
計		(2.8) 1	(2.8) 1	(2.8) 1	(2.8) 1	(2.8) 1	(2.8) 1	(8.2) 3	(5.6) 2	(2.8) 1	(2.8) 1	(2.8) 1	(5.6) 2	(2.8) 1	(13.8) 5	(5.6) 2	(2.8) 1	(13.8) 5	(2.8) 1	(8.2) 3	(5.6) 2	(100.0) 36

第５項　行方不明世帯

これらの世帯は，第２－22表でわかるとうり，そのすべてが，転居先が不明の世帯である。73年時点の住所地は住民票がなく，転居したと思われるが，その転居先が住民基本台帳でも，郵便物配達の面からも不明だったのである。だから，これまでのべてきた，市外転居か再転居している可能性が高いが，なかには，同市内転居の場合も含まれているかもしれない。あるいは，世帯主の死亡，もしく

第２－22表　調査結果事由別・住所判明度別分布

	完了	拒否	市外転居	行方不明	宛所不明	再転居	未了	計
現住所在住	(82.2) 407	(8.9) 44					(8.9) 44	(100.0) 495
転居先判明	(31.9) 75	(3.4) 8	(31.5) 74			(15.3) 36	(17.9) 42	(100.0) 235
現住所不明					(100.0) 16			(100.0) 16
転居不明				(76.4) 133	(23.6) 41			(100.0) 174
計	(52.4) 482	(5.7) 52	(8.0) 74	(14.5) 133	(6.2) 57	(3.9) 36	(9.3) 86	(100.0) 920

注）調査対象世帯のうち死亡等18ケースを除いた世帯である。

は世代交代と地域異動がかさなっているのかもしれない。しかし一応転居しているということを前提に，前2者と比較しながら概観しておくことにする。

居住地区別，住居形態別分布は第2－23表のとおりである。菊水地区にきわめて多く，かつ自家所有者が，高率を占めている点は意外に思われるかもしれないが，これには次のような事情があるためと思われる。

第2－23表　行方不明世帯の在住地区別・住居形態分布

居住地区別＼住居形態	1 自家	2 民借家	3 公借家	4 間借	5 民アパート	6 公アパート	7 社宅公宅	8 その他マンション	計
苗穂					(50.0) 1		(50.0) 1		(100.0) 2
豊平	(36.4) 8	(18.2) 4		(13.6) 3	(27.3) 6		(4.5) 1		(100.0) 22
菊水	(50.0) 42	(27.4) 23		(2.4) 2	(16.7) 14		(3.6) 3		(100.0) 84
青葉	(12.5) 3					(87.5) 21			(100.0) 24
山口						(100.0) 1			(100.0) 1
計	(39.8) 53	(20.3) 27		(3.8) 5	(15.8) 21	(16.5) 22	(3.8) 5		(100.0) 133

すくなくとも菊水地区の42世帯に関してその自家の所有形態をみれば，その部分が借地の上に自家を所有しているものである。しかも，その多くは，第2－24表によれば，戦前もしくは，戦後も昭和33年頃までに建てられた，老朽住宅が多い。地下鉄開通後，菊水地区は都市再開発がすすみ，その影響で自家のみの所有者が他へ転居をよぎなくされたものと思われる。しかし以上の経過は，だからここで言う行方不明世帯が多いという説明にはならない。

ところで，住居形態でもう1つ目立つのは民営借家（1戸建ち）居住世帯の割合が高いことである。これらの世帯について職業階層を検討したところ（表省略），自営業層が多かったが，これらの層は推定の域をでないが，新興地域で，自家を所有し自営業を経継しているのかもしれない。

第2－24表　行方不明世帯の在住地区別・居住始期別分布

居住地区別＼居住始期	戦前	20～33年	34～38年	39～41年	42～43年	44～45年	46～47年	48～49年	50～	不明	計
苗穂				(50.0) 1	(50.0) 1						(100.0) 2
豊平	(9.1) 2	(18.2) 4	(9.1) 2		(22.7) 5	(13.6) 3	(27.3) 6				(100.0) 22
菊水	(20.2) 17	(21.4) 18	(11.9) 10	(10.7) 9	(11.9) 10	(10.7) 9	(9.5) 8	(2.4) 2		1	(100.0) 84
青葉				(4.2) 1	(45.8) 11	(33.3) 8	(12.5) 3			(4.2) 1	(100.0) 24
山口							(100.0) 1				(100.0) 1
計	(14.3) 19	(16.5) 22	(9.0) 12	(8.3) 11	(20.3) 27	(15.0) 20	(13.5) 18	(1.5) 2		(1.5) 2	(100.0) 133

次に所得階層分布（第２－25表）をみると，菊水地区ではあきらかにⅣ・Ⅴ階層の割合が高く，青葉地区では，Ⅱ・Ⅲ階層，豊平では，Ⅲ・Ⅳ階層と，菊水と青葉地区の中間的な傾向を示しているようにみえる。つまり全体としてみれば，所得階層的にはやや安定した層に多いということになる。

第２－25表　行方不明世帯の居住地区別・所得階層分布

居住地区別＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
苗穂	(50.0) 1			(50.0) 1		(100.0) 2
豊平	(9.1) 2	(4.5) 1	(50.0) 11	(13.6) 3	(22.7) 5	(100.0) 22
菊水	(7.1) 6	(8.3) 7	(28.6) 24	(27.4) 23	(28.6) 24	(100.0) 84
青葉	(4.2) 1	(29.2) 7	(33.3) 8	(12.5) 3	(20.8) 5	(100.0) 24
山口		(100.0) 1				(100.0) 1
計	(7.5) 10	(12.0) 16	(32.3) 43	(22.6) 30	(25.6) 34	(100.0) 133

世帯類型分布をみると（第２－26表）行方不明世帯のなかで，一般核家族の比率は高いものの，全体的にみれば，生産年令人口を含む世帯の割合がたかく，世代交代期に入った世帯という印象が濃い。学歴期の子供を含む世帯の全体に対する割合が低率なのは，住民票が就学とかかわって重要であるということを意味している。

最後に宛所不明世帯について一言触れておく。

前出第２－22表によれば，宛所不明世帯は，不明であることが判明した場所により，現住地不明（'73年住所に捜しあたらない世帯）と転居不明（'78年段階で転居先が住民票により確認されたが，その転居地に捜しあたらない世帯）の二つに分類することができる。しかも，これらの世帯の最大の特徴は，住民票上ではたしかにそこに居るはずなのにたずねあたらないという点である。

これらの世帯は，前章でみたとうり，行方不明世帯などと異なる傾向もみとめられるが，なぜ，住民票がありながら，その世帯の所在が不明であるのかを推測しうる資料は見出せなかった。それは，ある世帯の場合，住民票上の住所にいるにもかかわらず，調査員のミスにより捜しあてられなかったということをも含んでいるかもしれず，宛所不明の原因が多様であるからかもしれない。

したがって今回は，行方不明世帯とは異なる不明世帯があるという点だけ指摘し，今後の検討課題とするほかなかった。

第２－26表　行方不明世帯の在住地区別・世帯類型分布

居住地域別＼世帯類型	単身者世帯						一般核家族世帯										母子家族世帯		その他の核家族世帯	小計
	1 男子単身（40才未満）	2 女子単身（40才未満）	3 男子単身（40才～59才）	4 女子単身（40才～54才）	6 女子老人単身	7 父＋母（母40才未満）	子供2人以内 8 父＋母＋非（第一子6才以下）	9 父＋母＋非（第一子7才～12才）	10 父＋母＋非（第一子13才～18才）	子供3人以上 12 父＋母＋非（第一子7才～12才）	14 父＋母＋生＋非	15 父＋母＋生	16 父＋母（母40才以上）	18 老夫婦＋生＋非	19 老夫婦＋生	20 老夫婦	24 母＋生＋非	25 母＋生	32 女子老＋生	
苗穂									1			1								2
豊平	1	1		1	1	1	2	1	2				2		5					17
菊水	1	2	2		4	4	5	7	5	1	1	8	4	2	3	6	1	4	3	63
青葉						1	10	7			1	1	1		1					22
山口										1										1
計	2	3	2	1	5	6	17	15	8	2	2	10	7	2	9	6	1	4	3	105

居住地域別＼世帯類型	二世代								傍系親族						小計	合計
	(1) 父＋母＋夫＋妻＋非	(4) 父＋母＋老夫婦	(5) 父＋母＋非＋老婦婦	(6) 父＋母＋生＋非＋老夫婦	(8) 父＋母＋老	(9) 父＋母＋非＋老	(16) 母＋生＋老	(18) 母＋夫＋妻＋非＋老	(21) 父＋母＋非＋老夫婦＋その他	(23) 父＋母＋非＋老＋その他	(32) 母＋夫＋妻＋非＋その他	(35) 女子老人＋生＋その他	(36) 女子老人＋その他	(37) 男子独身（40才未満）＋その他		
苗穂																2
豊平					1	1		1		1				1	5	22
菊水	1	1	4	1	1	8	1		1	1	1		1		21	84
青葉						1						1			2	24
山口																1
計	1	1	4	1	2	10	1	1	1	2	1	1	1	1	28	133

第３章　調査完了世帯の諸変化

面接調査が完了した世帯のうち，所得階層を決定する上で必須の世帯所得に関する回答を拒否された18世帯を除外した464 世帯が，分析可能世帯であった。これらの世帯の 1973 年調査時点の状況と，'78年調査結果の比較からはじめよう。本稿の課題にそって，世帯構成と所得に関する項目を比較し，５年間の変化を概観する。

第１節　世帯構成

１項　世帯人員

世帯人員別構成を第３－１表によってみると，'78年では前回調査結果に比較して，１人世帯と，２人世帯の増加および５人世帯の増加が目立つ。つまり３人および４人世帯という平均的規模の世帯がこの５年間に２人以下の小規模世帯と５人世帯へわずかながら変化したことを示している。また，対象世帯の総世帯人員は，1,724 人から1,676人へと減少しており，全体として小規模化しているといえる。

そこで第３－２表により世帯人員別世帯の1973年から'78年の変動をみると，'73年当時１人世帯であったものの 77.3 %はあいかわらず１人世帯であるが，9.1 %は２人世帯に，また 13.6 %は3 人世帯になっている。

第３－１　世帯人員分布の比較

調査時期 / 世帯人員	1973年	1978年
１　人	4.8%	6.5%
2	15.3	17.7
3	22.4	19.8
4	34.1	32.3
5	13.1	15.1
6	9.3	6.0
7　～	3.0	2.6
計	100.0	100.0
母　数	464	464

第３－２表　世帯人員の変動

'78世帯人員 / '73世帯人員	１人	2	3	4	5	6	7	8	計	'73世帯人員(b)
１人	(77.3) 17	(9.1) 2	(13.6) 3						(4.8) (100.0) 22	22
2 〃	(11.3) 8	(67.6) 48	(11.3) 8	(5.6) 4	(2.8) 2	(1.4) 1			(15.3) (100.0) 71	42
3 〃	(3.8) 4	(18.3) 19	(54.8) 57	(18.3) 19	(2.9) 3	(1.9) 2			(22.4) (100.0) 104	312
4 〃		(3.8) 6	(11.4) 18	(70.3) 111	(10.8) 17	(3.8) 6			(34.1) (100.0) 158	632
5 〃	(1.6) 1	(4.9) 3	(6.5) 4	(18.0) 11	(62.3) 38	(4.9) 3	(1.6) 1		(13.1) (100.0) 61	305
6 〃		(11.8) 4	(5.9) 2	(14.7) 5	(23.5) 8	(32.6) 11	(8.8) 3	(2.9) 1	(7.3) (100.0) 34	204
7 〃					(16.7) 1	(33.3) 2	(50.0) 3		(1.3) (100.0) 6	42
8 〃					(14.3) 1	(28.6) 2	(14.3) 1	(42.8) 3	(1.5) (100.0) 7	56
9 〃						(100.0) 1			(0.2) (100.0) 1	9
計	(6.5) 30	(17.7) 82	(19.8) 92	(32.3) 150	(15.1) 70	(6.0) 28	(1.7) 8	(0.9) 4	(100.0) 464	1,724
'78世帯人員(a)	30	164	276	600	350	168	56	32	1,676	(a)/(b) 97.2

しかし１人世帯に関して注意しておかなければならないことは，先の第２－２表にみたごとく１人世帯の面接完了率は30％未満といちじるしく低く，調査できなかったものの多くは市外転出などによるものであり，また73年当時主として老人単身世帯などであろうが，１人世帯の 5.4 ％は死亡等で世帯が消滅しているのである。転出した世帯では，結婚等で世帯員の増加したケースもかなりあると思われる。だから77％あまりが5 年間づっと単身世帯であったという今回の結果は，同一世帯の追跡調査というある意味では特殊な調査による結果であるということに留意しなければならない。同様に単身世帯が，５年後に１～３人世帯までにしか分布していないことも，以上の事情によるものと思われる。

２人世帯のうち，３分の２はひきつづき同規模の世帯であったが，あとの３分の１は，それぞれ１人世帯，３人世帯，４人以上の世帯に３等分されて分布している。また 3人世帯では55％がひきつづき世帯人員３人であったが，18％づつが２人世帯と４人世帯に分解し，残りが単身世帯と５人以上の大規模世帯に変化している。

以上4 年当時1 ～3 人までの小規模世帯にあっては，５年間に世帯人員が減少したものより増加したものの割合がほんのわずかではあるが高くなっている。しかし次の４人以上の世帯からは，この割合は逆転する。

すなわち，４人世帯のうち70.2 ％は同規模のままであったが，２～３人世帯と減少したものは 15.2％，５人以上に増加したものは 14.6％である。この傾向は，５人以上の世帯では加速され，73 年当時６人世帯であったもののうち，引きつづき同規模の世帯にとどまっているものは，３分の１にすぎず，世帯人員の減少したものは，56％余を占めるようになる。しかも，５～6 人世帯にあっては，その増減が１人ないし２人ではなく，３ ～ 4人減少して５年後には２人世帯になっているという，急激な変化の時期にあったものもある点は注目しておく必要がある。

以上世帯人員の変化を世帯規模毎にまとめると，１～２人世帯では当然のことながら増加する世帯の割合が高いが，３～４人世帯になると世帯人員が増加するものと減少するものがほぼ均衡し，５人以上の世帯では，世帯規模の縮少する世帯の割合が急速に増加するということができる。この結果，世帯員の増加した世帯がかなりあるにもかゝわらず（これらはもともと小規模世帯であったものに多いので），全体としてみれば対象世帯の小規模化の傾向がつよく，前記のとおり，78年段階の総世帯人員は，５年前のそれの97％余に縮少しているのである。

２項　就労・就業人員

世帯の就労・就業人員（以下単に就労人員とする）の２時点間の構成比は第３－３表のとおりである。この5 年間で特徴的なことは１人就労世帯の割合が減少して，不就労世帯（就労人員０人）と２人ないし３人稼働世帯が増加した点である。つまり１人就労世帯の不就労と多就労への分極化が，対象世帯のなかでおこったと考えられる。この様子を73年の就労人員別世帯の78年の分布状況でみると，第3 －4 表のとうりである。

第３－３表　就労人員分布の比較

調査時期 / 就労人員	1973年	1978年
0 人	2. 6	6. 5
1	50. 3	44. 8
2	32. 5	35. 1
3	10. 3	12. 1
4	2. 8	1. 1
5	1. 5	0. 4
計	100. 0	100. 0
母　数	464	464

不就労世帯の３分の２は，５年後も同じく就労人員が0 であったが，残り３分の１の半分づつが１人ないし２人の就労者を有する世帯に変化している。

次に就労人員１人の世帯では，変化のなかった世帯が68.7 %，不就労世帯になったものが 5.6 %であるが，就労人員が

第3－4表　就労人員の変動

'73就労人員 ＼ '78就労人員	0人	1	2	3	4	5～	計	'73就労人員(b)
0人	(66.6) 8	(16.7) 2	(16.7) 2				2.6 (100.0) 12	0
1	(5.6) 13	(68.7) 160	(23.2) 54	(2.5) 6			50.3 (100.0) 233	233
2	(4.0) 6	(24.5) 37	(55.6) 84	(13.2) 20	(2.0) 3	(0.7) 1	32.5 (100.0) 151	302
3	(6.2) 3	(12.5) 6	(35.4) 17	(43.8) 21		(2.1) 1	10.3 (100.0) 48	144
4		(7.7) 1	(38.5) 5	(38.5) 5	(15.4) 2		2.8 (100.0) 13	52
5～		(28.6) 2	(14.3) 1	(57.1) 4			1.5 (100.0) 7	35
計	(6.5) 30	(44.8) 208	(35.1) 163	(12.1) 56	(1.1) 5	(0.4) 2	100.0 (100.0) 464	766人
'78就労人員(a)	0	208	326	168	20	10	732	(a)/(b) 95.6%

2人以上になった世帯が，全体の4分の1以上にのぼっている。また73年当時2人就労世帯であったものは，5年後の就労人員が，0人から5人までと広く分布していることが一つの特徴になっている。つまり3人以上の就労人員を有していた世帯では，1世帯の例外を除けば，5年間で変化のなかったものが3分の1で，残りは就労人員が減少しているのである。

このことは，世帯規模を一応別にしても，1世帯で3人以上の就労人員を有するということは，すくなくともこんにちの都市勤労世帯にあっては，例外的で一時的な現象であるとみることができる。

この結果，対象世帯にふくまれる就労人員の総数も，世帯人員と同様この5年間でわずかながら減少している。

3項　世帯主の年令層

世帯主の年令層の分布を比較すると（第3－5表），20～30才台の割合が減少して，40～60才台の割合が増加しているが，70才台以上の世帯主の割合は目立った増加をしていないことがわかる。この調査における世帯主は，住民票にもとずく，いわば行政的な意味でのそれではなくて，生計中心者たるべき者といった基準で判断しているため，この5年間に前回世帯主であった者がひきつづき同一世帯内にとどまっていたとしても，老令化して就労をやめ息子が新たな生計中心者になっているなどの例にみられるような世帯主の変更のあった事例もあるため，総体的に世帯主の年令層は，生産年令層に集中する傾向にあるのである。

第3－5表　世帯主の年令分布の比較

世帯主の年令層 ＼ 調査時期	1973年	1978年
～29歳	10.3%	2.1%
30～39	33.6	22.6
40～49	25.0	33.0
50～59	14.9	20.0
60～69	10.6	15.5
70～79	4.7	5.4
80～	0.9	1.3
計	100.0	100.0
母数	464	464

これを73年当時の年令層の78年における年令層分布でみたものが第3－6表である。

この調査はくりかえしになるが同一世帯を対象として5年後に再調査したものであるから，もし前述のような事情による世帯主の変更がなければ，年令層は5才づつ上昇しているだけであり，表中の□で囲んだ部分に全ての世帯が分布することになるが，現実にはその枠を越えているものがあり，世帯主が変った世帯のあることがわかる。このように世帯主が変更された世帯の特徴は，73年当時20～30才台であったもの

第３－６表　世帯主の年令階級変動

'73年令階級 ＼ '78年令階級	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～	計
～29	7	33	1	2	5			(10.3) 48
30～39		67	84	1	3	1		(33.6) 156
40～49			63	52			1	(25.0) 116
50～59	1			35	33			(14.9) 69
60～69	2	3	2	1	30	11		(110.6) 49
70～79		2	3	1		13	3	(4.7) 22
80～				1	1		2	(0.9) 4
計	(2.2) 10	(22.6) 105	(33.0) 153	(20.0) 93	(15.5) 72	(5.4) 25	(1.3) 6	(100.0) 464

が，今回40～60才台に分布している反面，前回50才台以上であったもののなかで20～50才台に若返えったものもあるといった対照的な傾向のある点である。

前者は，若い世帯主の世帯からの転出により中高年者がとりのこされた世帯が主体であり，後者は，世帯主の老令化にともなう世代交代ないしは，高令者世帯への若い生計中心者の転入によるものと推定される。いずれにしても，これらの世帯の多くは，ライフサイフルの転換期を，この５年間に迎えたものと考えられる。

４項　世帯類型

以上１～３項までの指標を総合して具体的な世帯の姿として表現する，世帯類型の変動に関して次に考察する。

第３－８－ＩおよびⅡ表は，全世帯の世帯規模，世帯主の年令層，構成員の関係および子供の年令段階をおりこんだ世帯類型の73年段階から78年時点の変動分布である。この表の検討に入る前に，これをもとにして世帯類型の大分類による世帯の性格の大雑把な変化を第３－７表によってみておきたい。

73年当時に比較して，78年調査結果では単身世帯をふくむ，いわゆる核家族世帯とそれ以外の世帯の構成比では，前者が２％ほど減少していることがわかる。つまり核家族世帯からその他の世帯になったものが２％増加した分だけ，その逆に変化した世帯が減少しているのである。

二世代以上の家族や傍系親族を含む世帯が「核家族」世帯化していくのが，一般的傾向であると考えられているが，この調査結果では，その逆であるかのような印象をもつ。しかし，これは転出世帯について面接調査が実施できなかったために，73年調査世帯（母数 938 ）のなかで，「核家族」以外の世帯，および「核家族」世帯にあっても単身世帯に関しての78年面接調査の完了率が低かったという調査実施上の問題に起因している面が少くないと考えられる。すなわち二世代以上の世帯や傍系親族を含む世帯が「核家族」化する際には，その多くが地域移動や世代交代といった追跡調査にとってはマイナスの要因をともなう傾向にあるから，「核家族」化した世帯の捕捉率が低かったのではないかと推定される。したがってこの調査結果では，「核家族化」の方向ではなく，「核家族」世帯

からその他の世帯へ異動したようにみえるのである。

さて第3-8-ⅠおよびⅡ表にもどり，以上のべたことをふまえてこの5年間をつうじて「核家族」世帯であった 339ケースの検討からはじめることにしよう。

いちがいに「核家族」世帯を維持してきたといっても，そのなかで様々な変化のあったことはみてのとうりである。もっともこれらの変動のなかには，5年という時間の経過のなかで当然予想された変化，たとえば世帯類型№8の子供2人以内の標準的核家族世帯で第1子が6才以下であった72世帯のうち，第1子が7～12才になった56世帯は，基本的に世帯の性格に変更がなかった事例の典型と考えられるが，同じ類型であった世帯のなかで，子供が3人以上になった7世帯は，性格はかわらないが世帯規模が拡大した点で前者の56世帯とは異なるといえる。

第3－8表　家族類型分布の比較

家族類型＼調査時期		1973年	1978年
核家族	単身世帯	4.8 %	6.5 %
	一般核家族世帯	69.2	65.3
	欠損家族世帯	6.0	6.3
その他	二世代以上の既婚者のいる世帯	14.0	18.1
	傍系親族のいる世帯	6.0	3.8
計		100.0	100.0%
母数		464	464

そしてこのように世帯規模の変化ばかりかその性格も同時に変化した代表例は，世帯類型№19の老夫婦＋生産年令にある子供のいる世帯が，女子老人単身世帯（№6 ）になった2ケース，同じく標準的核家族（№9 ）から母子世帯（№21 ）になった2例などである。このような事例は，世帯類型の変動にとどまらず，生計中心者の変更にともなう職業階層移動，所得階層変動などが連鎖的に起っているとみなければならない。

またこの間増加の目立つ世帯類型は，老人単身世帯，とりわけ女子老人単身世帯，および老夫婦世帯など，老令小規模世帯であり，5年間に増加が予測されながら，ほとんど構成比に変化のない世帯類型に№14, 15 の生産年令に達した子供を含む世帯があげられる。

このことは，「核家族」世帯の範囲内では老令化した世帯員の増加傾向としてあらわれるが，世帯内での老人の処遇という点から検討する場合には，二世代以上の家族等への変化もあわせてみなければならないことを意味している。そこで，第3－8表全体の変化を老人の処遇ということに視点をおいて，項をあらためて観察をすることとする。

5項　老人の同居化と別居化

この5年間に「核家族」世帯から二世代以上の世帯になったものは（第3 － 8－Ⅰ表，右半分），32ケースであった。このうち，世帯主が老令化したために子供の世帯と同居して扶養されるようになった世帯は，◎で囲んだ5世帯である。女子老人単身世帯2ケース，老人夫婦世帯3ケースであった。

さらに調査対象世帯がこの5年間に別居していた老人を扶養するために引きとった世帯は○で囲んだ13世帯である。

前者と後者は調査対象世帯が引きとられたか，逆に引きとったかのちがいだけで，ともにこの5年間に子供の世帯に老人が同居したケースであることにかわりはない。つまりどちらの場合も，一度は親子が別居して「核家族」を構成してから再び同居した世帯である。これら18世帯は，この5年間二世代以上の世帯でづっときた世帯（第3－8 －Ⅱ表右半分）40ケースに比して，2分の1弱である。

ところで老人を子供の世帯が引きとって扶養する時期は，引きとる世帯のライフサイクルの上では大部分が，夫婦と未成熟の子供だけの時期である。第1子の年令層はばらついているが，第1 子が 6

第3—8—I表 世帯類型の変動

'73年世帯類型 ＼ '78年世帯類型	単身者世帯 1 男子単身(40才未満)	2 女子単身(40才未満)	3 男子単身(40〜59才)	4 女子単身(40〜54才)	5 男子老人単身	6 女子老人単身	7 父+母(母40才未満)	一般核家庭世帯 子供2人以内 8 父+母+非(第一子6才以下)	9 父+母+非(第一子7〜12才)	10 父+母+非(第一子13〜18才)	子供3人以上 11 父+母+非(第一子6才以下)	12 父+母+非(第一子7〜12才)	13 父+母+非(第一子13〜18才)	14 父+母+生+非	15 父+母+生	16 父+母(母40才以上)	17 老夫婦+非	18 老夫婦+生+非	19 老夫婦+生	20 老夫婦	母子家族世帯 子供2人以内 21 母+非(第一子6才以下)	22 母+非(第一子7〜12才)	23 母+非(第一子13〜18才)	24 母+生+非	25 母+生	父子家族世帯 子供2人以内 26 父+非(第一子6才以下)	27 父+非(第一子7〜12才)	28 父+非(第一子13〜18才)	29 父+生	30 男子老+非	31 男子老+生	32 女子老+生	小計
単身者世帯 1 男子単身(40才未満)	[4]																																4
2 女子単身(40才未満)				1				1																									2
3 男子単身(40〜59才)			[1]																	1													2
4 女子単身(40〜54才)						3																											3
5 男子老人単身					[3]																												3
6 女子老人単身						[5]																											5
一般核家族世帯 7 父+母(母40才未満)							[2]	4								3																	9
子供2人以内 8 父+母+非(第1子6才以下)								[9]	[56]		1	6																					72
9 父+母+非(第1子7才〜12才)			1						[16]	[33]		1	3									2											56
10 父+母+非(第1子13〜18才)										[5]				9	8	3			2														27
子供3人以内 11 父+母+非(第1子6才以下)												[4]																					4
12 父+母+非(第1子7才〜12才)												[1]	[12]																				13
13 父+母+非(第1子13〜18才)													[2]	6	1																		9
14 父+母+生+非										1				[3]	8				5														17
15 父+母+生				1				1							[9]	1			5	7					1								25
16 父+母(母40才以上)						1										[10]				2													13
17 老夫婦+非																			1														1
18 老夫婦+生+非																			2														2
19 老夫婦+生						2													[11]	8											1		22
20 老夫婦					2	3													2	[19]													26
母子家族世帯 子供2人以内 21 母+非(第1子6才以下)																																	
22 母+非(第1子7才〜12才)																							[3]										3
23 母+非(第1子13才〜18才)																									3								3
24 母+生+非																									1							2	3
25 母+生								1																								2	3
父子家族世帯 子供2人以内 26 父+非(第1子6才以下)																																	
27 父+非(第1子7才〜12才)																												[2]					2
28 父+非(第1子13才〜18才)																																	
29 父+生																																	
30 男子老+非																																	
31 男子老+生																															[1]		1
32 女子老+生						1																										[8]	9
小計	4		2	2	5	15	2	16	72	39	1	12	17	18	26	17			28	37		2	3		5			2			2	12	339

二世代以上の既婚者のいる世帯	傍系親族のいる世帯	小計	合計
父＋母＋夫婦＋非老夫婦	父＋母＋夫婦＋女子独身（40才～55才）＋その他		4
父＋母＋夫婦＋老夫婦	父＋母＋夫婦＋男子独身（40才未満）＋その他		2
父＋母＋夫婦＋非老夫婦＋その他	父＋母＋夫婦＋女子独身（40才未満）＋その他		2
父＋母＋夫婦＋老夫婦＋その他	父＋母＋夫婦＋老人＋その他	1	4
父＋母＋夫婦＋非老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		3
父＋母＋夫婦＋老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		7
父＋母＋夫婦＋非老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		10
父＋母＋夫婦＋老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		74
父＋母＋夫婦＋非老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		59
父＋母＋夫婦＋老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		31
父＋母＋夫婦＋非老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		4
父＋母＋夫婦＋老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		13
父＋母＋夫婦＋非老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		9
父＋母＋夫婦＋老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		19
父＋母＋夫婦＋非老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		30
父＋母＋夫婦＋老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		14
父＋母＋夫婦＋非老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		1
父＋母＋夫婦＋老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		2
父＋母＋夫婦＋非老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		25
父＋母＋夫婦＋老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		30
父＋母＋夫婦＋非老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		3
父＋母＋夫婦＋老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		3
父＋母＋夫婦＋非老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		4
父＋母＋夫婦＋老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		4
父＋母＋夫婦＋非老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		2
父＋母＋夫婦＋老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		2
父＋母＋夫婦＋非老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		10
父＋母＋夫婦＋老夫婦＋老＋その他	父＋母＋夫婦＋老＋その他		371

第3－8－Ⅱ表　（つづき）

'73年世帯類型 ＼ '78年世帯類型		単身者世帯						一般核家族世帯														母子家族世帯					父子家族世帯							小計
									子供2人以内			子供3人以上										子供2人以内					子供2人以内							
		1 男子単身(40才未満)	2 女子単身(40才未満)	3 男子単身(40〜59才)	4 女子単身(40〜54才)	5 男子老人単身	6 女子老人単身	7 父+母(母40才未満)	8 父+母+非(第一子6才以下)	9 父+母+非(第一子7〜12才)	10 父+母+非(第一子13〜18才)	11 父+母+非(第一子6才以下)	12 父+母+非(第一子7〜12才)	13 父+母+非(第一子13〜18才)	14 父+母+生+非	15 父+母+生	16 父+母(母40才以上)	17 老夫婦+非	18 老夫婦+生+非	19 老夫婦+生	20 老夫婦	21 母+非(第一子6才以下)	22 母+非(第一子7〜12才)	23 母+非(第一子13〜18才)	24 母+生+非	25 母+生	26 父+非(第一子6才以下)	27 父+非(第一子7〜12才)	28 父+非(第一子13〜18才)	29 父+生	30 男子老+非	31 男子老+生	32 女子老+生	
二世代以上の既婚者のいる世帯	父+母+夫+妻+非																				△1													1
	父+母+夫+妻+非+老夫婦																																	
	父+母+夫+妻+非+老																																	
	父+母+老夫婦																				△1													1
	父+母+非+老夫婦																				△1													1
	父+母+生+非+老夫婦																																	
	父+母+生+老夫婦																			△1														1
	父+母+老																				†1													1
	父+母+非+老								†1		†3			†2																				6
	父+母+生+非+老														†1																			1
	父+母+生+老																			†1														1
	父+母+妻+非																																	
	父+非+老																																	
	母+非+老夫婦																																	
	母+非+老																																†1	1
	母+生+非+老																																	
	母+夫+妻																																	
	母+夫+妻+非+老																																	
	母+夫+妻+非						△1																											1
傍系親族のいる世帯	父+母+老夫婦+その他																																	
	父+母+非+老夫婦+その他													▲1							△1													2
	父+母+夫+妻+老夫婦+その他																																	
	父+母+非+老+その他									†1																								1
	父+母+生+非+老+その他																																	
	父+母+夫+妻+非+その他																				△1													1
	父+母+非+その他									†1																								1
	父+母+その他																																	
	父+生+非+その他																								†1									1
	母+非+老+その他																																	
	母+その他																									1								1
	母+生+老+その他																																	
	母+夫+妻+非+その他																																	
	老夫婦+生+その他																																	
	老夫婦+その他																																	
	女子老人+生+その他																																	
	女子老人+その他																																	
	男子独身+その他(40才未満)																																	
	女子独身+その他(40才未満)						△1																											1
小計							2		1	2	3			3	1					2	6				1	1							1	23
合計		4		2	2	5	17	2	17	74	42	1	12	20	18	27	17			30	43		2	3	1	6			2			2	13	362

二世代以上の既婚者のいる世帯																						傍系親族のいる世帯																										小計	合計
父+母+夫+妻	父+母+夫+妻+非	父+母+夫+妻+非+老夫婦	父+母+夫+妻+非+老	父+母+老夫婦	父+母+非+老夫婦	父+母+非+老夫婦+老	父+母+生+非+老夫婦	父+母+生+老夫婦	父+母+老（父+母）老含む	父+母+非+老(老)祖老含む	父+母+生+非+老	父+母+生+老（父+母老含む）	父+母+妻+非	父+非+老	母+非+老夫婦	母+非+老	母+生+非+老	母+生+老	母+夫+妻	母+夫+妻+非+老	母+夫+妻+非	父+母+老夫婦+その他	父+母+非+老夫婦+その他	父+母+夫+妻+老夫婦+その他	父+母+非+老+その他(老)老夫婦	父+母+生+非+老+その他	父+母+生+老+その他	父+母+夫+妻+非+その他	父+母+夫+妻+その他	父+母+非+その他	父+母+その他	母+生+非+その他	母+非+老+その他老夫婦含む	父+非+老+その他老夫婦含む	母+生+その他	母+生+老+その他	母+夫+妻+非+その他	母+夫+妻+その他	母+老夫婦+その他	老夫婦+その他	老夫婦+老+その他	女子老人+生+その他	女子老人+その他	女子老人+老	男子独身(40才未満)+その他	女子独身(40才未満)+その他	女子独身(40才〜55才)+その他		
	1				1																																											2	3
						1																																										1	1
																																																	1
					8		2			3																																						13	14
								1																																								1	1
												1																													1							2	3
									1																																							1	2
									1	13	3					1	1																															19	25
												3															1																					4	5
									2																																							2	3
																1		1																														2	3
										2																																						2	2
										1																																						1	1
																																																	1
										1													1																									2	2
					3					1													2		1																							7	9
								1																																								1	1
										1																																						1	2
																																																	1
																																																	1
																														1																		1	1
																																																	1
																																	1															2	2
														1																																	1	1	2
																																										1						1	1
																																											2	2				4	4
																																																	1
	1				12	1	2	2	4	22	3	4		1		2	1	1					3		1		1				1		1								1	1	2	2			1	70	93
3	1				18	1	2	3	8	32	3	8		1		2	1	1					3		1		1				1							1		1	1	1	3	2			2	102	464

才未満の場合には，子供の保育を老人に期待するという，子供夫婦の側の要求が強いのであろうし，13才～18才未満の段階では引きとられる老人が介護を必要とするといった扶養される側の条件によるものと推定される。

そして引きとる世帯の子供が生産年令に達する時期には，扶養される老人が減少するためか，この調査では２ケースしかなく，二世代以上の世帯で経過した世帯の同様の事例６ケースの 3分の１であった。

この時期の方が引きとる世帯の経済的条件は相対的に安定するのであるが，老人を扶養する例は少ないのである。

さらに，第１子が18才未満であってかつ子供が 3人以上いる世帯では，この5 年間に１世帯も老人を新たに扶養した事例がないことも注目される。子供が 3人以上である場合，子供の養育が精一杯で，老人扶養まで手が回らないということかもしれない。

なお同じ表中に・を付したものは，この５年間に新たに子供が結婚して両親と同居している世帯で６ケースあるが，のちにみる二世代以上の世帯から「核家族」化したもののうち，老人だけで別居して新たに「核家族」化した世帯に比較して，かなり少ないことが注目される。

「核家族」世帯から二世代以上の世帯もしくは傍系親族を含む世帯に変化したもののうち，無印のものは，老人の同居に関係がなかった世帯か，老人を含んでいたとしても世帯の構成が一変した特異な事例である。

最後に二世代以上の世帯から「核家族」化した23世帯について検討する。（第3－8－Ⅱ表左半分）表中に†印のあるものは，73年当時同居していた老人が死亡したために「核家族」世帯になったもので13世帯ある。もっともこのうちの1 ケースは，老人が死亡しかつ５年間に傍系親族が転出したため「核家族」となったものである。そしてこれらのなかに老夫婦の片方が死亡し，もう一方が引きつづき同居している世帯は当然含まれていない。

△印を付した世帯は，この５年間に夫婦と子供の「核家族」世帯と老人だけの世帯に分解した事例で，その大部分は夫婦と子どもの世帯が多出し，老人（夫婦）がとり残された世帯である。なお◬印の世帯は，老人世帯が他出して，夫婦と子どもの世帯が残った事例である。とにかく，二世代以上の世帯が分解して老人だけの世帯となったものがあわせて９ケースである。そのうち老人単身世帯となったものは２ケースで，残りは老人夫婦世帯であった。

これらの世帯は，標準的核家族世帯にあって子供が成人して独立していった結果，老人世帯になるケースと若干性格が異なる。つまり一度は子供の結婚により二世代家族世帯を形成し，その意味では子供夫婦と同居していたにもかゝわらず，この５年間に分解して老人世帯となったものである。今回の調査では別居の理由を聴取していないので，その要因を明らかにすることはできないが，二世代家族を形成した段階での老後の生活設計が，世帯の分解によって重大な変更を余儀なくされ，生活基盤の不安定化は容易に推測できる。この点に関しては後の所得階層変動との関連であらためて検討するが，これら二世代家族世帯の分解によって生じた老人世帯が，「核家族」世帯から創出される老人世帯につけ加わって老人単身世帯および老夫婦世帯を増加させ，これら別居化する老人に比較して，同居化した老人（○印および◎印）は，その一部にすぎないのである。すくなくともこの調査によれば，同居化する老人よりも別居化するものの方が，はるかに多いという結果が得られた。

第2節　職業と所得

1項　世帯主の職業階層

この　年間の世帯主の職業階層構成を比較すると第3 －9 表のとうりであり，自営業層と雇用労働者層との関係でみれば，前者の増加と後者の減少が注目される。また無職がこの間大幅に増加したことも特徴的である。しかも中分類によって検討すると，自営業層のなかでは有雇用自営層より，家族自営層の増加率が高く，雇用労働者層では給与生活者層の減少率が，生産労働者層以下のいわゆる不安定就労層のそれより高くなっている。単純労働者層では，わずかにその比率が78年段階で高くなっている。

これまでのわれわれの研究結果によれば，「低所得・貧困層」が多く含まれる職業階層は，無職層は当然であるが，その他に家族自営層，小零細生産労働者層，販売・サービス労働者層および単純労働者層であった。そうすると，以上の結果は自営業層と雇用労働者層の両方ともに，「低所得・貧困層」と関係の深い職業階層が増加し，比較的安定した就労・就業層の割合が減少したということになる。少くとも対象となった世帯の生計中心者の職業的変動に着目すれば，そのような傾向にあると言える。

第3－9表　職業階層別分布の比較

調査時期 / 職業階層	1973年	1978年
農民	0.9%	0.9%
経営	2.6	2.2
専門管理	1.5	0.9
有雇用自営	7.8	8.6
家族自営	16.4	18.5
給与生活	25.6	21.8
生産労働者	23.1	20.3
販売労働者	8.8	8.4
職人	3.4	2.6
単純労働者	7.3	7.5
無業	2.6	8.4
計	100.0	100.0
母数	464	464

このことは，前項で確認したとうり調査世帯のなかで世代交代のおこなわれた世帯もあったが，全体的にはこの5年間で世帯主の高令化が進んだ世帯が多く，そのような世帯における就労・就業の不安定化の反映とみることができる。つまり雇用労働者層にあっては，正規の職員や労働者であればあるほど，この間に定年等の時期を迎えたものは，退職して無職層になるか，次世代の生計中心者の職業階層へ移動する割合は高く，不安定就労層の場合には高令化しても必ずしも退職せず，引きつづき同じような就労にとどまる割合が高いと考えられる。これと同様に自営業層とりわけ家族自営業層では，生計中心者の高令化が即世代交代とはむすびつかず，継続される場合が多いと推測しうる。

また家族自営業や単純労働（とくに軽作業労働）は，高令者層にその就業・就労の機会を広く開放しているという面からも，以上の結果は理解できる。

そこで具体的にこの5年間に世帯主の職業階層がどのように変動したかを，第3－10表によってみると，職業階層の変化の幅は中分類の範囲内での移動－つまり同種の職業間での転職もかなりみとめられるが，同一職業階層よりも左下に分布する，いわば雇用労働者層から自営業層への移動が注目される。これに比べて，自営業層から雇用労働者層への移動はずっとすくなく，いわゆる自営層の分化分解の傾向より「脱サラ」化の方向が強いようにみえるが，こうした現象は同一世帯の追跡調査による世帯主の高令化の影響と見る方が妥当で，むしろ雇用労働者層内部での給与生活者層から販売・サービス労働者層へ，また生産労働者層から単純労働者層への移動など ― 職業階層序列の関係でいえば下降移動ないし落層化とともに先に触れた就労・就業の不安定化を示しているとみるべきである。

5年間で比率の増加が高かった無職層へは，どの職業階層からも流入しているが，単純労働者層から

第3－10－Ⅰ表　世帯主の職業階層の変動

'78年職業階層 / '73年職業階層	Ⅰ (1) 農民層		Ⅱ 経営者層	(2) 中企業経営者	(3) 小企業 〃	(4) 零細企業 〃	(42) 零々細企業 〃		Ⅲ (5) 専門管理者層		Ⅳ 自営業者層	1 有雇用自営業者	(6) 生産・運輸自営業者	(7) 商業 〃	(8) サービス 〃	(9) 医療保健 〃
Ⅰ (1) 農民層	(75.0) 3															
Ⅱ 経営者層					(25.0) 3	(50.0) 6							(8.3) 1			
(2) 中企業経営者																
(3) 小企業 〃					1								1			
(4) 零細企業 〃					2	6										
Ⅲ (5) 専門管理者層									(57.1) 4					(14.3) 1		
Ⅳ 自営業者層																
1 有雇用自営業者						(2.8) 1							(27.2) 8	(19.4) 7	(2.8) 1	(8.3) 3
(6) 生産・運輸自営業者													8			
(7) 商業 〃						1								7		
(8) サービス 〃															1	
(9) 医療保健 〃																3
2 家族自営業者													(3.9) 3	(2.6) 2	(5.3) 4	
(10) 生産・運輸自営業者													2			
(11) 商業 〃													1	1		
(12) 貸間アパート 〃														1		
(13) サービス 〃															4	
(14) 内職																
(15) 自由業自営業者																

2 家族自営業者	(10) 生産・運輸自営業者	(11) 商業 〃	(12) 貸間アパート 〃	(13) サービス 〃	(14) 内職	(15) 自由業自営業者		V 労働者層	1 給料生活者	(16) 大企業事務員	(17) 中企業 〃	(18) 小企業 〃	(19) 零細企業 〃	(192) 零々細企業 〃	(20) 官公庁 〃	(201) 官公庁 公立	(202) 〃 私立	(21) 医療技術者	2 生産労働者	(22) 中企業労働者	(23) 小企業労働者	(24) 零細企業 〃	(242) 零々細企業 〃	(25) 運輸労働者	(26) タクシー運転手	(27) 官公庁労働者	3 販売労働者	(28) 販売労働者	(29) サービス 〃	(30) 公安サービス 〃	4 職人	(31) 建設職人	(32) その他 〃	5 単純労働者	(33) 重作業労働者	(34) 軽作業 〃		VI (35) 無転		計		
		(25.0) 1																																						(100.0) 4		〈0.9〉
																																			(8.3) 1			(8.3) 1		(100.0) 12		〈2.6〉
																																						1		3		(0.5)
																																			1					9		(1.9)
													(14.3) 1	(14.3) 1																										(100.0) 7		〈1.5〉
		(19.4) 7		(11.1) 4																					(11.1) 1				(11.1) 1							(11.1) 1		(5.6) 2		(100.0) 36		〈7.8〉
		1																																				1		10		(2.2)
		6																																						14		(3.0)
				4																					1				1							1		1		9		(1.9)
																																								3		(0.6)
	(11.8) 9	(28.9) 22	(17.1) 13	(18.4) 14	(1.3) 1	(1.3) 1				(1.3) 1													(1.3) 1			(1.3) 1												(5.3) 4		(100.0) 76		〈16.4〉
	9		1																				1																	13		(2.8)
		22	1	1																																		1		27		(5.8)
			11	1						1																												1		15		(3.2)
				12																						1												1		18		(3.9)
					1																																	1		2		(0.4)
						1																																		1		(0.2)

'78年職業階層 / '73年職業階層	I (1) 農民層		II 経営者層	(2) 中企業経営者	(3) 小企業〃	(4) 零細企業〃	(42) 零々細企業〃		III (5) 専門管理者層		IV 自営業者層	1 有雇用自営業者	(6) 生産・運輸自営業者	(7) 商業〃	(8) サービス〃	(9) 医療保健〃	2 家族自営業者	(10) 生産・運輸自営業者	(11) 商業〃	(12) 貸間アパート〃	(13) サービス〃	(14) 内職	(15) 自由業自営業者		V 労働者層	1 給料生産者	(16) 大企業事務員	(17) 中企業〃	(18) 小企業〃	(19) 零細企業〃	(192) 零々細企業〃	(20) 官公庁〃	(201) 官公庁公立	(202) 〃私立	(21) 医療技術者	2 生産労働者	(22) 中企業労働者
V 労働者層																																						
1 給料生活者													(1.7) 2	(0.8) 1	(0.8) 1			(0.8) 1	(0.8) 1	(1.7) 2	(1.7) 2						(9.2) 11	(6.7) 8	(19.3) 23	(6.7) 8	(3.4) 4	(21.0) 25	(2.5) 3	(2.5) 3	(2.5) 3		
(16) 大企業事務員															1					1						9		4									
(17) 中企業〃																		1		1						1	7		1	1	1					
(18) 小企業〃													1								1					1		17			1					
(19) 零細企業〃													1															1	7	3	1					
(20) 官公庁事務員														1					1		1						1	1			22	3	3			
(21) 医療技術者																																		3		
2 生産労働者	1												(0.9) 1	(1.9) 2				(0.9) 1	(1.9) 2	(0.9) 1	(0.9) 1					(0.9) 1					(1.9) 2					(6.5) 7
(22) 中企業労働者																																				7
(23) 小企業〃																		1																		
(24) 零細企業〃	1												1	1					2												1					
(25) 運輸労働者																				1																
(26) タクシー運転手														1							1															
(27) 官公庁労働者																										1					1					
3 販売労働者														(4.9) 2				(4.9) 2	(2.4) 1							(2.4) 1			(4.9) 2			(2.4) 1				
(28) 販売労働者														2				2	1							1			2							
(29) サービス〃																																1				
(30) 公安サービス〃																																				
4 職人																																				
(31) 建設職人																																				
(32) その他〃																																				
5 単純労働者													(2.9) 1															(2.9) 1		(2.9) 1						
(33) 重作業労働者													1															1								
(34) 軽作業労働者																														1						
VI (35) 無職																																				
計	4		10		3	7			4			40	16	15	6	3	86	13	34	16	21	1	1			101	14	8	24	11	6	27	4	4	3	94	7
	〈0.9〉		〈2.2〉		(0.6)	(1.5)			〈0.9〉			〈8.6〉	(3.4)	(3.2)	(1.3)	(0.6)	〈18.5〉	(2.8)	(7.3)	(3.4)	(4.5)	(0.2)	(0.2)			〈21.8〉	(3.0)	(1.7)	(5.2)	(2.4)	(1.3)	(5.8)	(0.9)	(0.9)	(0.6)	〈20.3〉	(1.5)

(23) 小企業労働者	(24) 零細企業〃	(242) 零々細企業〃	(25) 運輸労働者	(26) タクシー運転手	(27) 官公庁労働者	3 販売労働者	(28) 販売労働者	(29) サービス〃	(30) 公安サービス〃	4 職人	(31) 建設職人	(32) その他〃	5 単純労働者	(33) 重作業労働者	(34) 軽作業〃		VI (35) 無職		計		
	(0.8) 1			(0.8) 1	(1.7) 2		(3.4) 4	(1.7) 2							(1.7) 2		(7.6) 9		(100.0) 119		〈25.6〉
				1			2	1							1		3		23		(5.0)
																	2		15		(3.2)
	1						2												24		(5.2)
															1				14		(3.0)
					2			1									4		40		(8.6)
																			3		(0.6)
(17.7) 19	(7.5) 8	(4.7) 5	(13.1) 14	(7.5) 8	(18.7) 20			(1.9) 2				(0.9) 1		(1.9) 2	(4.7) 5		(3.7) 4		(100.0) 107		〈23.1〉
								1							1		1		10		(2.2)
17	1		1		1			1							1		1		24		(5.2)
1	6	5		1								1		1	2		2		25		(5.4)
	1		11												1				14		(3.0)
			2	7															11		(2.4)
1					19									1					23		(5.0)
		(2.4) 1					(48.8) 20	(14.6) 6	(7.3) 3								(4.9) 2		(100.0) 41		〈8.8〉
		1					19										2		30		(6.5)
							1	6											8		(1.7)
									3										3		(0.6)
					(6.2) 1		(6.2) 1				(50.0) 8	(18.8) 3			(6.2) 1		(12.5) 2		(100.0) 16		〈3.4〉
					1						7						1		9		(1.9)
							1				1	3			1		1		7		(1.5)
(2.9) 1		(2.9) 1												(44.1) 15	(20.6) 7		(20.6) 7		(100.0) 34		〈7.3〉
1		1												15	1		1		21		(4.5)
															6		6		13		(2.8)
(8.3) 1	(8.3) 1														(8.3) 1		(66.8) 8		12		〈2.6〉
21	10	8	14	10	24	39	25	11	3	12	8	4	35	18	17		39		464		〈100.0〉
(4.5)	(2.2)	(1.7)	(3.0)	(2.2)	(5.2)	〈8.4〉	(5.4)	(2.4)	(0.6)	〈2.6〉	(1.7)	(0.9)	〈7.5〉	(3.9)	(3.7)		〈8.4〉				

の流入世帯が多いのも，高令化にともなう転落を示すものである。

以上が職業階層変動に関する概括であるが，この変動要因を分析するためには，その方法上の問題で検討すべき点が多く，本稿では職業階層の移動に関する分析は以上にとどめ，このような変動が，世帯主の所得および世帯の所得の変動の前提の1つであるという点を指摘し，今後の課題としたい。

次に世帯主の所得，および世帯の所得の変動をみることとする。

2項　世帯主の所得

世帯主の所得は，前項の職業階層と密接に関連するが，ここではのちに考察する「所得階層」の決定要素である世帯の所得との関係でその変化を検討する。ここに言う世帯主は，生計中心者であるから，その所得は世帯所得の主たる源泉にはちがいないが，先に就労人員の変動を検討した際，明らかなように，世帯内で就労人員が1人である世帯は限られているから，それ以外の世帯では世帯主の所得変動が，その世帯の所得階層変動に直結するとは言えない。しかし，それは主たる源泉である限り，少なからず影響を与えるであろう。世帯所得における世帯主の所得はそのような位置にある。

73年当時と78年時点の世帯主の月間所得を，所得階級別比率をもとに図表化して比較したものが，図3－1である。これによれば，第1に73年当時のモードは8～10万円のところにあり，78年では14～16万円のところへ移動していることがわかる。平均すると世帯主の所得は月額約6万円ほど上昇したことになる。少くともモードに含まれる世帯ではそうであった。第2に全体の3分の2のものがふくまれる所得階級は，73年当時にあっては6～14万円（68％）であり，他方78年時点では，10～22万円（67％）であった。その幅は前者では8万円であるのに後者では12万円とやや分散してきたといえる。

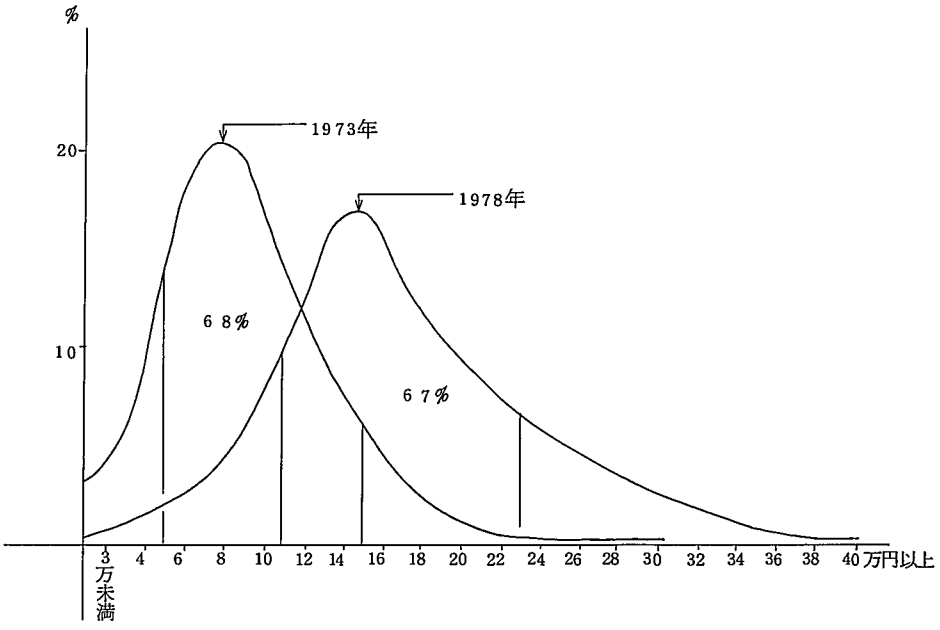

図3－1　　世帯主の所得月額の比較

次にこの５年間の世帯主所得の所得階級間の変動でみると（第３－11表）全体に所得階級が２ないし３ランク上昇しているものが大多数である。５年間の物価の上昇，賃金水準の上昇などを勘案すれば，これらの変動は当然予測されるところであるが，注目すべきは，78年時点での所得が５年前と同じ所得階級内にとどまっているもの，さらには５年後の方が低くなっているものもかなりいることである。これは職業階層の下降，退職による年金生活への移行などによるものと思われる。なお73年調査対象からは被保護世帯は除外されていたが，５年間に新たに被保護世帯に転落したものが，確認されただけでも３ケースある。

なおおそらくは転職によって，73年当時は４～16万円未満に分布していたもので，78年には30万円を突破する所得を得るようになったものも30ケースに達する。

このような世帯主の所得の変動が，世帯所得の変動にどのように反映しているのだろうか。

３項　世帯の総所得

世帯全体の所得分布の比較を図示すると，図３－２のとうりである。この図の示すところは，73年当時のモードは10～12万円にあり，所得の高い方では広く分布しているとは言え，６～14万円までに全世帯の過半数（54.5％）が含まれるが，78年時点では，モードが20～22万にあるが，12～26万円までの広い所得階級が８～９％台のプラトー状態である点で著しく異なる。したがってこの12～26万円にふくまれる世帯をとっても55.1％と前者の６～14万円にふくまれる割合とほとんどかわらないのである。

つまり世帯所得に関しては，この５年間で分散が進み，世帯間の所得格差は拡大したとみることができる。

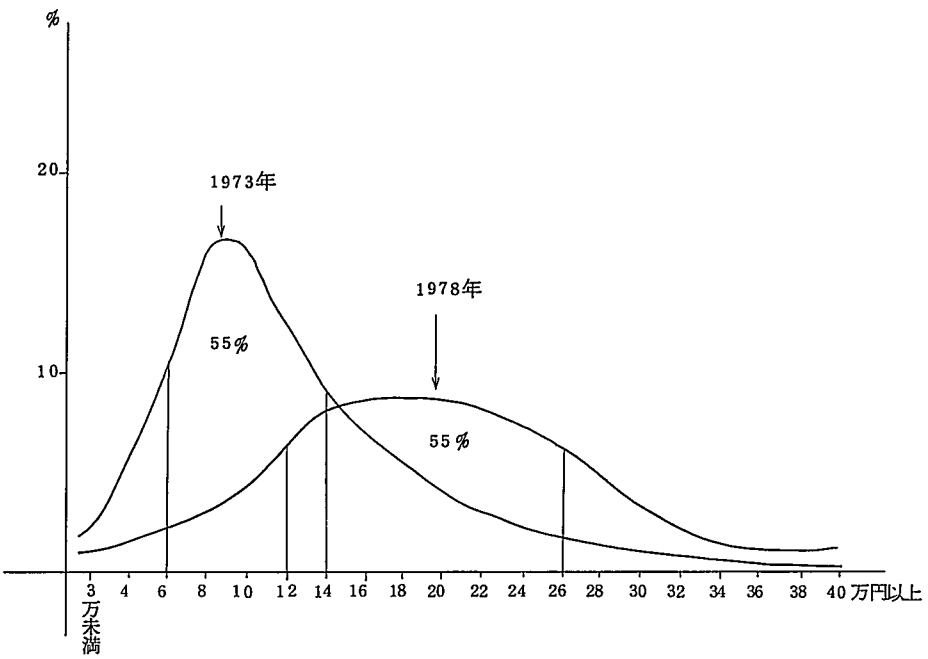

図３－２　世帯所得の比較

第3－11　世帯主の所得の変動

'73主月収 ＼ '78主月収	3万9千以下	4～5万9千	6～7万	8～9	10～11	12～13	14～15	16～17	18～19	20～21	22～23	24～25	26～27	28～29	30～31	32～33	34～35	36～37	38～39
3万9千以下	1	6	4	4	1	1													
4～5万9千まで	4	2	2	4	9	7	7	2	1	2						1			
6～7万	1	2	2	5	14	17	21	9	5	3	4	2			1				
8～9万	1		3	1	10	8	22	16	14	10		1		2	2				
10～11万			1	3	4	8	11	8	7	9	4	8	2		2	1	1		
12～13万				2	1	4	11	9	6	9	4	5	1		4		1		
14～15万				1			2	3	3	8	2	2			1	1	1		
16～17万							1		2	3		2				1			
18～19万						1		1	1	1	1	1			1		1		
20～21万	1					2	2			3		4	2	2	2		2		
22～23万										1									
24～25万							1		2										
26～27万					1														
28～29万																			
30～31万															2			1	
32～33万																			
34～35万																			
36～37万							1												
38～39万																			
40～41万																			
42～43万																			
44～45万																			
46～47万																			
48～49万																			
50～54万																			
55～59万																			
60～　万																			
不　明					2	1	1												
合　計	(1.7) 8	(2.2) 10	(2.6) 12	(4.3) 20	(9.1) 42	(10.6) 49	(17.2) 80	(10.3) 48	(8.8) 41	(10.6) 49	(3.2) 15	(5.4) 25	(1.1) 5	(0.9) 4	(3.2) 15	(0.9) 4	(1.3) 6	(0.2) 1	

40 ～ 41	42 ～ 43	44 ～ 45	46 ～ 47	48 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	'65 ～ 69	70 ～ 74	75 ～ 79	80 ～ 84	85 ～ 89	90 ～ 94	95 ～ 99	100 ～ 140	150 ～ 190	200 ～ 300	生 保	不 明	合 計
																				(3.7) 17
1																				(9.1) 42
					1													1	1	(19.2) 89
						1			1									2		(20.3) 94
1			1		1						1									(15.7) 73
	1	1																		(12.7) 59
2									1											(5.8) 27
1					1															(2.4) 11
																				(1.7) 8
		1																		(4.5) 21
						1														(0.4) 2
																				(0.6) 3
																				(0.2) 1
1		1																	1	(1.3) 6
																				(0.2) 1
											1					1				(0.4) 2
																1				(0.2) 1
					1						1				1					(0.6) 3
																				(0.9) 4
(1.3) 6	(0.2) 1	(0.6) 3	(0.2) 1		(0.9) 4	(0.4) 2			(0.4) 2		(0.6) 3				(0.2) 1	(0.4) 2		(0.6) 3	(0.9) 2	(100.0) 464

世帯主の所得もたしかにこの５年間で分散度は高まったが，世帯所得はその度合をはるかに超えており，むしろ世帯主の所得以外の要因が強く作用したとみなければならない。それは言うまでもなく世帯構成の変動にともなうものであり，なかんずく就労人員の変動がこうした現象の主要因であろうと推定される。

したがって世帯の所得と世帯構成によって規定される所得階層の変動を分析するためには，世帯主の職業階層変動という要因よりも，世帯類型の変動に視点をおこうとする理由もこの点にあるのである。

第4章　所得階層変動分析の方法とその前提

第1節　所得階層の意味

前章で，追跡調査完了世帯の73年当時と78年時点における，主として世帯構成とその所得にかかわる要因の諸変化を概観したが，このような変化が，その世帯の生活水準の変化として，どのような形でたちあらわれるのかということを検討するために，このような変化をどのような分析用具でとらえるのかという問題から触れておかなければならない。

本稿ではそのために「所得階層変動類型」という分析指標を用意したが，そこに至る道すじを大雑把に述べることとする。

そこでまず，生活の変動もしくは生活水準の変動を所得の変動という側面からおさえることにする。これは大変乱暴な単純化ではあるが，所得こそが世帯の消費生活の源泉であり，同時にまた世帯構成員の就労形態や所得源泉の性格に規定されるものだからである。つまり消費単位たる世帯にとって，その所得は，労働生活と消費生活の両面に関連する，いわば環としての性格をもつものと言える。

しかし所得がその世帯の消費の源泉であり，就労形態に規定されたものであったとしても所得水準がただちにその世帯の消費水準や，まして生活水準を規定するものではない。たしかに，低い所得水準は「低所得層」の生活水準の主要な構成部分となり，高い所得は生活水準の安定に不可欠ではあるが，このような所得の相対的な高低だけでは，世帯の生活水準を決めることはできない。すなわち，生活水準という場合に，すくなくともその世帯の消費需要との関係での所得水準と，いわゆるストックといわれる部分の所有水準が問題になるであろう。しかしわれわれの主要な関心は「低所得・貧困層」の形成過程の分析にあるのだから，ストックの問題は一応捨象するとしても，世帯にとって必要な消費需要の最低限との比較における所得が問題になる。つまり「低所得」なる概念は，消費の最低必要基準に比較して所得が低いということを意味するものでなければならない。

そこで消費の最低必要限界をなににもとめるかということになるが，われわれは公認の貧困線である生活保護基準をもって，個別世帯の一応の最低生活水準とみなしている。

だからここでいう「所得階層」とは，世帯所得の生活保護基準倍率によって求められた指数を一定の基準で階層化したものであるといえる。具体的には，以下の5段階に区分した。

第Ⅰ所得階層	生活保護基準倍率	1.0未満の月間所得水準にある世帯	
第Ⅱ　〃	同　上	1.0～1.4未満	〃
第Ⅲ　〃	同　上	1.4～2.0未満	〃
第Ⅳ　〃	同　上	2.0～2.5未満	〃
第Ⅴ　〃	同　上	2.5以上	〃

次にそれぞれの所得階層の性格についてのべるが，この点に関しては，拙稿「低所得層の測定」（産研報告書№20号掲載）ですでに検討をくわえているので，その要点だけを記しておく。

生活保護基準倍率1.0未満の層は，所得水準だけからみれば，生活保護基準にも満たずその生活は要保護状態とみなしうる。したがって第Ⅰ階層はここで言う「貧困層」である。

次に世帯所得がその世帯の生活保護基準を超えてはいるが，1.4に満たない第Ⅱ階層であるが，この場合の基準倍率1.4にはつぎのような意味あいがある。現実に生活保護を受給している世帯は，消費生活の主要な部分を生活保護費に依存しているが，内職などの稼働収入から収入とはみなさない勤

労控除分が保護基準に加算されたり，生活保護を受給していることによって免除をうける費用や現物によって給付されるものがあり，実際の消費水準はその世帯の生活保護基準の1.4程度になるのである。

つまり第Ⅱ階層の生活水準は，要保護状態とは言えないが，現実の生活保護受給世帯の消費生活水準と，その所得面だけからみればかわりのない，いわば「低所得」水準であると言える。したがってこの階層を一応「低所得層」とよび，第Ⅰ階層とあわせて「低所得・貧困層」と規定する。

おおまかにいえば，第Ⅲ階層以上は「低所得・貧困層」と対置して「一般階層」と言えるが，それを3つに区分したのは，次のような理由による。

現在の生活保護基準決定方式は「格差縮少方式」と言われているが，要するに生活保護受給世帯の消費水準を一般勤労世帯のそれの60%にするように組み立てているというのである。そして公式発表によれば，この2～3年その水準は維持されているという。そうするとここにいう一般勤労世帯の平均的消費水準を，保護基準倍率で示せば，生活保護受給世帯の消費水準が，だいたい1.4であるから，$0.6\ x = 1.4$ によって求められ，その指数は，2.33ということになる。

つまり一般勤労世帯の平均的消費水準は，第Ⅳ階層に含まれると考えられ，第Ⅲ階層は一般階層の「下」，第Ⅴ階層はその「上」ということになる。

以上が「所得階層」の意味と性格であるが，これを用いて，73年調査と78年調査の変動を分析しようとするものである。

第2節　所得階層変動分析の前提

前節でのべた所得階層を分析用具として，個々の世帯におけるこの5年間の所得階層変動を検討するにしても，いくつかの約束ごとを前提としてそれは可能になる。所得階層を決定する生活保護基準の5年間の時差および所得階層決定要因になにが含まれ，また除外されているか，所得階層変動を世帯のどのような変化と関連させて分析するか，そして最後に所得階層変動のパターンをどのように区分するかという問題について触れなければならない。

1項　生活保護基準の時差

この5年間に生活保護基準は第4－1表に示したごとく変化し，標準4人世帯で約2倍引きあげられた。また一般勤労世帯の消費水準との格差も56.0から58.8へと縮少してきた。そうすると生活保護基準が意味する生活水準は，すくなくとも一般勤労世帯のそれと比較して若干改善されたとみなければならず，このように2時点間の所得階層を決定する基準にちがいのある点をどう考えるかということになる。本稿ではこの時差を捨象し，生活保護基準による最低生活水準に基本的な変化はなかったという立場をとる。これは現実の生活保護基準の改善と矛盾する見解ではあるが，われわれが生活保護基準をもって貧困線と考える最大の理由は，生活保護を受けざるを得ないような所得水準にある世帯を，貧困世帯とみなすという世間一般の常識にしたがっているという点にあるからである。

以上の前提にたって，73年当時第Ⅰ階層であるものも，78年時点でその階層にあるものも「貧困層」とみなし，同様の理由で，第Ⅱ階層にあるものを「低所得層」とみなす。

第４－１表　保護基準の年次推移

（１級地）

扶助の種類等 ＼ 年次	生活扶助 １類＋２類 (標準4人世帯)	住宅扶助	教育扶助 (小学3年)	計	指数	被保護世帯の消費水準とF．I．E，S勤労者世帯の消費水準の格差
1973	50,575円	4,500円	660円	55,735円	100.0	56.0
1974	60,690	5,500	810	67,000	120.2	56.4
1975	74,952	5,500	1,040	81,492	146.2	57.9
1976	84,321	5,500	1,100	90,921	163.1	57.1
1977	95,114	9,000	1,190	105,304	188.9	58.5
1978	105,577	9,000	1,280	115,857	207.9	58.8

２項　所得階層決定要因

所得階層を決定するための世帯所得と最低生活基準の構成要素に関しては，以下のとおりである。

世帯所得は，世帯構成員すべての毎月決まって得られる所得の総計とした。したがって稼働にもとづく収入，年金や手当など社会保障給付費もふくまれる。借家から得られる家賃収入は，貸家業による稼働収入とみなしている。利子収入や不定期に得られる収入――たとえば謝金など，および現物で得られるものなど，要するに聴きとり調査で把握のむずかしいものはネグレクトされている。

次に最低生活基準の内容であるが，生活保護法の範囲内に限定しており，①年令別・性別に構成された世帯に規定された，個人的消費および世帯員共同の消費の最低限（生活扶助基準１類および２類の額），②欠損世帯，老令世帯等の特別需要に対応する費用（生活扶助基準の各種加算），③家賃・固定資産税等の住宅費の実費（ただし最高限度額は73年時では8,500円，78年時では24,700円），および④義務教育を限度とする教育費実費（教育扶助基準額）から構成されている。

この最低生活基準は，一般世帯に通常みられる次のごとき消費をすべて捨象しており，この点からもまさにぎりぎりの最低限界額である。すなわち，就労・就業にともなう支出（生活保護基準でいう勤労控除，税法上でいう基礎控除に相当するもの），現に支出している医療費，いわゆるローンの返済金，および義務教育課程以上の修学者に支出している教育費などが主なものである。

これらはいずれも家計支出では無視しえないし，現に支出している場合には，その多くが家計を圧迫し萎縮した社会生活を強制する要素となるが，ここではなによりも消費の最低限＝最低生活基準を最も厳しい水準に保つことによって，これによって決定される所得階層のうち「低所得・貧困層」の生活実態がさしせまった解決を要するものであることを示そうとしているのである。

３項　分析項目

所得階層はこれまでみたことからも明らかなとうり，世帯所得とその世帯の消費需要と深くかかわっているから，所得階層変動を世帯類型を規定する諸項目との関連で分析する。むしろ，世帯類型の変化，ないしは世帯構成員の諸変動が，所得階層の変化にどのように作用するかという点に本稿の分析はしぼるといった方がよいかもしれない。その理由はこれまでにのべた。

第３節　所得階層変動の類型化

この５年間の所得階層間の移動を示せば，第４－２表のとおりである。第Ⅰ階層から第Ⅴ階層までの５区分相互に移動があり，全体で25通りの変動があったことになる。このすべてを個別に検討する

には，該当する世帯がすくなすぎるものもあり，第1煩雑にすぎるきらいがある。またこの25通りの変動のなかには共通するものもあり一定の規準によって変動の類型化をおこない，それぞれの類型に属する世帯の変化の傾向を分析する方が合理的である。

第4－2表　所得階層変動の分布

'73年所得階層 ＼ '78年所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
Ⅰ	(28.6) 〈45.7〉 16	(30.3) 〈23.6〉 17	(30.3) 〈13.2〉 17	(3.6) 〈 2.5〉 2	(7.2) 〈 2.5〉 4	(100.0) 〈12.1〉 56
Ⅱ	(9.6) 〈28.5〉 10	(26.0) 〈37.5〉 27	(27.9) 〈22.5〉 29	(24.0) 〈35.2〉 25	(12.5) 〈 8.3〉 13	(100.0) 〈22.4〉 104
Ⅲ	(5.9) 〈20.0〉 7	(12.6) 〈20.8〉 15	(39.5) 〈36.4〉 47	(12.6) 〈21.1〉 15	(29.4) 〈22.3〉 35	(100.0) 〈25.6〉 119
Ⅳ	(1.5) 〈 2.9〉 1	(10.8) 〈 9.7〉 7	(35.4) 〈17.8〉 23	(18.5) 〈16.9〉 12	(33.8) 〈14.0〉 22	(100.0) 〈14.0〉 . 65
Ⅴ	(0.8) 〈 2.9〉 1	(5.0) 〈 8.4〉 6	(10.8) 〈10.1〉 13	(14.2) 〈24.0〉 17	(69.2) 〈52.9〉 83	(100.0) 〈25.9〉 120
計	(7.6) 〈100.0〉 35	(15.5) 〈100.0〉 72	(27.8) 〈100.0〉 129	(15.3) 〈100.0〉 71	(33.8) 〈100.0〉 157	(100.0) 〈100.0〉 464

そこでまず類型化の大枠を，第Ⅱ階層以下の「低所得・貧困層」と第Ⅲ階層以上の一般階層の区分けにもとめる。つまり73年当時も78年時点でも第Ⅱ階層以下での移動にとどまっているならば，「低所得・貧困層」に停滞していたとみなす。たとえ73年当時第Ⅰ階層に属していた世帯で78年には第Ⅱ階層へ「上昇」したとしても，基本的には「低所得層」として滞留しているのである。

次に一般階層であるが，前節でも触れたとおり第Ⅳ階層以上での移動は，こんにちの勤労世帯の平均以上であるという限りで，一応安定した生活を営んでいるとみることができる。これらの移動を「安定型」とよぶことにする。しかし第Ⅲ階層は「低所得・貧困層」とは区別しているものの，そのボトムは第Ⅱ階層に接しており，かつ一般階層の「下」として位置づけられているから，第Ⅳ階層以上とは一応区別して類型化する。ただし73年当時第Ⅲ階層であったもののうち78年には第Ⅳ階層以上に上昇したものは，前述の「安定型」にふくめ，5年間第Ⅲ階層のままかわらなかったものは，「中位安定型」という別の類型にする。つまり第Ⅲ階層からの変動の類型化ではやや便宜的な面がある。

そこで73年当時，第Ⅰ・Ⅱ階層にあったものが，78年には第Ⅲ階層以上へ上昇移動した世帯は，第Ⅲ階層への上昇を「不安定上昇型」第Ⅳ・Ⅴ階層への移動を「急上昇型」と二つの類型にする。

73年当時第Ⅲ階層以上に属していた世帯で78年には，第Ⅰ・Ⅱ階層へ下降移動したものは「低所得層転落型」とし，同じ下降移動でも第Ⅳ・Ⅴ階層から第Ⅲ階層になった世帯は，「中位下降型」とよぶことにする。

以上「低所得・貧困層」の停滞，上昇およびこの層への転落という面に力点をおいて所得階層変動の類型化を試みたが，この類型化には便宜的な点や恣意点な面もふくんでいることを前もって断っておきたい。「安定型」の所得階層変動をしている世帯の生活水準が，文字どうり安定しているとは限らない。ただ73年当時も78年時点でも第Ⅳ・Ⅴ階層に属していたというにすぎないのである。しかし，「低所得・貧困層」との関連での変動には深刻な現実があるということは，これまでの考察のなかでくみ

とっていただけると思う。

以上の所得階層変動類型を図示すると，図４－１－ａおよびｂのとうりである。また各類型にふくまれる所得階層の73年から78年に至る移動を整理すると，次のとうりである。

A　「低所得層停滞型」　Ⅰ→Ⅰ，Ⅰ→Ⅱ，Ⅱ→Ⅰ，Ⅱ→Ⅱ

B　「低所得層中位上昇型」　Ⅰ→Ⅲ，Ⅱ→Ⅲ

C　「低所得層急上昇型」　Ⅰ→Ⅳ，Ⅰ→Ⅴ，Ⅱ→Ⅳ，Ⅱ→Ⅴ

D　「中位安定型」　Ⅲ→Ⅲ

E　「一般階層転落型」　Ⅲ→Ⅰ，Ⅲ→Ⅱ，Ⅳ→Ⅰ，Ⅳ→Ⅱ，Ⅴ→Ⅰ，Ⅴ→Ⅱ

F　「中位下降型」　Ⅳ→Ⅲ，Ⅴ→Ⅲ

G　「一般階層安定型」　Ⅲ→Ⅳ，Ⅲ→Ⅴ，Ⅳ→Ⅳ，Ⅳ→Ⅴ，Ⅴ→Ⅳ，Ⅴ→Ⅴ

このうちこの５年間で所得階層変動の大きかった類型は，Ｂ，Ｃ，ＥおよびＦであり，基本的にはあまり変化のなかった類型はＡ，ＤおよびＧである。「低所得，貧困層」の存在形態，創出過程分析として注目すべき類型は，ＡおよびＥである。

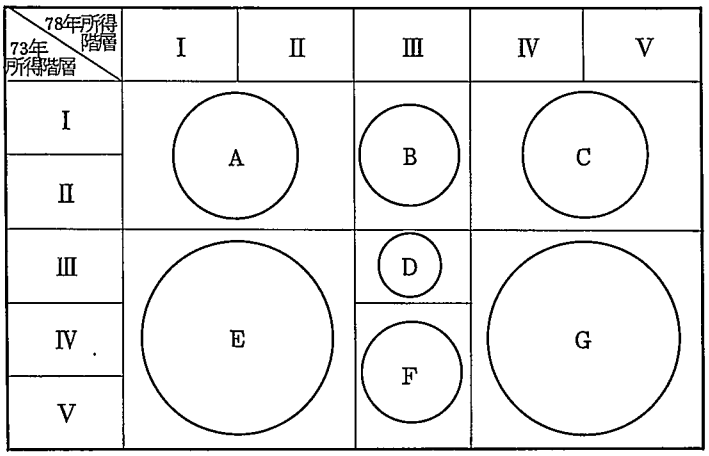

図４－１－ａ　所得階層変動類型

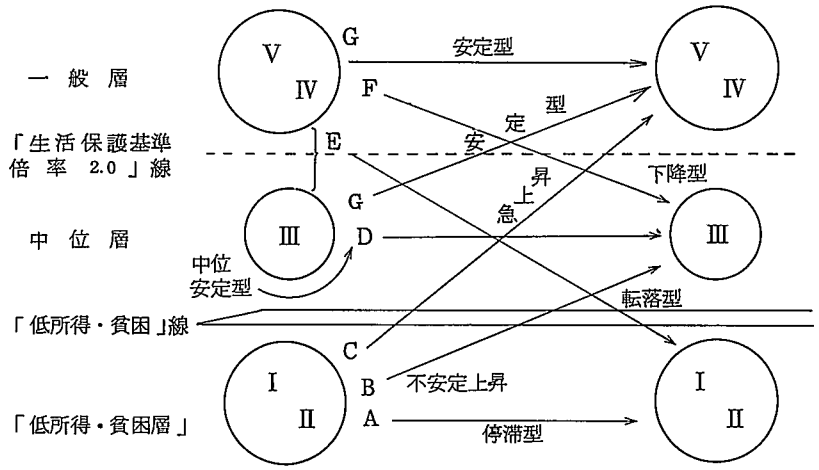

図４－１－ｂ

第５章　世帯類型の変化からみた所得階層変動
――「低所得・貧困層」の分布と形成――

第１節　世帯構成の変化

１項　世帯人員の変化と所得階層変動

前出第３－２表をもとに，この５年間の世帯人員の変化に応じて世帯を大分類すれば，世帯人員に変化のなかった世帯群，世帯人員が増加した世帯群および減少した世帯群の３つに区分でき，さらにそれを具体的な世帯人員の移動ごとにみると24通りの変化にまとめることができる。

第５－１表は，世帯人員変動別の所得階層変動類型分布である。この表によれば，世帯人員が減少した世帯群では，「一般階層安定型」が他の世帯群に比較して高い割合（57.4％）で分布しており，逆に世帯人員が増加したものでは，その割合が27.6％と低く対照的である。同じく「低所得層停滞型」も前者では4.0％で後者になると18.4％ときわだったちがいをみせている。このように世帯人員の増減が，ある程度所得階層の高低に影響を与えるのは，世帯人員がその世帯の消費需要の大枠を規定しているからである。つまり，所得があまりかわらないとすれば，世帯人員の増加は世帯の最低生活水準を引きあげその分所得階層が下降する可能性はたかく，世帯人員の減少はその逆であると考えることができる。第５－１表はそうした傾向をある程度示しているともいえるが，注意を要すべきは，世帯人員が増加した世帯群と，５年間世帯人員に関してはかわりのなかった世帯群で，所得階層変動類型の構成比にあまり差異がみとめられないこと，および，世帯人員の変化が所得階層の変動に強く作用するとすれば，Ａ類型やＧ類型で対照的であるよりも，むしろＢ，Ｃ類型（上昇型）とＥ，Ｆ類型（下降・転落型）に特徴的な傾向がみとめられるはずであるが，必ずしも有意の差がないという点である。このことは世帯人員の変動は所得階層変動にあまり影響をおよぼすとは言えない，―― すくなくとも規則的に所得階層変動を引きおこす要因ではない，ということを意味する。

このことは標準的世帯人員である４人世帯の変動を例にとってみるとはっきりする。この５年間４人世帯で変化のなかった111ケースでも，Ａ類型からＧ類型まで広く分布し，Ｂ・Ｃ類型（上昇型）が21.6％，Ｅ・Ｆ（下降・転落型）が13.5％にのぼっている。ところが４人世帯から人員が増加したものでもこれと同じ傾向にあり，むしろ下降・転落型は4.5％とかなりすくなく，４人世帯から２～３人世帯に縮少した世帯では，上昇型も転落型も8.3％にとどまり70.8％は「安定型」である。つまり所得階層変動は世帯人員の変化そのものよりも，人員が増加したり減少したりする段階にある世帯の性格，もしくは世帯人員の増減にともなう消費水準の変動を上回る，世帯所得の変化にかかわる世帯構成員の変化が，強く作用しているとみられる。

世帯人員という指標は，その世帯規模にともなう消費水準には関係あるが，その世帯の所得水準には関係がないのである。したがって所得階層との相関も弱いわけで，世帯構成のなかで所得水準に密接に関連する指標としては，就労人員があり，次にその変化との関係を検討する。

第5－1表　世帯人員の変動別・所得階層変動類型の分布

73→78年の世帯人員変動 ＼ 所得階層変動類型		A 低所得層停滞型	B 低所得層中位上昇型	C 低所得層急上昇型	D 中位安定型	E 一般階層転落型	F 中位下降型	G 一般階層安定型	計
世帯人員がかわらなかつたもの	1 → 1	(17.6) 3	(5.9) 1	(29.4) 5		(5.9) 1		(41.2) 7	(100.0) 17
	2 → 2	(19.1) 9	(12.8) 6		(4.3) 2	(4.3) 2	(6.4) 3	(53.2) 25	(100.0) 47
	3 → 3	(8.8) 5	(8.8) 5	(10.5) 6	(12.3) 7	(8.8) 5	(7.0) 4	(43.8) 25	(100.0) 57
	4 → 4	(21.6) 24	(11.7) 13	(10.0) 11	(14.4) 16	(8.1) 9	(5.4) 6	(28.8) 32	(100.0) 111
	5 → 5	(21.1) 8	(13.2) 5	(7.9) 3	(10.5) 4	(10.5) 4	(5.3) 2	(31.5) 12	(100.0) 38
	6 → 6	(9.1) 1	(9.1) 1	(9.1) 1	(18.2) 2	(18.2) 2	(18.2) 2	(18.2) 2	(100.0) 11
	7 → 7						(66.7) 2	(33.3) 1	(100.0) 3
	8 → 8	(66.7) 2				(33.3) 1			(100.0) 3
	小　計	(18.1) 52	(10.8) 31	(9.1) 26	(10.8) 31	(8.4) 24	(6.6) 19	(36.2) 104	(100.0) 287
世帯人員が増加したもの	1 → 2 ～ 3	(16.7) 1	(16.7) 1	(50.0) 3	(16.7) 1				(100.0) 6
	2 → 3 ～ 4	(8.3) 1	(25.0) 3		(16.7) 2	(8.3) 1	(25.0) 3	(16.7) 2	(100.0) 12
	2 → 5 ～ 6	(33.3) 1				(33.3) 1		(33.3) 1	(100.0) 3
	3 → 4 ～ 6	(16.7) 4		(8.3) 2	(12.5) 3	(8.3) 2	(16.7) 4	(37.5) 9	(100.0) 24
	4 → 5 ～ 6	(21.7) 5	(13.0) 3	(13.0) 3	(17.4) 4		(4.5) 1	(30.4) 7	(100.0) 23
	5 → 6 ～ 7			(50.0) 2				(50.0) 2	(100.0) 4
	6 → 7 ～ 8	(50.0) 2				(25.0) 1	(25.0) 1		(100.0) 4
	小　計	(18.4) 14	(9.2) 7	(13.2) 10	(13.2) 10	(6.6) 5	(11.8) 9	(27.6) 21	(100.0) 76
世帯人員が減少したもの	2 → 1	(12.5) 1				(12.5) 1		(75.0) 6	(100.0) 8
	3 → 1 ～ 2		(4.4) 1	(13.0) 3		(21.7) 5	(8.7) 2	(52.2) 12	(100.0) 23
	4 → 2 ～ 3	(4.2) 1		(8.3) 2	(8.3) 2	(8.3) 2		(70.8) 17	(100.0) 24
	5 → 1 ～ 3	(12.5) 1		(12.5) 1			(12.5) 1	(62.5) 5	(100.0) 8
	5 → 4		(27.3) 3	(18.2) 2	(18.2) 2			(36.4) 4	(100.0) 11
	6 → 2 ～ 3						(16.7) 1	(83.3) 5	(100.0) 6
	6 → 4 ～ 5		(30.8) 4		(15.4) 2		(23.1) 3	(30.8) 4	(100.0) 13
	7 → 5 ～ 6	(33.3) 1						(66.7) 2	(100.0) 3
	8 → 5 ～ 7						(20.0) 1	(80.0) 4	(100.0) 5
	小　計	(4.0) 4	(7.9) 8	(7.9) 8	(6.0) 6	(7.9) 8	(7.9) 8	(58.4) 59	(100.0) 101
合　計		70	46	44	47	37	36	184	(100.0) 464

2項　就労・就業人員の変化と所得階層変動

第５－２表は，就労（業）人員を，変化のなかったもの，増加したもの，減少したものの３分類し，さらにその内を具体的な人員毎にまとめて所得階層変動の分布を示したものである。

第５－２表　就労人員の変動別・所得階層変動類型の分布

'73-'78年の就労人員変動 ＼ 所得階層変動類型		A	B	C	D	E	F	G	合計
就労人員かわらない	0 → 0	(50.0) 4	(25.0) 2	(12.5) 1				(12.5) 1	(100.0) 8
	1 → 1	(27.3) 44	(11.8) 19	(6.8) 11	(11.2) 18	(9.3) 15	(5.6) 9	(28.0) 45	(100.0) 161
	2 → 2	(7.1) 6	(7.1) 6	(8.3) 7	(14.3) 12	(6.0) 5	(8.3) 7	(48.8) 41	(100.0) 84
	3 → 3			(4.8) 1	(9.5) 2	(4.8) 1		(81.0) 17	(100.0) 21
	4 → 4							(100.0) 2	(100.0) 2
	小　計	(19.6) 54	(9.8) 27	(7.2) 20	(11.6) 32	(7.6) 21	(5.8) 16	(38.4) 106	(100.0) 276
就労人員増加	0 → 1 ～ 2		(25.0) 1	(75.0) 3					(100.0) 4
	1 → 2 ～ 3	(10.2) 6	(23.7) 14	(22.0) 13	(8.5) 5	(1.7) 1	(3.4) 2	(30.5) 18	(100.0) 59
	2 → 3 ～ 5		(4.2) 1	(16.7) 4		(4.2) 1	(4.2) 1	(70.8) 17	(100.0) 24
	3 → 4 ～ 5							(100.0) 1	(100.0) 1
	小　計	(6.8) 6	(18.2) 16	(22.7) 20	(5.7) 5	(2.3) 2	(3.4) 3	(40.9) 36	(100.0) 88
就労人員減少	1 ～ 3 → 0	(31.8) 7		(4.6) 1		(36.4) 8	(13.6) 3	(13.6) 3	(100.0) 22
	2 → 1	(5.4) 2	(5.4) 2	(5.4) 2	(16.2) 6	(10.8) 4	(24.3) 9	(32.5) 12	(100.0) 37
	3 ～ 6 → 1				(11.1) 1		(22.2) 2	(66.7) 6	(100.0) 9
	3 ～ 5 → 2			(4.4) 1	(13.0) 3	(8.7) 2	(13.0) 3	(60.9) 14	(100.0) 23
	4 ～ 6 → 3	(11.1) 1	(11.1) 1					(77.8) 7	(100.0) 9
	小　計	(10.0) 10	(3.0) 3	(4.0) 4	(10.0) 10	(14.0) 14	(17.0) 17	(42.0) 42	(100.0) 100
合　計		(15.1) 70	(9.9) 46	(9.5) 44	(10.1) 47	(7.9) 37	(7.8) 36	(39.7) 184	(100.0) 464

表注　所得階層変動類型については第５－１表を参照のこと。以下同じ。

就労人員の増加した世帯群と減少した世帯群の比較では，前者ではＢ・Ｃ類型（上昇型）が合わせて 40.9％にのぼる点が特徴的で，Ｅ・Ｆ類型（下降・転落型）はわずか 5.7％であるのに対し，後者では上昇型が 7.0 ％，下降・転落型が 31.0％と全く対照的である。また就労人員に変動のなかった世帯群では，それぞれ17.0％と13.4％とほぼ均衡している。

このことは，就労人員の増減は，かなりはっきりと所得階層の上昇と下降に相関することを示しているといえる。この場合，世帯人員の変動を全く考慮していないにもかかわらず顕著な相関がみられる点が特徴的である。これは，就労人員の数はある程度世帯構成とその規模を判断する要素であるということもさることながら，その増減が世帯所得の増減に直接影響するからに他ならない。

そこで就労人員の変化をもうすこし詳しく検討する。

就労人員がいないという状態は「低所得・貧困層」と密接に関係する。就労人員０人のままこの５

年間推移した8世帯では半数が「停滞型」であり，上昇型（B+C）の3世帯も，73年段階では「低所得・貧困層」であったものである。0人→1～2人に増加した4世帯は，すべて「低所得・貧困層」であったものから「上昇」しており，とくに急上昇したものが3世帯ある。

一方73年当時就労者を有していた世帯で，78年時点でいなくなった22世帯では，「停滞型」は31.8％であるが，転落型世帯が8世帯にのぼり，78年段階で「低所得・貧困層」にふくまれる（A+E）は68.2％にのぼる。就労人員0人にかかわる世帯は少数であり，比率によって論ずるには難があるが，それでも「低所得・貧困層」と深くかかわりかつ，就労人員の増減が，そこからの脱出，流入にきわめてはっきり影響を与えているということが読みとれる。

次に1人稼働について検討する。

就労人員1人で，この5年間その状態がかわらなかった世帯161のうち，73年当時「低所得・貧困層」であった世帯（A＋B＋C）は，45.9％であり，そのうちの約半数が「停滞」している。さらに15世帯が転落し，78年時点での「低所得・貧困層」（A+E）は，この世帯群の36.6％である。一方就労人員が1人から2～3人に増加した59世帯のうち，「停滞型」は10.2％で，B，Cの上昇型は45.7％に達し，73年当時の「低所得・貧困層」33世帯（55.9％）のうち大半は，一応この層から脱したとみることができる。78年時点での「低所得・貧困層」（A＋E）は，11.9％にすぎない。なお就労人員1人から0人になったものについては前述したので省略するが，就労人員1人世帯の変化でも，就労人員0人世帯より所得階層は高い方にずれているとはいえ，同じ傾向にあることが指摘できる。

ところが就労人員が2人の世帯では，やや異なる傾向を示す。まずこれらの世帯の場合には，就労人員がかわらない世帯群でも，増加したもの，減少したものも，A＋B＋Cつまり73年当時「低所得・貧困層」にあった世帯の割合は，それぞれ，22.5％，20.9％，16.2％と，就労人員1人以下の世帯にくらべてずっと少なく，78年段階のそれ（A＋E）は，13.1％，4.2％，16.2％と，就労人員が減少した世帯以外では，さらに下回り，「低所得・貧困層」との関係でみる限り，これらの世帯での就労人員の増減はあまりはっきりした相関を示さないのである。一方「安定層」に関してみると変動のない世帯は48.8％，増加した世帯は70.8％，減少した世帯では32.5％とかなりはっきりした差異をみせている。さらに減少した世帯では下降転落型（E+F）が35.1％あるものの，その3分の2以上は，「中位下降型」である。つまり就労人員が2人いる世帯にあっては，安定型に差異がありⅣ・Ⅴ階層から下降することには関連をもつが，「低所得・貧困層」にかかわる変動との相関がよわいことを示している。

3人以上の就労人員を有する世帯は，世帯構成が特殊であるか，ライフサイクル上の一時期の現象であり，事例はあまり多くない。また，増加や減少の幅も大きく，世帯人員の増減と連動していると考えられるため，所得階層変動にも規則性はみられず，全体として「安定型」の割合が格段に高い点が特徴である。

以上みたとうり，就労人員の変動は，それだけでもかなりはっきりと所得階層変動に影響を与え，とりわけ，1人ないし2人就労世帯において，就労人員が増加ないし減少すると，「低所得・貧困層」への転落，脱出ときわめて深い関係にあることが判明した。

しかしこの事実は，世帯の規模，その性格などを捨象しての結果であるので，世帯の具体的姿としての世帯類型の変化との関係を次節で検討する。

第2節　世帯類型の変動と所得階層変動

世帯類型のこの5年間の変化は，前出第3－7表でみたとうりきわめて多様である。ところで5年間の変化といっても，単に世帯員の年令が上昇しただけで基本的にはかわっていないものもあれば，

その年令の上昇が，就労人員の増加にむすびつくといった世帯の性格をかえる場合もあり，その他に世帯員の増減を経験した事例も数多くある。

そこで，その世帯の性格が基本的には変化していないものと，変化したものにまず大別し，所得階層変動との関係を考察し，そのあとで，具体的な変化との関係を分析するという方法をとる。

それから，この節での分析をするにあたっては，その対象となる世帯は，73年当時いわゆる核家族世帯であったもの（単身世帯，夫婦と子供で構成される世帯，ただし夫婦の一方が欠けている母子・父子世帯，および子供がいない夫婦のみの世帯も含む）371ケースとすることにした。

二世代以上の世帯，傍系親族を含む世帯の変動は，変動した事例毎の対象世帯が少ないだけでなく，「核家族世帯」からこれらの世帯へ変化したものの分析をすれば，ある程度の傾向をつかめると考えたからである。

世帯類型に基本的な変化のなかった世帯は第３－７表中の□で囲んだ世帯である。ここでは例えば世帯類型№８→№９のような世帯も含まれている。つまり世帯の性格が基本的に変化したかどうかのメルクマールは，第１には就労人員の増減にかかわりがあると思われる子供の年令が生産年令に達したかどうかという点であり，第２には世帯人員の増減の有無，第３には，世帯主が老令期に入ったかどうか，という３点である。したがってこのいずれにも該当しない世帯は，世帯類型番号が73年当時と78年で変わっても，世帯類型に変化がなかったとみなしている。

１項　世帯類型に変化のなかった世帯

これらの世帯類型別所得階層変動分布は第５－３表のとおりである。そこで，単身世帯，夫婦のみの世帯，欠損家族世帯，その他の一般核家族世帯の４つにわけて考察することとする。また第５－３表では，就労人員の数がかならずしもはっきりしないので，４類型をみていく際に，別表を用いる場合がある。

第５－３表　世帯類型に変動のなかった世帯の所得階層変動類型分布

世帯類型＼所得階層変動類型	A	B	C	D	E	F	G	計
1・3　男子単身　(60才未満)			(60.0) 3				(40.0) 2	(100.0) 5
5・6　老人単身	(25.0) 2	(12.5) 1	(25.0) 2		(12.5) 1		(25.0) 2	(100.0) 8
7　父＋母（母40才未満）			(25.0) 1				(75.0) 3	(100.0) 4
8-10　父＋母＋非(２人以内)	(25.2) 30	(12.6) 15	(7.6) 9	(17.6) 21	(9.2) 11	(5.9) 7	(21.8) 26	(100.0) 119
11-13　父＋母＋非(３人以上)	(36.8) 7	(21.0) 4	(5.3) 1	(5.3) 1	(15.8) 3	(5.3) 1	(10.5) 2	(100.0) 19
13　父＋母＋生＋非			(5.0) 1	(5.0) 1	(5.0) 1	(10.0) 2	(75.0) 15	(100.0) 20
16　父＋母（母40才以上）				(10.0) 1	(20.0) 2		(70.0) 7	(100.0) 10
18・19　老夫婦＋生（＋非）	(7.7) 1		(7.7) 1	(23.1) 3			(61.5) 8	(100.0) 13
20　老夫婦	(31.6) 6	(21.1) 4				(10.5) 2	(36.8) 7	(100.0) 19
21-23　母（＋生）＋非	(50.0) 2	(25.0) 1			(25.0) 1			(100.0) 4
26-28　父＋非					(50.0) 1		(50.0) 1	(100.0) 2
30-32　老人＋生				(22.2) 2		(11.1) 1	(66.7) 6	(100.0) 9
計	(20.7) 48	(10.8) 25	(7.7) 18	(12.5) 29	(8.6) 20	(5.6) 13	(34.1) 79	(100.0) 232

a　単身世帯（第５－３－ａ表）

老人単身以外では，すべて男子の単身世帯であったが，彼らはこの５年間職業に変動がなく，年令の上昇にともなう賃金の上昇で，78年段階ではⅣ・Ⅴ階層となっている。

男子老人単身世帯３ケースでは，無職から単純軽作業労働者になったものが，急上昇型をしめし，職人から無職になったものが転落型にふくまれている。この５年間無職であった１世帯は年金額の上昇で中位上昇型をしめしている。

女子老人単身世帯では，無職の２ケースは「低所得・貧困層」に停滞しており，貸間業をやっている２ケースは「安定型」であった。もっともこのうちの１ケースは，本人は貸間業をやめて無職となったが，引きついで貸間業をやっている子供の世帯から，それに相当する仕送りをうけているものである。急上昇型の１世帯は，老人ホーム入所者で，最低生活基準の算定が特殊であるため㊟と表示し，参考程度にとどめた。

単身世帯の場合，稼働していさえいれば，所得階層上では安定した世帯を営んでいるが，老人単身世帯の場合には，「低所得・貧困層」に転落しやすいことがわかる。

第５－３－ａ表　単身世帯で変化のなかった世帯

世帯類型＼所得階層変動類型	A	B	C	D	E	F	G	計
1　男子単身(40才未満)			23→23 23→23				24→24 24→24	4
2　男子単身(40～59才)			34→34					1
5　男子老人単身		X→X	X→34		32→X			3
6　女子老人単身	X→X X→X		X→X㊟				12→12 12→X	5
計	2	1	5		1		4	13

注）　表中の数字は職業階層№である。23，24 は小零細企業生産労働者。32 は職人，34 は単純軽作業労働者，12は貸間業であり，Xは世帯内の就労者０をあらわしている。

b　夫婦のみの世帯（第５－３－ｂ表）

この世帯は，夫婦の年令層によって３つにわかれる。

世帯類型№７のまま５年間推移した世帯は子供が生まれないまま今日に至ったものであり，類型№16もほぼ同じ事情にあるが，老令期直前にさしかかっている世帯である。これらの世帯は，生計中心者の職業のいかんを問わず大部分が「安定型」にふくまれている。のちにみる子供を養育している世帯の所得階層分布のばらつきに比較して，いかに子供の養育からまぬがれることが，経済的に安定するかを示している。しかし，類型№16では，「転落型」が２ケースでてきており，うち１世帯は，就労者がいなくなった世帯で，他の１世帯は名目的自営業層である。なお中位安定層の１世帯は夫婦共働きであったものが，妻不就労となった世帯である。

老夫婦世帯では，無職世帯になったものが多いこともあって「停滞層」が６世帯みとめられる。このうち１世帯は５年間単純軽作業に従事しているが，仕事の内容は電話番であり小遣銭程度の賃金であった。老夫婦世帯の場合，５年間就労を継続していても，中位層上昇するものや下降するものもあり，類型№16の場合とはかなり異なって，経済的不安定が増す傾向にある。

しかし夫婦のみの世帯は，その約半数が「安定層」にある点からして，子供を養育している世帯とは異なる消費水準を維持しうると言える。

第５－３－ｂ表　夫婦世帯で変化のなかった世帯

世帯類型＼所得階層変動類型	A	B	C	D	E	F	G	計
7　父＋母（母40才未満）			28→10				17→19	2
16　父＋母（母40才以上）				28→28△1	16→X 13→13◎		25→25 31→31 6→6 10→10 31→31 27→27◎ 18→18◎	10
20　老　夫　婦	8→X 34→X X→X 11→X 34→X 34→34	X→X 34→19 28→28 11→11◎				24→X◎ 34→X	24→X 6→X 8→13 16→18 3→3 11→12 12→12	19
計	6	4	1	1	2	2	15	31

注）表中の数字は職業階層№であり６～８は有雇自営，10~13家族自営，16~20は給与生活者，22~27生産労働者，28~30販売サービス労働者，31~32職人，33~34単純労働者でXは就労者０人を表わす。
◎は就労者２人いることを示し，△１は５年間に就労者が１名減少したことをあらわしている。なお職業階層移動に関しては前出第３－10表を参考のこと。

ｃ　欠損家族世帯（第５－３－ｃ表）

ここで欠損家族とした世帯は，片親と未婚の子供だけで構成されるものとした。したがって子供が生産年令に達していても結婚していない場合には含んでいる。

未成熟の子と母親で構成されている母子世帯では，３ケースのうち２世帯までが，母親が就労していてもなお「停滞」している。あとの１世帯では無職から公立幼稚園教諭になったものであるが，それでもＢ類型の中位層への上昇にとどまっている。

また母子世帯に生産年令に達した子供を含む類型№24の世帯でも，73年当時２人就労で軽じてⅣ・Ⅴ階層にいたものが，就労人員が１人になりかつ母親の転職がかさなり，「低所得・貧困層」に転落している。

父子世帯の場合は，２ケースとも小企業労働者でかわりがなかったが，１ケースはやはり転落型に属し，他は一応安定している。

世帯類型№31と№32はともに，生産年令に達した子供が生計中心者である。このうち就労人員が２人以上いる３世帯をふくむ６ケースが「安定型」であり，類型№32の２世帯が「中位安定型」である。下降した１ケースは就労人員が１人減少し，生計中心者が子供から老人に変った世帯である。

これらの世帯は必ずしも他の欠損家族世帯と所得階層変動の傾向が一致せず，同じ範疇でよいかどうか疑問であるが，これらの子供のうち，とりわけ女子については年令的にみて婚期をすぎているものがかなりあり，高令化した片親との子供の同居には，欠損家族化する要因は多いとみることができる。

第5－3－c表　欠損家族世帯で変化のなかった世帯

世帯類型＼所得階層変動類型	A	B	C	D	E	F	G	計
21-23 母＋非	29→28 19→19	X→20						3
24・25 母＋生＋非					19→34△1			1
26-28 父＋非					23→23		23→23	2
31 男子老＋生							生)28→24◎	1
32 女子老＋生				生)33→33 生)24→ 1		生)17→ 主12△1	生)16→29 生)28→28 生)23→23 生)13→ 8◎ 生)11→11◎	8
計	2	1		2	2	1	7	15

注）第5－3－b表の注を参照のこと。なお 生)とあるのは，生産年令層に達した子供が就労していることをあらわしている。

d　その他の一般核家族世帯（第3－5－d表）

第3－5表の一般核家族を大別すると4分類になる。非生産年令層の子供のみの世帯は，その数で2分したが，これらの世帯は，この5年間子供の養育に終始してきたものである。

この世帯類型によっては，子供の数がその範囲内で増加したかどうか，また夫婦共働きであるかどうかはわからないが，子供を養育する時期に「低所得・貧困層」に停滞している世帯は4分の1をこえ，特に子供が3人以上の場合は37%弱が「停滞型」であった。さらにこの間転落した世帯を加えると，子供2人以内の世帯で78年時点でⅠ・Ⅱ階層にあるものは34.4%，同じく子供3人以上では実に52.6%と過半数にのぼるのである。この5年間に世帯所得があがって，所得階層の上層したものもあるが，その多くはB類型変動で，Ⅲ階層どまりである。かくしてこれらの世帯では「安定型」に属するものが，前者で21.8%，後者では10.5%にすぎないのである。

なお非生産年令層の子供2人以内の核家族世帯はこんにち平均的な家族形態と考えられるので，これらの世帯が，5年間その性格に基本的に変化がなかったのに，所得階層変動類型のいずれにも分布している点を，妻の就労との関係で，次項であらためて取り上げることとし，第3－5－d表の残り2つの世帯類型について検討する。

生産年令に達した子供を含む核家族世帯では，非生産年令層の子供のみの世帯と全く異なる所得階層変動分布を示す。これらの世帯では基本的には2人以上の就労人員がいることもあって夫婦が老令期前の世帯では，「安定型」が75.0%，老夫婦世帯であっても61.5%を占めている。これに急上昇型の世帯を合わせると78年時点で前者の80%，後者の69,2%が第Ⅳ・Ⅴ階層に属しているのである。

以上の検討では，就労人員の増減も，職業階層も全く考慮されていないが，世帯類型がこのような段階にあると，所得階層変動もかなりパターン化されているということになる。

そこで世帯類型に変動のなかった世帯に関して，78年時点での所得階層分布に，所得階層変動類型を加味して図表化すると5－1図のごとくになる。

この図はラウントリーの指摘したLife cycleがこんにちでも貫徹していることをあらためて示しているが，注意すべきことは，B，C類型は，5年前「低所得・貧困層」であったものが上昇してきたものであるという点である。それはちょっとした要因で容易にあともどりをする性格をもつ所得

階層類型であり，これを多くふくむ世帯類型は全体に経済的には不安定な段階にあるといえる。

さらにE類型は「転落型」であり，この世帯類型変動の割合の高い世帯類型もまた，経済的不安定性をあらわしている。

そうすると，3人以上の非生産年令層の子供をもつ核家族世帯，老夫婦世帯，老人単身世帯，および母子世帯などはこのような傾向のつよい世帯とみることができる。

第5－3－d表　一般核家族世帯で変化のなかった世帯

世帯類型＼所得階層変動類型	A	B	C	D	E	F	G	計
父＋母＋非（2人以内）	(25.2) 30	(12.6) 15	(7.6) 9	(17.6) 21	(9.2) 11	(5.9) 7	(21.8) 26	(100.0) 119
父＋母＋非（3人以上）	(36.8) 7	(21.0) 4	(5.3) 1	(5.3) 1	(15.8) 3	(5.3) 1	(10.5) 2	(100.0) 19
父＋母＋生　（＋非）			(5.0) 1	(5.0) 1	(5.0) 1	(10.0) 2	(75.0) 15	(100.0) 20
老夫婦＋生　（＋非）	(7.7) 1		(7.7) 1	(23.1) 3			(61.5) 8	(100.0) 13
計	38	19	12	26	15	10	51	171

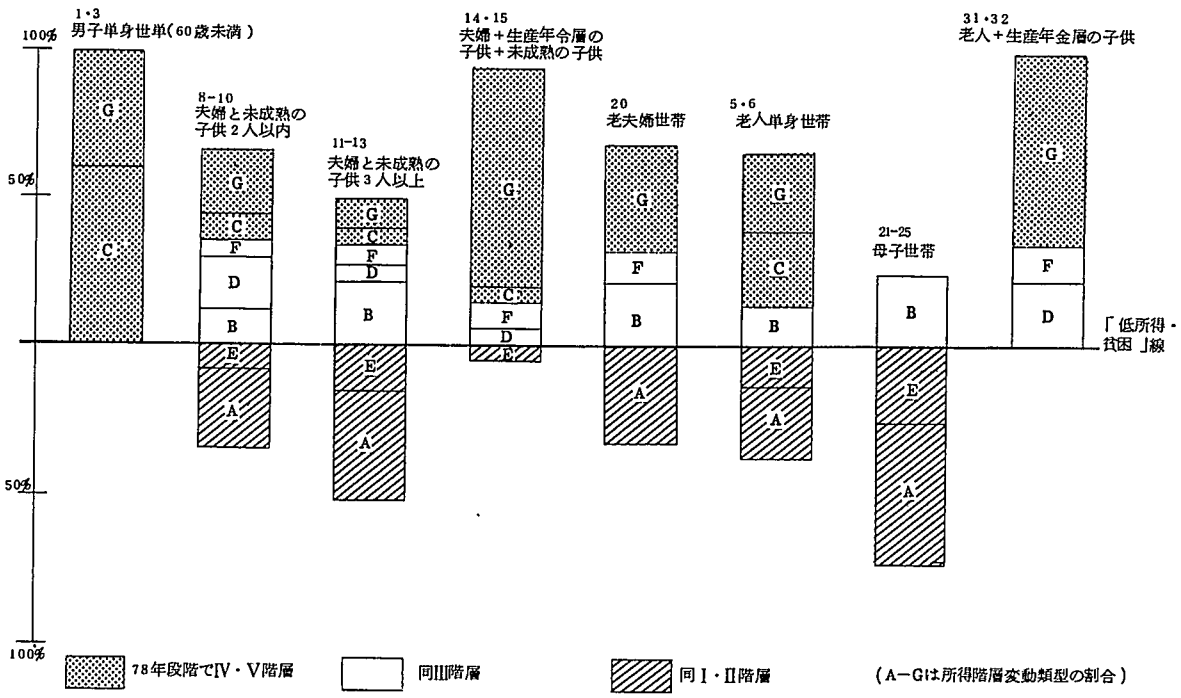

図5－1　世帯類型が変化しなかった世帯の所得階層変動の状況

2項　標準的核家族世帯における共働きの意味

前項dで指摘したとおり，非生産年令層の子供2人以内の核家族世帯で，この5年間世帯類型に基本的には変化のなかった世帯でも，その所得階層変動は多様であり，その主な原因は就労人員の変化にあると考えられる。その他に子供の数が1人から2人になったものや，生計中心者の転職も考えられるが，世帯構成の変化に注目して検討をくわえる。

この場合，就労人員の増加ないし減少ということは，妻の稼働の有無に限られるから，共働きが所得階層変動にいかなる影響をおよぼすかということを吟味することになる。

そこで119世帯のこの5年間の世帯人員の変化，就労人員の変化別に所得階層分布を示せば第5－4表のとうりである。共働きとの関係を示せば，左表側の4区分にまとめることができる。この4区分の構成比は，1人就労世帯55.5%，この5年間に共働きを開始した世帯19.3%，共働きを継続していた世帯21.0%，やめた世帯4.2%となり，73年当時共働きをしていた世帯25.2%，78年時点での共働き世帯40.3%と，後者が15%あまり上回っていることがわかる。

次に4区分の所得階層変動の特徴をみると1人就労世帯では「停滞型」が37.9%と平均値を大幅に上回っており，「転落型」が「上昇型」より多く，この結果73年当時Ⅰ・Ⅱ階層であったもの（A＋B）45.5%より，78年時点のそれが（A＋E），50.0%と上回っている。「安定型」は15.2%とすくない。

ところが共働きを開始した世帯では「停滞型」は13.0%と減少し，「中位上昇型」のB類型が34.8%を占め，これらの世帯の特徴を示している。しかし「安定型」は1人就労世帯同様17.4%と平均値を下回っている。

共働き継続世帯では，「安定型」が40.0%を占め，かつ所得階層の上昇した類型でも，BよりC類型に特徴がある。この結果，78年時点でⅣ・Ⅴ階層にあるものは，64.0%に達する。「停滞型」は1世帯4.0%にすぎない。

共働きをやめた世帯は5世帯しかなかったので，はっきりした傾向はつかめないが，このうち3世帯は73年当時Ⅳ・Ⅴ階層にあり，ひきつづき安定しているものがうち2ケース，転落したものが1世帯であり，あとは停滞していた世帯1ケースと，中位安定型が1ケースであった。

第5－4表　世帯人員別・就労人員変動別の所得階層変動の分布

（標準的核家族世帯で5年間変化のなかった世帯）

世帯人員変化	就労人員変化	所得階層変動類型	A	B	C	D	E	F	G	計
一人就労世帯	3→3	1→1	(30.0) 3			(30.0) 3	(10.0) 1		(30.0) 3	(100.0) 10
	3→4	1→1	(33.3) 3			(22.2) 2	(22.2) 2	(11.1) 1	(11.1) 1	(100.0) 9
	4→4	1→1	(40.4) 19	(10.6) 5		(17.0) 8	(10.6) 5	(8.5) 4	(12.8) 6	(100.0) 47
	小計		(37.9) 25	(7.6) 5	0	(19.7) 13	(12.1) 8	(7.6) 5	(15.2) 10	(100.0) 66
共働き開始世帯	3→3	1→2		(50.0) 2		(25.0) 1		)	(25.0) 1	(100.0) 4
	4→4	1→2	(15.8) 3	(31.6) 6	(15.8) 3	(10.5) 2	(5.3) 1	(5.3) 1	(15.8) 3	(100.0) 19
	小計		(13.0) 3	(34.8) 8	(13.0) 3	(13.0) 3	(4.3) 1	(4.3) 1	(17.4) 4	(100.0) 23
共働き継続世帯	3→3	2→2			(12.5) 1	(12.5) 1	(12.5) 1		(62.5) 5	(100.0) 8
	3→4	2→2			(50.0) 1			(50.0) 1		(100.0) 2
	4→4	2→2	(6.7) 1	(13.3) 2	(26.7) 4	(20.0) 3			(33.3) 5	(100.0) 15
	小計		(4.0) 1	(8.0) 2	(24.0) 6	(16.0) 4	(4.0) 1	(4.0) 1	(40.0) 10	(100.0) 25
共働きをやめた世帯	3→4	2→1							(100.0) 2	(100.0) 2
	4→4	2→1	(33.3) 1			(33.3) 1	(33.3) 1			(100.0) 3
	小計		(20.0) 1	0	0	(20.0) 1	(20.0) 1	0	(40.0) 2	(100.0) 5
合計			(25.2) 30	(12.6) 15	(7.6) 9	(17.6) 21	(9.2) 11	(5.9) 7	(21.8) 26	(100.0) 119

以上の様子を図表化すると，図５－２のとうりである。

共働きを78年時点でしていたかどうかで，所得階層構成が異なることは歴然としている。つまり１人就労であると，（妻が共働きをやめた場合は，「１人就労になると」ということになる），「低所得・貧困層」の割合は，40～50％に達し，共働きの場合には，その割合は20％以下，とりわけ継続世帯では10％以下であるといえる。

しかし，共働きを開始した世帯と継続していた世帯では，「安定型」類型の割合がちがうだけでなく，「低所得・貧困層」からの脱出先にちがいのあることに注意しなければならない。すなわち，前者ではＢ類型の変動，つまりⅠ・Ⅱ階層からⅢ階層への変動が主流で，後者ではＣ類型の変動――Ⅳ・Ⅴ階層への変動が主である。

さらに「共働き開始世帯」23ケースのうち前表で明らかなとうり，この調査ではただの１ケースも子供が３人から４人に増えた世帯がないのである。母数が少ないので勝手な推測はさけなければならないが，73年当時「低所得・貧困層」であった世帯（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）は「共働き開始世帯」の 60.8％を占め，平均値を大幅に上回り，１人就労世帯のそれ 45.5％より高いのである。つまり経済的にはさしせまった状態の世帯が多かったわけで，第１子（ないし第２子）誕生後，妻が新たに就労をはじめようとする場合，もう子供を生むことはあきらめてかからなければならないということではなかったのか。そのような決断をして妻が就労しても所得階層は「低所得・貧困層」のほんのすこし上の水準にとどまるのである。

これに比較して共働き継続世帯の場合，妻の就労が所得階層をリフトアップする度合は強く，共働きをあらたに開始した世帯とは対照的である。

ここでの分析資料には盛り込むことはできなかったが，妻の就労を個別に検討すると，「開始世帯」の場合には「パート就労」が主流で，「継続世帯」では，家族自営業，常用労働者（給料生活者）が多く，この相違が反映しているとみるのが妥当ではあるが，ここでは共働きの始期が所得階層変動に影響をあたえるという点が眼目である。

同じく，共働き開始世帯と継続世帯では，生計中心者の就労の安定性にも相異がある。これらの点に関しては，別の機会にあらためて検討しなければならない課題である。

さらに以上の点に関連して言えば，共働きをやめた世帯は子供の出産を契機に妻が就労しなくなったものであるが，そのうちすくなくとも「安定型」の２世帯は，生計中心者の所得によってなんとかまかなえるために，やめたものである。つまり共働きをやめた世帯では，みな子供が増えているにもかかわらず，下降・転落層に集中しないのは，やめられる条件があったからである。

非生産年令層の子供を養育する核家族世帯での共働きの意味は，概略以上のようなものである。

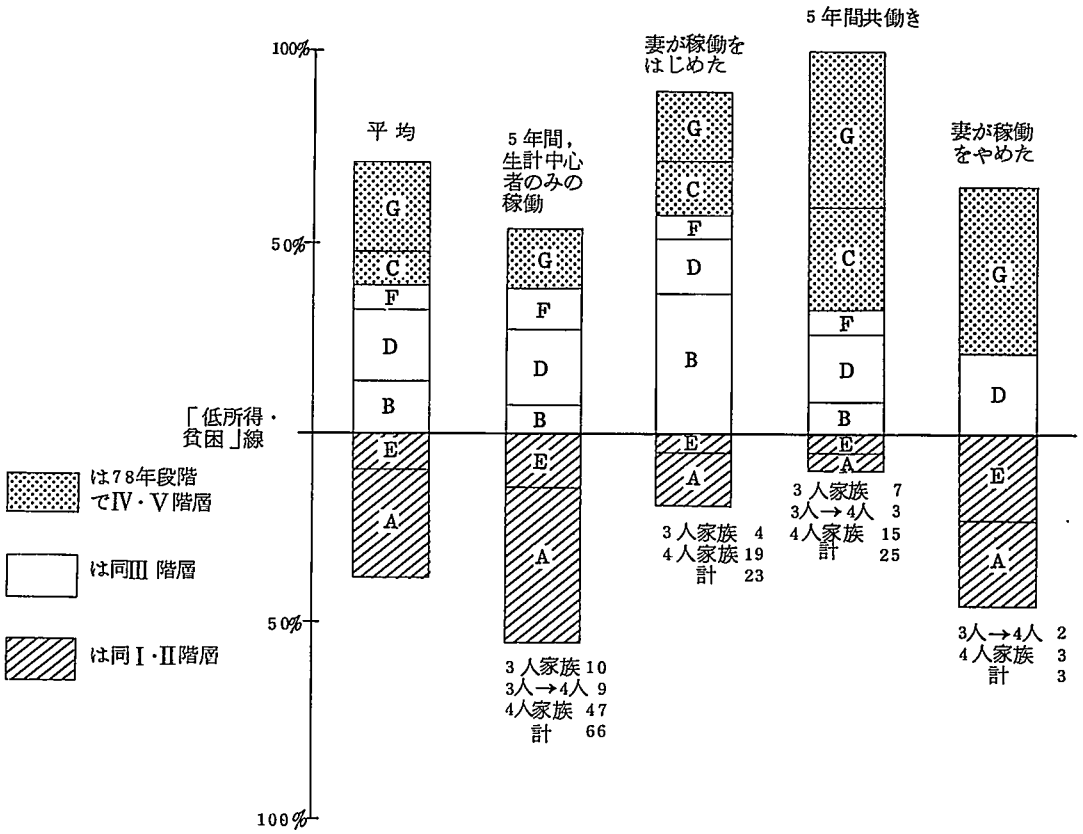

図5－2　共働きの所得階層変動に与える影響

夫婦＋非生産年令児（2人以内）で
5年間世帯類型に変化がなかった世帯

3項　世帯類型が変動した世帯

前出第3－7表から，世帯類型が基本的に変化した世帯をひろいだし，さらに世帯の老令化，生産年令に達した子供の増減，その他の世帯構成の変化をもとに分類すると，次の5つになる。すなわち，

a）世帯員が老令化した世帯
b）生産年令に達した子供が就労しはじめた世帯
c）生産年令に達した子供が転出した世帯
d）非生産年令層の子供が増加した世帯
e）世帯構成が拡大し変化した世帯
f）世帯が欠損化し縮少した世帯

以上の分類が厳密な規準にもとづくものではないことは明白であるが，それぞれに一定の性格をもたせてあり，核家族世帯の変化をみる目安にはなるであろう。またそれぞれの典型事例は，別表にそって紹介するつもりである。

a　世帯員が老令化した世帯（第5－4－a表）

これらの世帯は，前項で検討した「基本的に変化のなかった世帯」と類似しているが，主として生計中心者の老令化がどのような所得階層変動を示すかをみるために区別したものである。19世帯の世

帯構成は多様であるが，最も多いのは，類型№14から№19へ変化した世帯であった。

全体的な傾向としては，老令期に入ったとは言え，「安定型」の割合が約70％と高い。これは，73年当時生計中心者は働き盛りの時期であり，特別の事情がなければ，かなり経済的には安定していたはずである。

いま類型№14から№19へ変化した世帯を例にとれば，№14（もしくは№15）のまま変化のなかった世帯，（前出第５－３表参照）では「安定型」が75％に達しているわけで，№19へ変化した世帯もほぼこれらの世帯と所得階層変動の構成が似ている。ただ老令期に入ったという影響があるとすれば，「下降・転落型」が10世帯のうち３世帯ある点にみてとれる。

つまり生計中心者があらたに老令期に入っただけで，他に変化がない場合には，あまり所得階層変動にひびかず，とりわけ，「低所得・貧困層」とのかかわりはすくないと言える。ただしその期間は世帯構成の変化── 就労人員にかかわる変化がおこるまでのつかの間である。

第５－４－ａ表　世帯類型変動別・所得階層変動類型の分布

（世帯員が老令化した世帯）

世帯類型の変化 ＼ 所得階層変動類型	A	B	C	D	E	F	G	計
4 女単(40～55)→女老単	1						2	2
14 父+母+生→19老夫婦+生			(10.0) 1		(10.0) 1	(20.0) 2	(60.0) 6	(100.0) 10
16 父+母(40～55)→老夫婦							2	2
24 母＋生→女子老＋生		1					3	3
	(5.3) 1	(5.3) 1	(5.3) 1		(5.3) 1	(10.5) 2	(68.4) 13	(100.0) 19

ｂ　生産年令層の子供が増えた世帯（第５－４－ｂ表）

この分類に入る世帯は32ケースである。全体の特徴は，前記ａ分類より低いが「安定型」が半数を占め，急上昇型が 25.0％に達する点である。一般核家族で第１子が生産年令層に達する時期にあたるから，母子世帯以外では父親が生計中心者として就労しており，かつその所得はかなり高い水準になっているから，子供の就労がつけ加わると，急上昇する世帯が多くなるのである。しかし子供が３人いる世帯では，それでもなお，停滞型が２世帯，中位上昇型が１世帯みとめられる。

かくして78年時点でⅣ・Ⅴ階層にある者は75％に達するが，この状態は，就労をはじめた子供がその世帯にとどまる間つづくと考えられる。

第５－４－ｂ表　世帯類型変動別・所得階層変動類型分布

（生産年令層の子供が増えた世帯）

世帯類型の変化＼所得階層変動類型	A	B	C	D	E	F	G	計
8 父+母+非→14 父+母+生(非)		(5.9) 1	(17.6) 3	(5.9) 1	(5.9) 1		(64.7) 11	(100.0)17
〃 (~2)→老夫婦+生			1				1	2
11 〃 (3~)→父+母+生(+非)	2	1	2	1			1	7
17 老夫婦+非→老夫婦+生							1	1
20 老 夫 婦→老夫婦+生						1	1	2
21 母 + 非→母 + 生			2				1	3
計	(6.3) 2	(6.3) 2	(25.0) 8	(6.3) 2	(3.1) 1	(3.1) 1	(50.0) 16	(100.0)32

ｃ　生産年令に達した子供が転出した世帯（第５－４－ｃ表）

ｂ分類と逆に就労していた子供が減少した世帯で18ケースあった。この時期には両親の多くが老令期に入りはじめるが，ａ分類とのちがいは，そのことと同時に就労者が減少する点にある。だから「安定型」は全体の半分になり，老夫婦と生産年令層の子供のいた世帯が，老夫婦のみの世帯になった８ケースに典型的にみられるように転落型が目立つようになる。これらの世帯では73年当時世帯主が60才以上であったものだが，この５年間に50才台から60才台になった７世帯では，就労していた子供の転出はまだ所得階層にたいして影響をあたえない。しかしこれから先の状況は，前出第５－３表の類型№20のように「低所得・貧困層」として停滞する可能性は大である。

第５－４－ｃ表　世帯類型変動別・所得階層変動類型分布

（生産年令層の子供が減少した世帯）

世帯類型の変化＼所得階層変動類型	A	B	C	D	E	F	G	計
父+母+生(非)→父 + 母							1	1
14 父+母+生(+非)→老 夫 婦			2			1	4	7
父+母+生(+非)→父+母+非				1			1	2
老夫婦＋生 →老 夫 婦	(12.5) 1				(50.0) 4		(37.5) 3	(100.0)8
計	(5.5) 1		(11.1) 2	(5.5) 1	(22.2) 4	(5.5) 1	(50.0) 9	(100.0)18

ｄ　非生産年令層の子供が増加した世帯（第５－４－ｄ表）

15世帯のうち４ケースは，この５年間に第１子が誕生した世帯であり，他は子供が２人から３人になったものである。世帯数がすくないので，構成比でみるのは問題があるが，「停滞型」が後者では36.4%に達する。これは５年間子供を３人以上養育してきた世帯のその割合と一致する。しかし子供が３人になった世帯でも11世帯のうち，下降型変動をした世帯は１ケースにすぎず，予想を下回っている。こんにちでは，３人目の子供をもうけることはまれであり，（第５－３表によれば，２人未満の世帯119に対して３人以上の世帯は19で約６分の１にすぎない）そのことを決断する条件が，これらの世帯にはあるかもしれない。この点に関しては資料不足で今回は明らかにすることができなかった。

いずれにしても停滞型の比率が高く，「安定型」がすくないことは事実である。

第5－4－d表　世帯類型変動別・所得階層変動類型分布
（非生産年令層の子供が増加した世帯）

世帯類型の変化＼所得階層変動類型	A	B	C	D	E	F	G	計
7 父+母(～40)→父+母+非		2		1			1	4
8 父+母+非(~2)→父+母+非(3~)	(36.4) 4	(9.1) 1	(9.1) 1	(18.2) 2		(9.1) 1	(18.2) 2	(100.0)11
計	(26.7) 4	(20.0) 3	(6.7) 1	(20.0) 3		(6.7) 1	(20.0) 3	(100.0)15

e　世帯構成が拡大変化した世帯（第5－4－e表）

これらの世帯は婚姻により世帯が拡大した世帯で，子供の増加にともなう拡大とは異なる。わずかに3世帯しか事例がとれなかったが，これは婚姻によって姓がかわったり，地域移動をともなったりすることによって，追跡調査にとってはマイナス要因があることによると思われる。このうち男子単身世帯から老夫婦世帯になったものをのぞく2ケースは，世帯構成の変化にともなって生計中心者がかわってしまったので，所得階層変動を世帯類型変動と関連づけるわけにはいかない。いずれにしてもケース数も少ないので，表だけ参考のために掲げておく。

第5－4－e表　世帯類型変動別・所得階層変動類型分布
（世帯が拡大した世帯）

世帯類型の変化＼所得階層変動類型	A	B	C	D	E	F	G	計
2 女子単(~40)→父+母+非							1	1
3 男子単(40~59)→老　夫　婦				1				1
24 母　+　生→父+母+非		1						1
計		(33.3) 1		(33.3) 1			(33.3) 1	(100.0) 3

f　欠損・縮少した世帯（第5－4－f表）

ここでいう欠損化とは，この5年間に夫婦のどちらかが欠けたことを意味し，必ずしも生計中心者を欠くということではない。14世帯のうち10世帯は単身化したものである。以上のことを反映して，全体としては57%が「安定型」であった。

しかし母子世帯化した2世帯は，1ケース停滞型で，もう1ケースは転落型と，この変化が経済的状態の悪化をともなうことを示している。

なお母子世帯化に関連して興味深いのは，子供を含む世帯から男子単身世帯化した1ケースは，いわば母子世帯化の片われと考えられるが，急上昇型であった点である。これは子供の扶養責任をどの程度負っているかを別にすれば，子供を現に養育する側は「低所得・貧困層」へ転落し，それをまぬがれた側は，「低所得・貧困層」から脱出するとみれないこともない。つまりこのような特殊な事例からしても，子供の養育が「低所得・貧困層」への吸引力となっていることがうかがえる。

また女子老人単身化した6世帯のうち2世帯はやはり転落型であった。老人の単身化は特に女性に多くみられるが，不動産による所得でもない限り，こんにちの社会保障給付では全く不十分で，「低所得・貧困層」としての老後を送らなければならないことを意味している。

第５－４－ｆ表　世帯類型変動別・所得階層変動類型分布

（欠損化した世帯）

世帯類型の変化＼所得階層変動類型	A	B	C	D	E	F	G	計
父＋母＋非→母　＋　非	1				1			2
〃　→男単(40~59)			1					1
父＋母＋生→母　＋　生							1	1
〃　→女子単(40~54)							1	1
父　＋　母→女子老単					1			1
老夫婦＋生→男子老＋生							1	1
〃　→女子老単					1		1	2
老　夫　婦→男子老単							2	2
〃　→女子老単	1						2	3
計	(14.3) 2		(7.1) 1		(21.4) 3		(57.1) 8	(100.0)14

ま　と　め

以上世帯類型の変動した世帯についてその所得階層変動との関連を検討したが，世帯類型のかわらなかった世帯と比較するために，図５－１にかさねあわせて描くと，図5－3ののとうりである。矢印に付した数字は世帯類型№である。そうするとたとえば世帯類型№13に変化した世帯の棒グラフと，世帯類型№11～№13のままかわらなかった世帯のそれは，大変よく似ており，他の場合も同様のことが指摘できる。

結局，世帯類型で表されたライフステージごとに所得階層変動に特徴的なパターンがあるということになる。

本稿の課題にそって「低所得・貧困層」の存在形態とそこへの転落にかかわらせて整理すれば，以下のとおりである。

1）「低所得・貧困層」としてある一定期間，（すくなくとも今回の調査結果にもとづけば5年以上）停滞する確率の高い世帯類型は，非生産年令層の子供を養育する夫婦家族世帯，老人のみの世帯，および母子世帯である。そしてこれらの世帯類型のなかで，通常の世帯のなかでもっとも大きな割合を示めるのは，いうまでもなく，子もち夫婦家族世帯である。それは「停滞型」という言葉に込められているように，「低所得・貧困層」にある期間が一時的なものではなく，少くとも第１子が18才をすぎて，かつ就労しはじめるまで続く場合が多い。高等教育の普及にともなって，就労年令が延期されれば，それだけこの期間も長びく。

さらに，子供が２人であるよりも，３人以上である場合の方が，その影響は深刻である。

2）「低所得・貧困層」に転落しやすい世帯類型もまた上記の3つであるが，転落という動態は，単にそれだけにとどまらず一般核家族世帯，二世代以上の世帯をとわず，就労人員の減少，とくに無職化および，非稼働人員の増加と競合する場合にひきおこされる。老人単身世帯での無職化，母子世帯化などがその典型である。

3）「低所得層・貧困層」への転落阻止要因として，多就労化が各世帯で広くみられるところである

が，一般核家族世帯を例に共働きについて検討した結果，たしかに１人就労世帯に比較して「低所得・貧困層」との関係は疎となることが確認された。しかし，共働きの始期が子供の誕生以前からの場合には，所得階層の安定した部分へ引き上げる効果は大きいが，第１子誕生後あらたに妻が就労をはじめるという場合，その多くは第Ⅲ所得階層までで，たえず再転落する危険があるように思われる。

また多就労化は，それが可能である間は経済的に安定するとしても，転落要因のうちもっとも強く作用するものが，ほかならぬ就労人員の減少であることを想起するならば，本来の意味での「安定性」とは多少異質であると言わなければならない。

以上の結果は，職業的変動を全く捨象して，世帯類型変動との関係で分析したものにもとづいている。

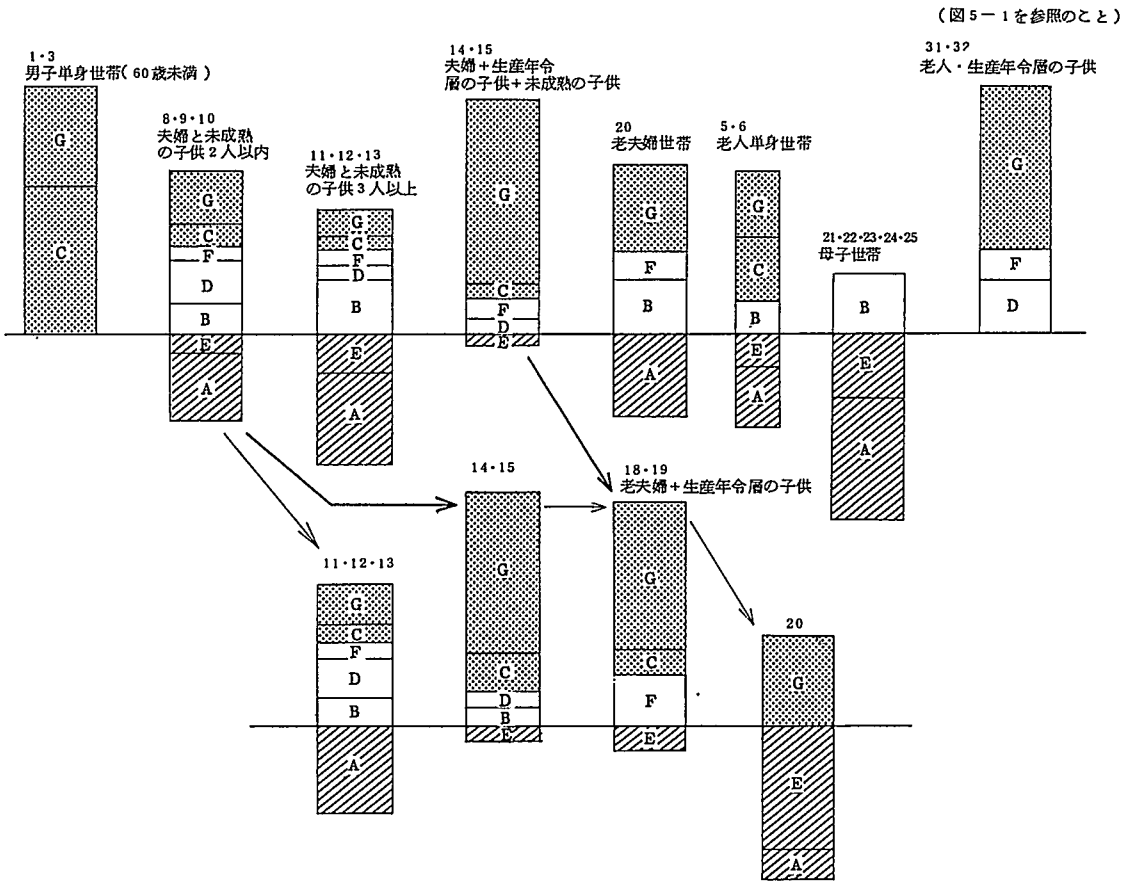

図５－３　世帯類型の変動した世帯における所得階層変動の状況

まとめにかえて

本稿の課題と範囲に照らしてみると，調査結果にもとづく一応の結論は，第5章の末尾でのべたことにほぼつきている。

したがって本稿全体のまとめもとくにはないが，追跡調査を実施した感想と，今後の課題を述べておくこととする。

1

追跡調査というのは，ともすると，課題の設定と仮説に関する吟味が甘くなる傾向にあるように思う。すくなくとも筆者の場合はそうであった。つまりすでに対象世帯に関する過去の情報があり，とにかく再調査に際して，様々な生活の局面についての聴きとりをすれば，なんとかなるといった安易さがあったのである。しかし，その結果を合理的な規準で整序して，課題を分析するということと，情報を豊富にもちあわせているということとは別の問題である。様々に変化する人間の社会生活の諸局面を，たとえ一断面であるにしろ切りとって，過去の情報との関係をつかもうとしても容易なことではないのである。78年時点での調査も，本稿で扱った項目の数倍にもおよぶ事項を調査しているが，活用しえたのはそのほんの一部分でしかない。したがって本稿は全体の初歩的な結果報告でしかないのである。

さらにもう一つ，これは本論でも触れたが「低所得・貧困層」の存在形態と創出過程にとってむしろ重要であると考えられる世帯――たとえば地域移動をしたケース，行方の確認できないケース等々の調査がほとんどできなかったことも，見通しの甘さとかかわる。地域移動のひんぱんなケースは，その職業移動とも関連があり，独自にでも追究する価値があるが，そのことに関する有効な手だてを欠いていた。

以上の問題は一見調査技術上のそれであるようにみえるが，追跡調査のあり方と分析視点にかかわる事柄である。その意味からも今後の課題としなければならない。

2

本稿は言うまでもなく，高山武志著「大都市における低所得層の調査」の続編であり，文字どおりその延長線上にある調査報告である。したがって前記報告書の結論をかさねて証明したという部分が多い。それはなによりも生活保護基準という尺度によって測定せられた「低所得・貧困層」は，ハンディキャップ世帯もさることながら，夫婦と子どもからなる，いわゆる核家族世帯に広範に分布しているという事実の証明から出発している。そして本稿でつけくわえられた事実があるとすれば，かのシーボム・ラウントリーが提示した貧乏線を上下する労働者生活の波動が，彼が第1次調査をおこなった時期から80年を経過したこんにちでも，きわめて規則正しく，労働者世帯の生活の上にあらわれているという点である。もちろん当時とこんにちの貧乏線の水準も消費生活の水準も異なっているし，本論でも指摘したとうり，こんにちでは，貧乏線以下の生活を回避するための試みとしての夫婦共働き，あるいは一家総働きが常態化しつつあるような状態ではあるが，要するに労働者家族の一生を通

してみれば，その時代の「社会生活」にこと欠く状態が，子供を養育する時期と，老令期にたちあらわれるという事実は，基本的に貫徹しているのである。

世帯構成員の多就労化は，一面ではこのような事態に対処するための努力に他ならないが，本稿で分析した世帯のなかには，夫婦共働きをしてもなお，こんにちの貧乏線以下の所得しか得ていないといった事例も散見され，その場合ラウントリーの時代より一層事態は深刻化しているとも言えるのである。

さらに「低所得・貧困層」への転落を，世帯構成の変化という側面からのみ考察すれば非稼働の世帯員が増加するということも一つの要因ではあるが，主たる原因は，転落防止の意味あいの強いはずの，多就労世帯にあって，就労の担い手の誰れかが，非稼働者になるとか，その世帯から去るといった，世帯内での就労人員の減少にあるのである。

本研究の対象となった世帯のなかには，調査の時点がちょうど，その世帯の転換期にさしかかっていたものも少くない。これらの世帯では所得階層の変動が著しかった。

いずれにしても本稿では，所得階層変動類型という分析用具で，都市住民の５年間の生活変動の一端を垣間見たにすぎない。

執 筆 者
杉 村 宏
（北海道大学教育学部・助教授）

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書 第22号

昭和57年3月15日 印刷
昭和57年3月20日 発行

発行機関 北海道大学教育学部 産業教育計画研究施設
060 札幌市北区11条西7丁目

発行者 布施鉄治

印刷所 北海道印刷企画株式会社
064 札幌市中央区南6条西24丁目22番地